



FRAMING THE PICTURE:

インドネシア、マレーシア、
シンガポールの
ラミン取引の評価

BY

リン・テック・ウィン
トニー・ソーハートノ
チェン・ヒン・ケオン

トラフィックサウスイーストアジア・レポート

TRAFFIC
SOUTHEAST ASIA

FRAMING THE PICTURE :

AN ASSESSMENT OF RAMIN TRADE IN INDONESIA, MALAYSIA AND SINGAPORE

インドネシア、シンガポール、マレーシアのラミン取引の評価

Lim Teck Wyn リン・テック・ウイン

Tonny Soehartono トニー・ソーハートノ

Chen Hin Keong チェン・ヒン・ケオン

和訳：トラフィック ノースアジア ジャパン



Credit: Reza Azmi/WildAsia.Net

ラミン、*Gorystylus* spp

目次

謝辞.....	iv
要旨.....	v
略称リスト.....	viii
はじめに.....	1
ラミンの生育地、生態、分布、現況.....	1
ラミンの取引.....	6
CITES 附属書へのラミンの掲載.....	7
報告書の目的.....	9
方法.....	9
インタビュー.....	9
現場調査.....	10
文献レビュー.....	10
ワークショップ.....	11
通貨.....	11
結果.....	12
CITES 施行の説明.....	12
取引の統計.....	21
考察.....	46
違法取引の程度の推測.....	46
インドネシアにおける伐採.....	50
インドネシアからの密輸、マレーシアとシンガポールへ.....	52
マレーシアとシンガポールによる、インドネシアからの密輸ラミンの再輸出.....	64
CITES 附属書 へのラミン <i>Gonystylus</i> spp.の掲載.....	66
結論.....	69
3 カ国.....	69
インドネシア.....	69
マレーシアとシンガポール.....	69
提言.....	69
概要.....	69
3 カ国.....	70
インドネシア.....	71
マレーシア.....	72
シンガポール.....	73

非生育国.....	74
脚注.....	75
REFERENCES.....	79
ANNEX 1:	Distribution and status of <i>Gonystylus</i> spp.
ANNEX 2:	Vernacular names of <i>Gonystylus</i> spp.
ANNEX 3:	Definition of CITES Appendices I, II and III
ANNEX 4:	Participants of the National and Tri-National Workshops
ANNEX 5:	Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Indonesia
ANNEX 6:	Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Malaysia
ANNEX 7:	Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Singapore
ANNEX 8:	Harmonised System of Customs Classification (HS Codes) Making Specific Reference to "Ramin" Used by Singapore and Malaysia
ANNEX 9:	The "unofficial" Lee-Suharto 1976 trade-statistics agreement
ANNEX 10:	Scheduled locations of Customs check points in Indonesia, Malaysia and Singapore
ANNEX 11:	Terminology and coding systems for timber products, with special reference to items containing Ramin and Ramin parts and derivatives
ANNEX 12:	Summary of Recommendations of the Tri-National Ramin Workshop, April 15-16 2004, Kuala Lumpur, Malaysia

謝辞

本プロジェクトを完結するまでには、多くの方々に時間と専門知識、独自調査の資料、専門的アドバイスをいただきました。またインタビューや通信、未出版の報告書、さらに国内ワークショップと3カ国ワークショップを通じて、多くの方々から貴重な情報をいただきました。本報告書は、インドネシア、マレーシア、シンガポールの CITES 管理当局の協力と支援なしには完成しなかったでしょう。管理当局の職員であるインドネシア森林省森林保護局のパク・ウィドド・ラモノ、パク・サメディ、マレーシア木材産業評議会のエンシク・ジュマツ・アマッド、シンガポール農食獣医局 (AVA) のボビー・リー・フック・オン、オン・アイ・キムの各氏にはお世話になりました。

サラワク森林局のフランシス・チャイ・ヤン・チュウ、マレーシア木材会議のアイミ・リー・アブダラー、シンガポール AVA のオン・アイ・キム各氏からのコメント、そして報告書をチェックし、アドバイスと援助を提供して下さったトラフィックヨーロッパのアレクサンドレ・アフレ、トラフィックインターナショナルのステーブン・ブロード、マイヤ・シロラ、サブリー・ザインの各氏に感謝しています。

本プロジェクトと報告書はまた、トラフィックの職員の貴重なアドバイスと力添えなしには完成しませんでした。トラフィックインターナショナルのステーブン・ブロード、サブリー・ザイン、ジュリー・グレイ、マイヤ・シロラ、トラフィックイーストアジアのクレイグ・カークパトリック、シウ・ホンファ・ジョイス・ウー、石原明子、トラフィックヨーロッパのアレクサンドレ・アフレ、マクシミリアノ・ロッコ、トラフィックノースアメリカのサイモン・ハベル、トラフィックオセアニアのロブ・パリージョーンズ、そしてジェームス・コムプトン、ノレイニー・アワング・アナック、ジュリア・ウング・スーチェン、シーマ・アブドゥル・アジズ、ジーニス・M・アブダラー、クリス・シェパードの各氏、ご協力ありがとうございました。

最後となりましたがトラフィックサウスイーストアジアによる本報告書の調査と出版は、英国の外国・連邦事務局からの資金提供により可能になりました。感謝の意を表します。

要旨

ラミンの違法な伐採を憂慮し、インドネシアは 2001 年、ラミン *Gonystylus* 属全種をワシントン条約 (CITES) の附属書 に掲載した。CITES は、この植物種の取引において管理されるべき (製品の) 形状を規定している。インドネシアは、CITES で注釈 #1¹ として知られる、特定の胎芽を例外としラミンのすべての部分・派生物の規制を要請した。これまで記録されているラミンの国際取引は、主に切断材や木釘や型板のような半加工製品、そして完成品 (家具、絵画の額、ビリヤードのキューなど) であり、注釈 #1 は、この取引の性格をそのままに反映している。ラミンを附属書 に (*Gonystylus bancanus* を 1 つの種として) 掲載しようの試みがなされたのは、1992 年のことだった。以前ラミンの CITES への掲載に反対した人々は、木材種の国際取引に関しては FAO (国連食糧農業機関) や ITTO などの他の国際フォーラム (組織) が扱う方が適していると考えたのである。

Gonystylus 属は 30 種以上からなり、マレーシア地域のほとんどに生育する。もっとも多様性が見られるのはボルネオ (約 27 種) で、マレー半島とスマトラ (それぞれ 6 種) がそれに続く。その他の生育国ではどこも、1、2 種が生育しているだけである。木材取引が行われているのは 6 種に限られ、すべてラミンの名で扱われ、もっとも取引量があるのは *G.bancanus* である。*G.bancanus* 木材の主要生産国はインドネシアとマレーシアである。

本報告書は、インドネシア、マレーシア、シンガポール国内でのラミン *Gonystylus* 種の取引を監視するため、2001 年 8 月に同種が掲載された附属書 に関して、現行の履行方法の効果を評価するものである。本報告書は、2003 年 7 月から 2004 年 7 月にかけて行われた調査にもとづき、その調査内容には入手可能な取引データの分析、数多くのインタビュー、現地視察、国および 3 カ国レベルでの関係者を交えたワークショップが含まれる。

文献によると、取引の中心となっている *G.bancanus* については原生地のほとんどで、深刻な森林の荒廃が進んでいる。わずかに残されている原生泥炭湿地では、違法の伐採が進んでいたり (インドネシアの国立公園)、合法の利用 (伐採) (マレー半島の生産用森林保護区) が行われている。ラミンの年間収穫量は、インドネシアでは 1970 年代に 150 万 m³ だったが 2001 年には 13 万 1,307m³ にまで激減し、マレーシアでは、ピーク時である 1989 年の年間 60 万 m³ から 2000 年の 13 万 7,512m³ に減少した。ラミンの保護状況は深刻である。

これに加え、ラミン生育地のかなりの部分が非森林利用のために伐採されており、*Gonystylus* のほとんどの種が、IUCN レッドリストの危急種 (VU) であると評価されることとなった。様々なラミンの種の木材を識別することの難しさが、インドネシアがラミン属をまるごと附属書 に掲載したもうひとつの理由である。

2001 年度に報告されている全マレーシア地区で生産されたラミン切断材の国際取引で、輸入量が多いのは中国や香港、ドイツ、イタリア、日本、シンガポール、台湾であり、その全取引量は 4 万 m³ にのぼる。2002 年度では、インドネシア産の加工ラミンの主要購買国は、1,716m³ を輸入したイタリアをはじめとする EU 諸国である。

だが今回入手されたラミンの国際取引に関するデータを分析した結果、輸出国による報告と輸入国の記録の間で、また CITES 事務局への報告と各国税関当局への報告との間に、それぞれ大きく違いがあることが明らかになった。

この報告書は、インドネシアで違法に伐採されたラミンが、今なおインドネシアから直接消費国に、またマレーシアやシンガポールを経由して世界市場に流れていることを明らかにしている。この違法取引の原因は、CITES 履行の不徹底さと、インドネシアやマレーシア、シンガポールの管理システムの甘さである。これら 3 カ国の主要税関担当者が、CITES の規定について一般的に無知であることは問題である。業者のなかには、これらの行政 / 法律上の抜け穴を利用して、一定量のインドネシア産の違法ラミンを、ロンダリングしている可能性がある。

違法ラミンの積荷が押収されたのは、インドネシアとマレーシア、シンガポール、さらに輸入または再輸出を行っている非生産国であるアメリカやイギリス、カナダ、香港、イタリアにおいてである。アメリカでは、ピリヤードのキュー-88 万 3 千本という大量の違法ラミン製品が輸入現場で当局により押収された。2001 年に CITES に掲載されてから、イギリスでは 2,000kg を超えるラミン（大半は加工製品）が没収されている。これは、ラミンの違法取引が国際的に蔓延しており、その密輸を最小限に抑えるには各国間の協力が必要であることを示している。

CITES の附属書 掲載による取引管理を行うにあたって、主要な生育国であるインドネシアとマレーシアでは、様々な機関の間や中央政府と地方政府との間での協力体制が欠けているために、その効果が上がっていない。インドネシアでは、特に違法伐採と輸出管理に問題がある。さらにはマレーシアとシンガポールにおいて、CITES の履行不徹底により輸入の抜け穴をふせげずにいること、またインドネシア産ラミンの違法な再輸出を止められないでいることが、問題を深刻にしている。

インドネシアはラミン *Gonystylus* 属を附属書 Ⅱ から附属書 Ⅲ に移行することを提案しており、それは 2004 年 10 月に開催される第 13 回 CITES 締約国会議において議論される。この報告書では、それが現行の問題の解決になるかについても検討される。

国内法を施行する上での根本的な問題を解決することが、この木材商品の持続的管理と長期的保護には不可欠である。ラミン取引に関する違反を阻止するためにすみやかに情報交換を行い、輸出国、再輸出国、輸入国の間での現行の CITES 施行の方法を改善することが、何よりも重要である。

インドネシアおよびマレーシアにおける国内ワークショップと話し合い、そしてインドネシア・マレーシア・シンガポールの 3 カ国ワークショップを含む本調査にもとづき、違法ラミン取引の管理向上と違法取引をなくすための行動の勧告を以下に示す。その概要は次のとおりである。

3 カ国において：

- インドネシア、マレーシア、シンガポール間のラミン取引に関する CITES 履行のための 3 カ国タスク・フォースを立ち上げる。
- すみやかな情報交換を実現するため、現行の方法を改良する。
- ラミンの輸出および再輸出の条件（法律と手続き）に関する情報を広める。
- 3 カ国間で交換されるラミンの積荷と製品について関税 HS コードを整合させる。
- CITES 各管理当局と税関局の間での統計上のくい違いについて明らかにする。

インドネシア：

- 国および州レベルでの取引に関する法の履行方法と監視方法を改善する。
- 国内のラミンの在庫を検査し再登録する。
- CITES 施行と履行に関する情報を、当該政府当局、業者、その他の関係者に理解させること。
- ラミン取引を監視するよう森林自然保護局の州担当当局に命じること。
- 森林省、貿易産業省、税関、国立統計局の間の協力・調整を向上させること。
- (マレーシア・シンガポール間の) 物々交換取引問題に関し、関係当局 (税関と貿易産業省) の間で内部的問題を解決すること。

マレーシア：

- 輸入に関して CITES 施行の手続きを確認し、履行する。
- マレー半島での、違法の陸揚げの地点として知られていて、その可能性のある地点の監視のレベルとチェックの頻度を上げる。
- マレーシアの CITES 許可書、そしてそれと同等の原産地証明書が、マレーシア産である事実を確認したラミンにのみ与えられるように予防的手続きを確立する。
- 押収された違法ラミンの積荷の処分の手続きを標準化し、それを施行する。
- CITES の施行と履行についての情報を、関係当局、業界、その他の関係者に広める。
- インドネシアとの「物々交換取引」の同意のもとで行われる木材取引の条件と手続きが、CITES の規定と矛盾しないようにすること。
- 自由取引ゾーンが、違法ラミンをロンダリングするために利用されぬよう、適切なシステムを作ること。
- マレーシアの原生ラミンの数を特定するための、詳細な一覧を用意する。

シンガポール：

- 提案されている 3 カ国タスク・フォースの施行を支持する。
- インドネシアとのラミン取引に関する正確な統計 (資料) を用意する。
- 関連当局に対し、木材の識別および CITES 施行のために、さらに訓練を施すこと。
- インドネシアからマレーシアに持ち込まれる木材積荷のチェックを改善すること。
- 条約適用以前に伐採されたラミンの在庫分のモニターが十分行われること。

非生育国：

- 取引される CITES 附属書 の掲載種の標本を追跡するために現行の HS コードシステムの精度を向上させる。
- CITES 附属書 の施行に関する規定を、国内法に含めること。
- 植物種に関する CITES の履行に関して、国内法を改善する。
- 第 13 回 CITES 締約国会議で *Gonystylus* 属全種が附属書 に移行された場合、ラミン取引の効果的な規制に関し、附属書 の場合に比べてどのような利点があるか考えること。

略称リスト

AAC	Annual Allowable Cut
AFCD	Agriculture, Fisheries and Conservation Department (Hong Kong)
AFTA	ASEAN Free Trade Area
AHTN	ASEAN Harmonised Tariff Nomenclature
Anon.	Anonymous
ASEAN	Association of South-East Asian Nations
AVA	Singapore Agri-Food and Veterinary Authority
B/L	Bill of lading
BBC	British Broadcasting Corporation
BCJ	builders' carpentry and joinery
BOFT	Bureau of Foreign Trade (Taiwan, Province of China)
BPS	Biro Pusat Statistik (National Bureau of Statistics, Indonesia)
BRIK	Badan Revitalisasi Industri Kehutanan (Timber Industry Revitalisation Body)
c.	circa
c.i.f.	cost, insurance, freight (as being included in a price)
CBD	Convention on Biological Diversity
CED	Customs and Excise Department
CITES	Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora
CGK	Port of Jakarta
cm	centimetre
cm ²	square centimetres
Conf.	Conference
CoP	Conference of Parties
CSO	Customs Service Officer
DANIDA	Danish International Development Assistance
DO	Delivery order
Doc.	Document
E	East
e.g.	exempli gratia ('for example')
EC	European Commission
ESA	Endangered Species (Import and Export) Act 1989
et al.	et alia ('and others')
etc	et cetera (and so on)
EU	European Union
Exco	Executive Council
f.o.b.	free on board
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations
FCO	Foreign and Commonwealth Office of the United Kingdom
FD	forestry department
F-Jointed	finger-jointed timber
FRIM	Forest Research Institute, Malaysia :
FSC	Forest Stewardship Council
G.	Gonystylus (when used before the species epithet, e.g. G. bancanus)
GBP	British Pound Sterling
GEF	Global Environment Facility
ha	hectare

HHW	Heavy hardwood timber
HM	Her Majesty's
HPH	Hak Pengusahaan Hutan (forest concession licence in Indonesia)
HSCodes	Harmonised System of Customs Classification
Ibid	Ibidem ('in the same place')
ID	Indonesia
IDR	Indonesian Rupiah
IE	Singapore International Enterprise Singapore
IMF	International Monetary Fund
in litt	in litterarum (via written correspondence)
IPPK	small forest exploitation permits of less than 100 ha (ID)
ITTO	International Tropical Timber Organization
IUCN	World Conservation Union
JK	Jabatan Kastam (Malaysian Customs Department)
KD	kiln dried
Kep	Keputusan ('Decree')
kg	kilogramme
Kpts	Keputusan ('Decree')
KPU	Kementerian Perusahaan Utama (Ministry of Primary Industries in Malaysia)
LEI	Lembaga Ekolabel Indonesia (Indonesian Ecolabel Board)
LHW	Light hardwood timber
LIPI	CITES Scientific Authority in Indonesia
LSS	large scantlings and squares
m	metre
m ³	cubic metre
MATRADE	Malaysian Trade Development Organisation
MGR	Malaysian Grading Rules
MHW	Medium hardwood timber
MITI	Malaysian Minister of International Trade and Industry
MLH	mixed light hardwood species
MNS	Malaysian Nature Society
MNRE	Ministry of Natural Resources and Environment
MPIC	Ministry of Plantation Industries and Commodities
MOSTE	Ministry of Science, Technology and Environment
MTC	Malaysian Timber Council
MTCC	Malaysian Timber Certification Council
MTI	Ministry of Trade and Industry (Indonesia).
MTIB	Malaysian Timber Industry Board
MY	Malaysia
MYR	Malaysian Ringgit
N	North
n/a	not available
NB.	Nota Bene (note well)
NDF	Non-Detriment Finding
NE	Not Evaluated
NES	Not Elsewhere Specified
NFI	National Forest Inventory
NGO	non-governmental organisation

はじめに

ラミンの生育地、生態、分布、現況

Gonystylus は、*Thymelaeaceae* 科の亜科である *Gonystyloideae* に属する植物の 3 つの属のひとつである (表 1)。現在、*Gonystylus* は 31 種 (および 1 変種) あり、高木といくつかの低木よりなる (ANNEX 1)。今も新種が発見されている¹。

表 1

Gonystylus 属の分類

分類	名称
界	Plantae
門	Tracheophyta
綱	Magnoliopsida
目	Myrtales
科	Thymelaeaceae
亜科	Gonystyloideae

出典 : www.redlist.org

Gonystylus 属は、ニコバーやソロモン、フィジー諸島を含む東南アジア全域に分布している。*Gonystylus* の多様性中心はボルネオ島にあり、そこで残存する樹木群は森林破壊によりまばらになり減少している。

図 1 . *Gonystylus* 属の約 31 種の分布 (実線で囲まれた部分)。数字は、主要諸島で知られる *Gonystylus* の種数を示す。(*G. macrophyllus* は、同属の分布域全域に生育。) (van Steenis, 1948)

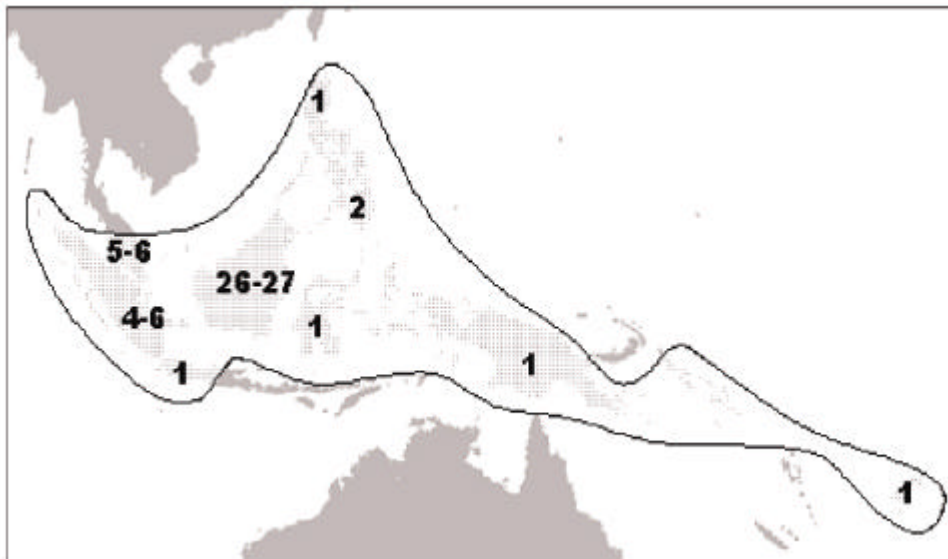
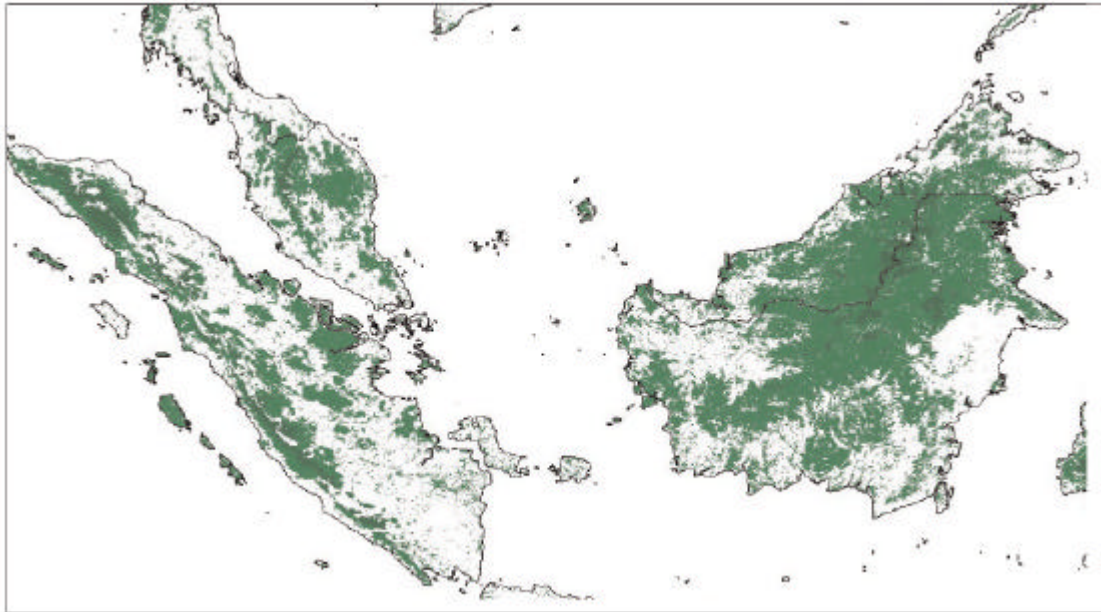


図 2. スマトラ、マレー半島（マレー半島とタイ南部の一部を含む）とボルネオの分布域中心部の自然森林生育地の広がり（2000年3月）。



出典: adapted from Stibig et al. (2002: 11)

この生育地で *Gonystylus* は、Gaharu Buaya や Medang Keladi (ボルネオ)、Melawis (マレー半島)、また Lanutan-Bagyo や Anauan (フィリピン) など色々な名称で呼ばれている (van Steenis, 1948)。様々な種について 100 以上の現地語の名前がついている (ANNEX 2) が、*Gonystylus* の通常の属名でありその木材の取引名は「ラミン」である (Soerianegara and Lemmens, 1993)²。

世界自然保護モニタリングセンター(WCMC)が *Gonystylus* の 15 種についてその保護状況を評価した結果を表 2 に示した (Oldfield et al. 1998)。これには、1994 年の IUCN レッドリストのカテゴリーと基準 (version 2.3) が使われ、15 種すべてが野生において近い将来絶滅の高い危険に直面する危急種(VU)であると評価された。この結果にもとづいて、この 15 種は 2000 年以降、IUCN の絶滅に瀕する種のレッドリストに掲載されることになった (Hilton-Taylor, 2000)。

表 2

Gonystylus spp. の保護状況

IUCN カテゴリー Ver. 2.3. (1994)	種数
NE (評価されていないもの)	16
VU A 1c + 2c	10
VU A 1cd + 2cd	3
VU A 1cd	2

出典: Oldfield et al., 1998

注:

A1c: 生育面積や生育地の広がり減少、生育地の質の悪化が原因で、過去 10 年または 3 世代のどちらか長い期間に、個体数の少なくとも 20% の減少が観察、判断、推察、推測されたか疑われた個体群。

A1d：実際に行われた、または行われたかもしれない伐採が原因で、過去 10 年または 3 世代のどちらか長い期間に、個体数の少なくとも 20%の減少が観察、判断、推察、推測されたか疑われた個体群。

A2c：生育面積や生育地の広がり減少、または生育地の質の悪化が原因で、今後 10 年または 3 世代のどちらか長い期間に、個体数の少なくとも 20%の減少が予見されたか疑われた個体群。

A2d：実際または潜在的な開発のレベルによって、今後 10 年または 3 世代のどちらか長い期間に、個体数の少なくとも 20%の減少が予見されたか疑われた個体群。

「絶滅に瀕する」種として掲載すべきかの決定にあたり、12 の種が 2 つの条件を、3 種が 4 つの条件をそれぞれ満たした。特に以下の脅威が確認された。

- (i) 生育地の損失、質の悪化、抜き取り、木材、選択的伐採（進行中）³。
- (ii) 生育地の損失、質の悪化、抜き取り、木材、全面的伐採（進行中）⁴。

これらの脅威は、もっとも重要なラミン材資源として個体群が著しく枯渇してきていると思われる種 *Gonystylus bancanus* の場合、特に深刻である（Oldfield et al., 1998）。同種はまた生育地域の減少によっても脅威にさらされ（Oldfield et al., 1998）、残存する個体群もまばらになりつつある（図 3a-d）。



Gonystylus spp. の果実

図 3 . スマトラ東海岸、マレー半島、ボルネオの西および南海外の低地泥炭湿地林の分布。
G. bancanus の生育地である (Andriesse, 1992)。四角い枠は、図 3a、3b、3c、3d の地域を示す。

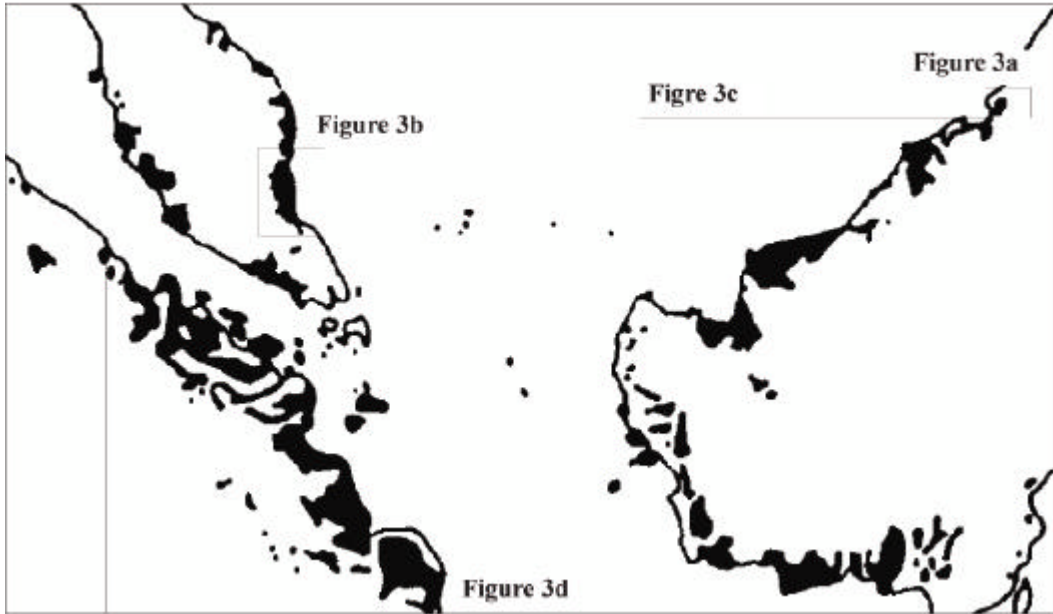


図 3 a . クリアス森林保護区(3,630 ha)の泥炭湿地林の原型と現在の比較。マレーシアのサバ州で
 唯一伐採から守られている *Gonystylus bancanus* の生育地 (サバ森林局報告書, (Anon., 2003g))。
 森林保護区の境界線は黒い実線で示す。

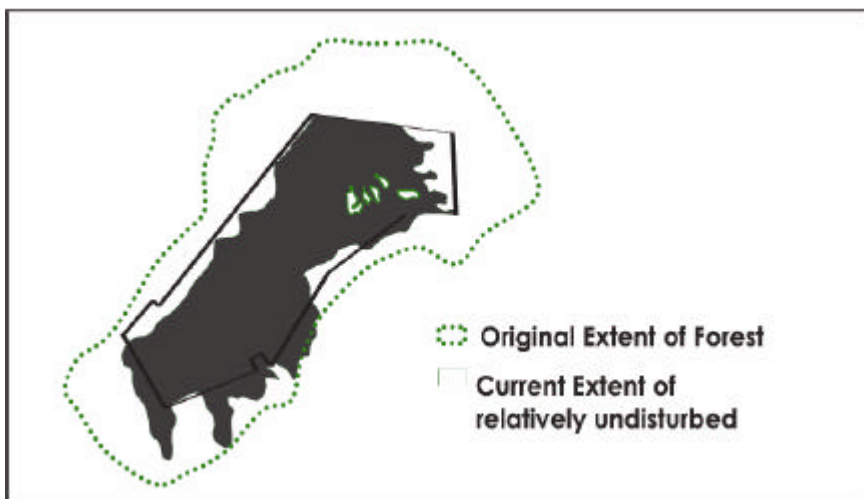


図 3 b . パハン東南部の泥炭湿地林の分布の原型と現在の比較。マレー半島で唯一残されている重要な *Gonystylus bancanus* の生育地。当初 160,000ha あった永久森林保護区だが、現在残っているのは 90,000ha 以下である。森林保護区の境界は黒い実線で示す（保護区は北から南へ、ペカン森林保護区、ケドンドン森林保護区、ネナシ森林保護区、レサク森林保護区）。出典：ペハン州森林局報告書（Anon., 2003h）。

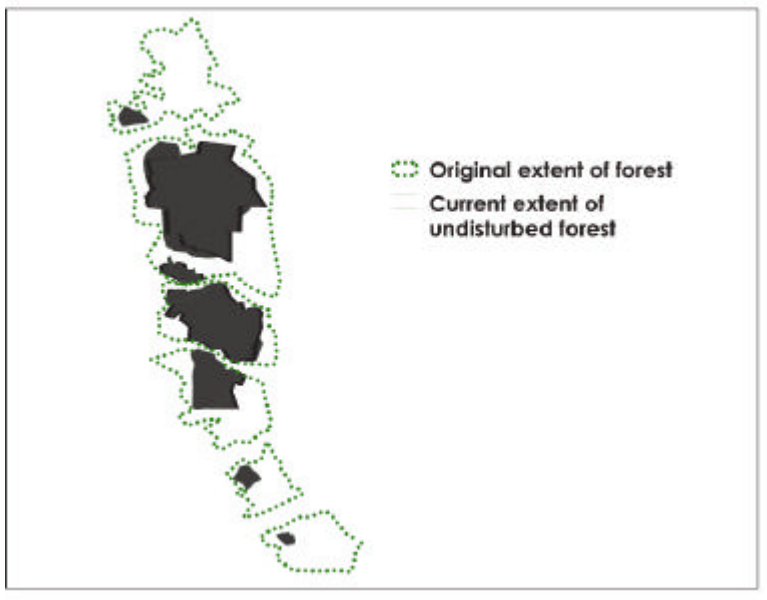
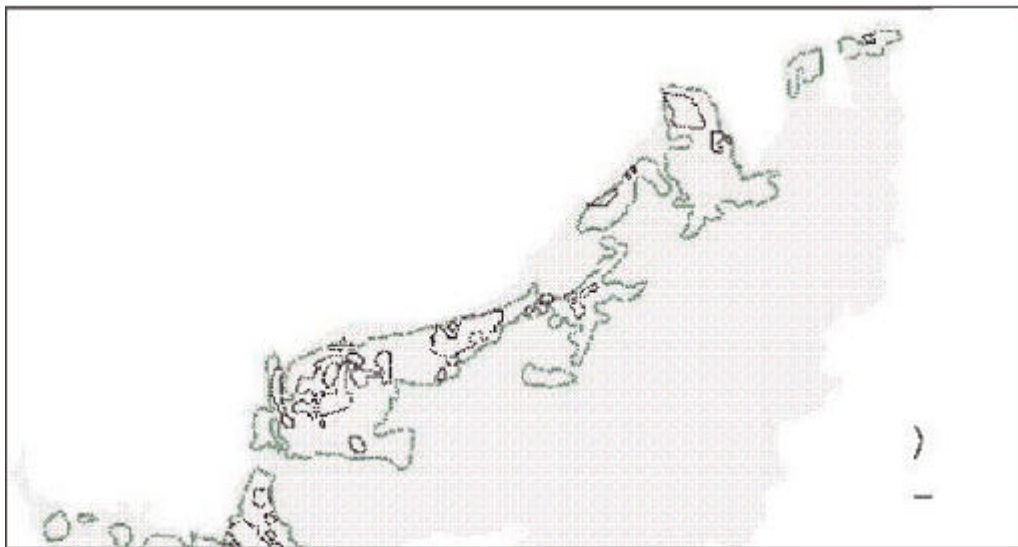
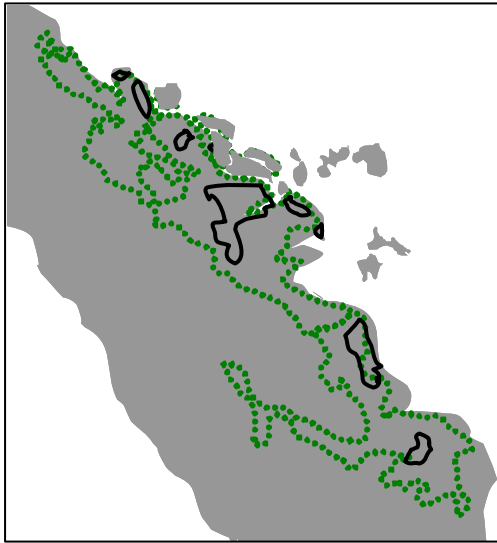


図 3 c . 当初 124 万 ha あったマレーシア、サラワクの泥炭湿地林（点線で囲んだ地域）と現在の湿地林保護区（色のついた部分）。サラワクの泥炭湿地林は 1970 年までにその全域で伐採されたか、または伐採用ライセンスの対象となった。（Collins, et al., 1991）



出典: adapted from map entitled "Constituted Permanent Forest Estate", Sarawak Forest Department Website; and "Distribution of Peat Soils in Sarawak".

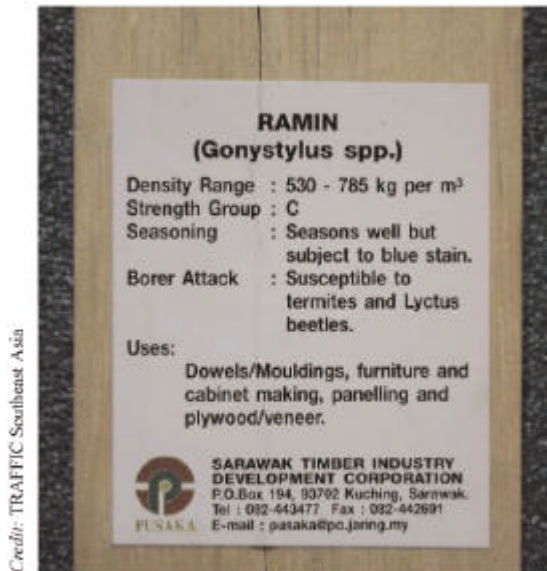
図 3 d . インドネシアのスマトラの泥炭湿地林 (970 万 ha) (点線)と保護区(実線)。



出典 : adapted from Collins *et al.* (1991)

ラミンの取引

ラミンは硬質材で軽量のものからやや重いものまでである。芯材は白、黄白色または黄色で、時に乾燥すると藁色になるが、厚さ 3~6 cm の辺材との境界は明瞭でない。密度は 460~840kg/m³で、湿度容量は 15%である。木目はまっすぐか浅い縞目で、材質はやや目が細かなものからやや粗めのものがあり、なめらかなものもある。表面はわずかに光沢があり、はっきりした模様はない。



ラミンのサンプル。材木の質に関する重要な Statistics が記載されている。

van Steenis(1948)は 1940 年代、*Gonystylus* 種のほとんどが、商業的にはそれほど重要ではないと述べていた(表 3)。しかし同氏はその後、「近年、建築工事材や板材、箱などに *G. bancanus* (の木材) が相当に利用されている」と述べている (van Steenis, 1948)。事実、van Steenis のその発言から 55 年とたたぬうちに、何百万 m³ ものラミン材が採取され、何万種もの製品を作るために取引されてきた(後述「結果」と「考察」を参照)。1 m³ 分のラミン切断材は、500 米ドル以上の価値をもち、同種の年間国際取引量は 1 億米ドルを上回っている(「取引統計」を参照)。

表 3

Gonystylus spp.の利用

種	用途
<i>G. affinis</i>	マレーシアのネグリ・セムピランで家屋建設に利用される木材（赤みがかり、水に浮く）。
<i>G. bancanus</i>	軽量の建設に一般に使われる木材。芯材からお香を作る。
<i>G. confusus</i>	出産の後に根を煎じて薬として使う（マレーシアのパハン他）。
<i>G. forbesii</i>	比較的硬い重量のある木材。重要ではない建築材。
<i>G. keithii</i>	マレーシアのサバで漁労用毒（実を砕き灰を混ぜて使う）および薬（具体的説明なし）。
<i>G. macrophyllus</i>	比較的重い建築用材。芯材からお香を作る。
<i>G. maingayi</i>	家屋建築用板と厚板用の木材。出産の後、根を煎じたものを避妊薬として利用。
<i>G. micranthus</i>	厚板用の木材。
<i>G. velutinus</i>	厚板用、家屋建築用の木材（マレーシアのサラワク）。
<i>G. xylocarpus</i>	安い家具のための木材（マレーシアのサラワク）。

出典: van Steenis (1948), Soerianegara and Lemmens (1993)

CITES 附属書へのラミンの掲載

CITES⁵ の各締約国は、取引が *Gonystylus* 全種に与える影響について長期にわたり審議してきた。1992 年の第 8 回締約国会議において、オランダはラミン (*Gonystylus bancanus*) を附属書 に掲載することを提案した。しかしラミンの生育国の不支持が明らかになり、提案は撤回された (Soehartono and Mardiasuti, 2002)。1994 年の第 9 回締約国会議で、オランダは再びラミンの附属書掲載を提案したが、各国を説得することはできなかった⁶。

ラミンに関する CITES の（締約国による）討議の後、デンマークとマレーシアの専門家が 1990 年代半ばに調査を行い、「*G. bancanus* は、その過度に伐採された森林の再生は懸念されるものの、マレーシアの湿地林での絶滅の脅威はない」と結論した (Oldfield et al., 1998)。

2001 年、国内の保護区における違法伐採を憂慮したインドネシアは、4 月 12 日からの割当量ゼロを条件に *Gonystylus* 全種の個体群を CITES 附属書 に掲載した (CITES 通達, No.2001/026)。附属書 とは、すでに同種の取引を規制していた締約国の要請で掲載された種のリストであり、その違法または持続的でない利用を防止するためには、各国の協力が必要となる。

しかしラミンが初めて掲載されると、インドネシアは同種の輸出を全面的に禁止した。そして 2001 年 6 月 11 日、インドネシアは、同年 4 月 12 日以前にストックされた 21,034m³ の登録済み在庫分 *Gonystylus* を取引用に提供すると表明し、それは 8 月 5 日までとした。さらにインドネシアは、スマトラ、リアウ州の PT ダイヤモンド・ラヤ木材会社⁷ 利権地 (図 11) 産の *Gonystylus* 種の木材および製品を取引に提供することを決定した (CITES 通達, No.2001/040)。このダイヤモンド・ラヤ社は、国の証明書発行機構であるインドネシア・エコラベル評議会 (LEI) 発行の「持続可能な森林管理証書」をもち、また森林管理会議 (FSC) が認可した「良好森林管理証書」も保持している。ダイヤモンド・ラヤのラミンは、その親会社である PT ウニセラヤ社により、インドネシアで加工されている。

これら当初の通達については、後に多くの修正が加えられた。CITES 事務局は 2001 年 8 月 10 日、インドネシアが在庫分木材の取引期限を同年 8 月 5 日から 12 月 31 日まで延期したとの通達を出した (CITES 通達, No.2001/053) が、その期間、在庫からの木材には CITES 輸出許可書が義務づけられた。

インドネシアは注釈# 13 により *Gonystylus* 種を掲載した。注釈# 1 は、CITES への木材種の掲載に関しもっとも適用範囲の大きい注釈である。上付き文字の 3 は、附属書 を意味し、それは附属書 および に使われた注釈と区別するためのものである。⁸

マレーシアは 2001 年 8 月 17 日、切断材および丸太を除き、*Gonystylus* 全種の部分および派生物と認められるものすべてを留保した (CITES 通達, No.2001/068)。マレーシアはこの留保により、型板や木釘などのラミン製品の取引に関して非締約国とみなされることとなった。マレーシアはこれらの製品に関し、非締約国として CITES の規定を免除される (以下、「CITES 規定の概要」および ANNEX 3 を参照)。

報告書の目的

本報告書の目的は、インドネシアとマレーシア、シンガポールのラミン *Gonystylus* 全種に関し、CITES の規定を履行するためにとられた方策の効力を評価することである。

方法

本報告書は、2003年7月から2004年7月にかけて行われた調査にもとづいている。使われた方法には、机上分析、現場調査、インタビューによる諮問、取引産業に従事する人々の協力、一連のワークショップ、諸機関から得られた取引データの収集が含まれる。

インタビュー

以下の組織・団体の代表者に、公式および非公式のインタビューを行った。

インドネシア

- CITES 管理当局：森林局、森林自然保護局（PHKA）
- 税関・物品税事務局長
- 森林利用局長官
- 国立統計局（BPS）
- 貿易産業省
- ジャカルタ、リアウ、西カリマンタンの各州森林局
- WWF インドネシアの ITTO-違法伐採プロジェクト

マレーシア

マレーシアでは、以下に示す連邦政府の代表者、およびマレーシアの 3 州（マレー半島、サバ、サラワク）の州政府代表者たちにインタビューを行った。

- 連邦第一産業省
- CITES 管理当局：
マレーシア木材産業評議会（MTIB）
サラワク森林局
- マレーシア木材会議（MTC）
- マレーシア木材証明書会議（MTCC）
- サバ州森林局
- マレーシア大学サバ校、国際熱帯林学科
- サラワク木材産業開発社（STIDC）
- 王立マレーシア税関物品税局（サバ、サラワク、パハン、ジョホル）
- マレー半島の森林局本部
- 州森林局：セラングール、パハン
- サラワク森林社（SFC）
- サラワク木材協会（STA）
- マレーシア自然協会（MNS）クチン支部

- WWF マレーシア
- 野生生物保護協会 (WCS) マレーシア、マレーシアのクチン
- 国連開発プログラム、マレーシア森林調査協会 (FRIM)
- (UNDP)世界環境設備 (GEF) 泥炭湿地林プロジェクト
- デンマーク国際開発支援が泥炭湿地林プロジェクトを支援
- リンバカ森林社

シンガポール

- CITES 管理当局：
シンガポール農食獣医当局 (AVA)
- 税関、出入国管理、検疫 (ジュロン港)

現場調査

現場調査では、多くの森林や港、工場を訪問し、管理システム一般の評価 (特に *Gonystylus* 全種に関する管理システムの評価) を行った。2003 年 7 月から 12 月にかけて訪問した現場を以下に示す。

森林

- パハン州ペカン森林保護区 (泥炭湿地林)
- セランゴール州セレンダ森林保護区 (乾燥内陸林)
- サバ州デラマコット森林保護区 (乾燥内陸森林・淡水湿地林)
- サバ州 KTS 植林免許地区 (乾燥内陸林)

工場

- サバ州サンダカン、シマオ合板工場
- サバ州タワウ、KD 合板工場

港および国境チェックポイント

- マレー半島：ケラン港、ムアル、タツパハット
- サバ：コタ・キナバル、サンダカン、タワウ (パラウ・セビティク 東カリマンタン、ヌヌカン産木材の搬入港)
- サラワク：セマンタン、テベドゥ、ルボク・アントゥ (西カリマンタンからの木材の陸揚げ地点)
- シンガポール：ジュロン (リアウからの木材の陸揚げ地点)
- インドネシア：ジャカルタ、パレンバン、リアウ、バダウ、エンティコン、テベドゥ

文献レビュー

出版された文献および未出版の文献を、従来の方法およびウェブサイトを利用して検証した。特に以下に示す図書館およびデータバンク機関が役に立った。

- PHKAおよび国立統計局（ジャカルタ）
- ハーバリウム・ボゴリエンス植物標本館（ボゴール）
- 森林局（マンガラ・ワナバクティ）図書館
- トラフィックサウスイーストアジア（ペタリン・ジャヤ）
- WWFマレーシア、ボルネオ・プログラム（コタ・キナバル）
- マレー半島森林局本部（クアラルンプール）
- シンガポール国際会社（同社は近年設立されたシンガポール取引開発評議会である）

多くの CITES 締約国の年次報告書の取引統計は、国連環境プログラム・世界自然保護モニタリングセンター（UNEP-WCMC）によって CITES 取引データベースにまとめられる（<http://sea.unep-wcmc.org/citestrade/>）。このデータベースは、本文中では以後「UNEP-WCMC データベース」と表記する。

ワークショップ

調査の主な結果を発表し、政府と業界（の関係者）からの反応を引き出すために、6 カ月の間に 3 回のワークショップを開いた。これらのワークショップとは、インドネシア（2003 年 1 月 7 日、ボゴール、於パングランゴ・ホテル）およびマレーシア（2004 年 3 月 8 日、クアラルンプール、於ヴィスティナ・ホテル）で開かれた国内ワークショップと、2004 年 4 月 15～16 日にクアラルンプールで開かれたインドネシア、マレーシア、シンガポールの 3 カ国ワークショップである。3 カ国ワークショップの参加者リストは ANNEX 4 に掲載。

通貨

本文では次の通貨換算レートを使用している。特に断らない限り、2004 年 5 月 1 日のレートを使用した。

<u>地域の通貨</u>	<u>米ドルへの換算</u>
マレーシア・リングgit (MYR)	0.26 米ドル (1998 年から)
スターリング・ポンド (GBP)	1.8 米ドル
シンガポール・ドル (SGD)	0.58 米ドル
インドネシア・ルピー (IDR)	0.0001 米ドル

結果

CITES 施行の説明

CITES 附属書 の条件についての概要

CITES 附属書 の種は、すでに当該種の取引を規制している締約国の要請により掲載され、持続可能でない採取または違法の採取を防ぐために他の締約国の協力を必要とするものである。附属書に掲載されている種の国際取引は、適切な許可書または証明書の提示によってのみ許可される（ANNEX 3 参照）。

附属書 への *Gonystylus* 全種の掲載に伴い、CITES 締約国が関係するすべてのラミン取引には、CITES 管理当局または非締約国が推薦したしかるべき当局が発行した許可書または証明書が必要である。

- CITES 原産地証明書（締約国からの輸出に際して）
- CITES 輸出許可書（当該種を附属書に掲載した締約国 インドネシア からの輸出に際して）
- CITES 再輸出証明書（締約国からの再輸出に際して）
- CITES 「条約適用以前の」証明書（掲載日以前に再輸出締約国がすでに輸入していた、登録済み在庫分からの再輸出に際して）
- 非締約国の原産地証明書（非締約国から締約国へすでに輸出されたものの輸入に際して。すなわち、マレーシアから締約国が輸入した部分および派生物。ただし切断材と丸太を除く。）
- 非締約国の再輸出証明書（非締約国から締約国へ再輸出されたものの輸入に際して。すなわち締約国がマレーシア経由で輸入した部分および派生物。切断材と丸太を除く。）

この CITES のシステムは、理論的には以下のように機能する。締約国はまず、CITES の規定を国内で施行できるよう、国内法を制定するかそれに代わる法的基準を定める必要がある。その法律に従い、掲載種の輸出者は、当局に許可書または証明書の申請を行うことが義務づけられる。その輸出が認可される前に、税関がその許可書または証明書の発行を確認するよう規定しなければならない。さらに輸入が認可される前に、その許可書または証明書は輸入国の税関で再びチェックされる。

以下のセクションでは、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおいて、これら CITES が定める義務が果たされているかを検討する。

インドネシア

概略

インドネシアは 1978 年 12 月に CITES の締約国となり、条約は 1979 年 3 月に発効した。インドネシアは以下に示す様々な法的機能により CITES を施行している。

- i.) 法律 (*Undang-Undang*)
- ii.) 政府の規定 (*Peraturan Pemerintah*)
- iii.) 大統領令 (*Keputusan Presiden*)
- iv.) 省令 (*Keputusan Menteri*)

これらの機能にはその権限に上下の順があり、法律がもっとも高い位置にある。インドネシアでの CITES の施行は、これらすべての機能による⁹。だが 1998 年以来、ジャカルタの中央政府は地方政府当局（州と地域）にかなりの自治権を与えている。この自治権により地方令も出され、それが時に中央政府の命令との対立を引き起こしている（この問題については、「考察」のセクションでさらに吟味する）。

CITES、特にラミンに関する条項の施行については、森林局が 3 つの省令を出している。第一の省令は、ラミンの採取と取引を完全に禁じている。第二の省令は、多くの厳格な条件のもと、ラミンの制限付き伐採に関して規定している。第三の省令は、ラミンの輸出手続きに関する詳細を規定している（ラミンの輸出者は PHKA から CITES 輸出許可書を得なければならない）。表 4 でわかるように、省令 1 と 2 により、CITES 通達が出された（これら省令の引用は ANNEX 5 に掲載）。

表 4
インドネシアの省令と、それに対応する CITES の通告

出典	発効日	参照番号
インドネシアの省令	2001.4.11	No. 127/Kpts-V/2001
CITES の通達	2001.5.18	No. 2001/026
インドネシアの省令	2001.6.11	No. 168/Kpts-IV/2001
CITES の通達	2001.7.9	No. 2001/040
CITES の通達	2001.8.10	No. 2001/053
インドネシアの省令	2001.10.30	No. 1613/Kpts-II/2001

インドネシアの省令 3 は最終的に 2001 年 10 月 30 日に出されたが、CITES の通達には至っていない。省令 3 の規定のいくつかは、CITES の範囲を超えている。例えば、ダイヤモンド・ラヤ産や登録済み在庫分のものであっても、ラミンの丸太、切断材、合板の輸出は省令により禁止されている。しかし登録済み在庫分¹⁰のもので、型板や木釘、ブラインドには CITES 輸出許可書が出される。省令の 1~3(2)c は、CITES 事務局が他の締約国に対して一旦通達により通知をしたなら、ラミンを含むその他の製品は、許可書なしでも輸出できると規定している。ただし、そのような通達はまだ出されていない。

森林局の省令は、財務省に通達され、財務省は税関物品税局局長を通して回状を発し、当該施行担当官たちはその回状によって内容を通知された。

税関担当官はインドネシアからの輸出物を監視する前線に立っている。税関手続きにより、輸出者は輸出申告をしなければならない¹¹。ラミンの輸出に PHKA 発行の CITES 輸出許可書が必要であることは、ラミンに関する回状に明記されている。輸出規制については、貿易産業省の省令（No.288/MPP/Kep/7/1997）に一般に明記されている。回状は、ラミンが今や保護の対象であり¹²、ラミンを含む製品は「管理された輸出商品」であり、それは PHKA の承認によってのみ輸出が可能になると言明している。2002 年 1 月、貿易産業省がさらに省令を出し¹³、それにより事実上、CITES 附属書 および に掲載されるすべての動植物種の輸出が禁じられた¹⁴。しかしこの省令は、ラミンを含めその対象となる種を明示してはいない。貿易産業省は現時点で、ラミンを明示した命令を出していない。貿易産業省の省令の施行責任をどの局がとるのか、また CITES に関する PHKA の指令と重複する部分があるかどうか、はっきりしない。

貿易産業省による禁止にもかかわらず、PHKA はラミンの輸出を承認し続けている。PHKA の承認は、木材の原産地にもとづいている。前述のとおり、CITES の通達は、インドネシア産のラミン材について 3 つの出所を認めている。

- i.) 条約適用以前に登録された在庫分のラミン
- ii.) PT ダイヤモンド・ラヤ木材会社の利権地からのラミン
- iii.) その他の出所（輸出が許可されていない）からのラミン

2001 年 12 月 31 日まで、輸出が許可されていた唯一のラミンは在庫分であった。2002 年 1 月 1 日からは、ダイヤモンド・ラヤ産のラミンのみが輸出を許可されていた。PHKA は在庫分に関し、州森林当局が発行する承認状と在庫検査票を条件とした。ダイヤモンド・ラヤ産のラミンについて、PHKA は州森林当局の承認状と合法的森林製品証明書を経済条件とした。合法的森林製品証明書は、ダイヤモンド・ラヤ譲渡の際に行われた「有害でないとの判断」（NDF）の結果にもとづく年間伐採許可割当に照らして発行される。

PHKA はその後、CITES 輸出許可書を 5 通 1 組で発行する。その原本は積荷に添え、コピーは（1）税関、（2）PHKA の地域事務所、（3）PHKA 本部、（4）輸出者へそれぞれ渡される。

マレーシア

概略

マレーシアは 1977 年 10 月に CITES 締約国となり、条約は 1978 年 1 月に発効した。マレーシア産木材種の CITES への掲載の手続きについては、Chen と Perumal が詳細に吟味した（2002）。それにより明らかになった情報の大半は今も有意である。その要旨に、最新の情報とラミンに関する情報を加えて下に示した。CITES を実際に施行する上で生じた問題については、本報告書の「考察」のセクションで吟味する。マレーシアにおける持続可能な森林管理については、BOX 1 で要点をかいつまんで検討を行う。

マレーシアでは、CITES の締約国になった 1977 年から 2004 年 3 月 27 日まで、国内調整当局・科学当局を担当したのは、連邦科学技術・環境省（MOSTE）であった¹⁵。しかしマレー半島¹⁶、サバ、サラワクにおいて法律的、政治的、行政的機構が異なっていたため、マレーシアにおける CITES の施行は、多くの異なった法律のシステムおよび管理当局によって管轄されている（表 5）。

表 5

マレーシアの CITES 管理当局

地域	製品	管理当局
マレー半島 ¹⁶	木材 植物 動物 水産生物	マレーシア木材産業評議会 (MTIB) 農業局 野生生物・国立公園局 漁業局、魚類健康管理・検疫センター
サバ	木材 植物・動物 水産生物	マレーシア木材産業評議会 (MTIB) サバ野生生物局 漁業局
サラワク	すべての製品	サラワク森林局

注：「木材」とは、木材と木材製品を指す。「動物」には、魚と海洋種は含まれない。

水産生物とはすべての海洋種を指すが、カウソとジュゴン、カメは除く。

出典：CITES Directory 2003

マレーシアでは、管理の対象となる物品は、財務省が出した禁止令によって規制されている。禁止令は、マレーシア連邦会議が制定した 1967 年の税関条例により同省に与えられた権限によって発令したものである。1998 年の輸出禁止法により¹⁷、丸太、切断材、型板、合板、パーティクルボード、ファイバーボードの輸出にはすべて、木材輸出許可書 (Form JK69 として知られている) が必要で、この許可書は毎年マレーシア木材産業評議会 (MTIB) により承認される。また MTIB がこの許可書を発行する権限は、1973 年のマレーシア木材産業評議会条例により与えられたものである (同法本文の、これに関連する部分は ANNEX 6 に掲載)。

CITES 附属書 へのラミンの掲載に伴い、第一産業大臣は指令 (KPU Directive, 6/8/01) を発し、マレーシア木材産業評議会 (MTIB) に対し、ラミンの丸太や切断材の輸出申請者に、CITES 原産地証明書および CITES 再輸出証明書を発行する権限を与えた。さらに MTIB には、マレーシア産のラミンの部分および派生物 (切断材と丸太を除く) に非締約国の原産地証明書を、そしてその他の国から輸入されたラミンの部分および派生物 (切断材と丸太を除く) に非締約国・再輸出証明書を発行できる「管轄当局」に任命された。

1998 年の輸入禁止法¹⁸ により、マレーシアに木材や長材 (角材やスクエア材)¹⁹ を持ち込もうとする輸入者は、年ごとに輸入許可書をマレーシア木材産業評議会 (MTIB) より得なければならない。上記の (第一産業省の) 指令により、ラミンの木材や長材の持ち込みを申請する輸入者は、MTIB が証明書を発行する前に、輸出国が発行した正当な CITES 輸出許可書、CITES 原産地証明書または CITES 再輸出証明書を MTIB に提出しなければならない。

サラワクでは、木材取引の規定に関する木材産業評議会条例の規約は、これから履行されることになる²⁰。サラワク資源計画大臣は、サラワク州議会が発令した野生生物保護法 (1998 年) (サラワク Chapter 6) のもと、2001 年 11 月に通達を出した。この通達により、サラワクのラミンに関する CITES 原産地証明書と再輸出証明書の発行に関する行政的責任は、森林局に



Credit: TRAFFIC Southeast Asia

丸太と切断材の原産国を確認することは、当該政府当局にとってもっとも難しい仕事である。

帰することとなった（森林局は国立公園・野生生物課およびシブ、ミリ、ピントウル、クチンの各地域森林事務所を管轄）。各地域の森林事務所はまた、ラミンの部分と派生物について原産地証明書および再輸出証明書を発行する責任をもつ（森林局長の私信、2003年3月18日）。

BOX 1

マレーシアにおける森林の持続的管理

マレーシアは、生物多様性条約（1993年）や国際熱帯木材条約（ITTA）（1994年）、国際重要湿地条約（1975年、批准は1995年）の各条約を批准することで、森林資源を持続的に管理するという根本方針を全般的に支持する姿勢を示した。持続性とは、国家森林政策1978（1992年改定）とサバの森林政策（1954年）、サラワクの森林政策（1954年）にとって鍵となるコンセプトでもある。持続的生産の方針により各州は、国家森林会議から、5ヵ年計画にもとづき5年ごとに年間伐採割当を受けている。

マレー半島における政策の施行状況は、多角的な国内・国外の監査システム（国家森林目録（NFI）など）によって監視され10年ごとに評価されている。NFIは特にラミン（乾燥森林種および湿地種 *G. bancanus* を含む）について監視している。NFIによる10年ごとの評価に加え、マレーシア木材ライセンス会議が調整している第三者評価が毎年出される。さらに国際森林管理協議会（FSC）の自主ライセンス計画のもと、独立第三者団体が、選定された森林地域について評価を行っている。

その他のラミン生産国

その他のラミン生育国、例えばフィジーやパプアニューギニア、フィリピン、ソロモン諸島などからの輸出について、CITES事務局への報告はない。それは主要な商業種であるラミン種 *G. bancanus* がこれらの国々に生育していないからかもしれない。しかしこれらの国々が他の *Gonystylus* 種を輸出している可能性はあり、その場合、それは適切なCITESの書類なしに行われているか、報告されていないかのどちらかである。

フィジーでは、*G. punctatus* A.C. Smith は、フィジー絶滅危惧種・保護種条例（2002）の付表1に掲載されている。同条例セクション9.1は、この種の標本の輸出にはフィジー環境局発行の許可書が必要であると規定している（R. Parry-Johns, トラフィックオセアニアからトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004年6月24日）。

シンガポールの概要

シンガポールには、*G. bancanus* や他の *Gonystylus* 種がいくつか生育するが、ラミンの国内生産はなく、生産林もない。しかしシンガポールは、ラミンの重要な輸入国であり再輸出国である（以下の「取引統計」セクション参照）。

シンガポールは1986年11月にCITES締約国となり、1987年2月に条約が発効した。シンガポールは、絶滅危惧種（輸入と輸出）条例²¹（ESA）（1989）によってCITES規定を履行している。ラミンは2002年1月1日より同条例に掲載されている（ANNEX 7参照）。

上記 ESA 条例の規定の施行を担当している管理当局は、シンガポール農食獣医当局 (AVA) である。同条例により、原産国からの関係書類なしに、ESA 掲載種を輸入することは違法である。また CITES 許可書なしに、掲載種を輸出・再輸出するのも違法である。ESA 条例の違反者は訴追され、5,000 シンガポール・ドル (2,900 米ドル) 以下の罰金 (常習犯に対しては 10,000 シンガポール・ドル (5,800 米ドル) が科されるか、または (あるいはそれに加え) 1 年の禁固刑と定められている (米ドルへの換算レートは 2004 年のもの)。

AVA は、トレードネット (シンガポール国際会社 (IE シンガポール) によって運営されるオンラインの統合的輸出入システム) によって取引の管理を行っている。シンガポール国際会社は、シンガポール取引開発評議会が最近法人化されたものである。シンガポールの正式な木材取引手続き規定では、輸入、輸出、再輸出の申請はトレードネットを使って行われなければならない (Anon., 2003i)。

トレードネットでは、すべての輸出入の積送品は税関分類法 (Harmonised System of Customs Classification: HS コード)²² で表示しなければならない。CITES 掲載種を具体的に示す HS コードは、AVA の承認を義務づけている。例えば HS コード 440729500 (ANNEX 8 参照) のもと、ラミンの切断材の再輸出の申請物には、AVA CITES 許可書が必要であることが自動的に通知される。これらの許可書の申請には、AVA の CITES 許可書 (植物種用) 申請申込書を提出しなければならない。AVA は申請を承認する前に、業者に対し、正式な CITES 輸出許可書、原産地証明書、または再輸出許可書の提示を義務づけている。CITES 附属書、の掲載種に関する条件は、AVA のウェブサイトでは以下のように説明されている。

「輸入申請には、輸出国からの CITES 輸出許可書、そしてその標本の合法的入手を証明する書類が必要である。申請書と CITES 輸出 / 再輸出許可書のコピーは、標本が到着する少なくとも 1 週間前に CITES Unit (または植物管理部 植物衛生管理部) に提出されなければならない。許可書は、申請日の翌日から受け取り可能である (休日を除く)。...CITES 輸出 / 再輸出許可書の原本は、税関通過直後に AVA に提出しなければならない。」

「CITES 許可書の手数料は現金または小切手で支払われる。...積荷 1 つごとに許可書が必要で、それは 3 ヶ月間有効である。手数料については次のとおり。種またはその部分・派生物の証明書: 1 通 27 ドル (16 米ドル)、旅行者または個人使用のための製品の輸出・再輸出許可書: 1 通 10 ドル (5.8 米ドル)、証明書の真正コピー証明書: 1 通 8.5 ドル (5 米ドル)、サービス料: (a) 1 時間以内: 63 ドル (37 米ドル)、(b) (時間外または緊急の場合): 1 時間 80 ドル (46 米ドル)」 (CITES 許可書の申請、AVA ウェブサイト、Anon. 2003l)

条約適用以前のものに関して、AVA は 2001 年 8 月以前のラミンの在庫分について登録を行った。その量についての詳細は公にされていない。ESA のもとでは、輸送中のラミンは CITES の管轄下にはない。税関条例 1960 Cutom Act 1960 の下でも同様である。(Chapter 70, Laws of Singapore) (s.34(3))

しかし AVA 代表者は、シンガポールが時に輸送ゾーンにおいて CITES を履行し、履行を可能にするために ESA が改定されていることを、3 カ国ワークショップにおいて述べている (Anon., 2004e)。



インドネシアからシンガポールに持ち込まれるミックス硬材の積み荷には、様々な樹木種が含まれる。この木材の山は、2003年9月24日にジュロン物々交換所で陸揚げされたもので、これから分類される。木材の色、明るさ、皮の質、木の幹の形から、ある程度の識別ができる。写真右上の大きな色の薄い丸太など、多くの丸太がラミン *G. bancanus* に見える。(特に皮の繊維質の縞は、ラミンの特色である)。

AVA は税関担当官と緊密に協力して、CITES の施行を進めている。AVA は、ラミンの附属書掲載の後、ラミンとその類似種である Jelutong (*Dyera* spp.) や Pulai (*Alstonia* spp.) などを見分けるためにラミンのサンプルを税関チェックポイントに提供している。これらの情報により、AVA と税関は、多量の違法なラミン切断材の押収に何度も成功してきた(以下、インドネシアからシンガポールへの切断材木取引の統計結果を参照)。シンガポール代表は 3 カ国ワークショップにおいて、押収されたラミンの積荷の一部が、インドネシアから違法ラミンを輸入しようとしたシンガポールの業者の費用でインドネシアに送還されたと発表した (Anon., 2004e)。

その他の輸入業者/再輸出業者

非生育国のラミンについて CITES を履行するための法的規定は、理論的には沢山ある。しかし理論的に管理の枠組は考えられるものの、これら規定の妥当(十分)性については問題が多い。多くの非生育国の輸入手続きとラミンに関する条約の施行に関して、以下に問題点を指摘する。取引手続きに関する情報があり、またその国のラミン取引の重要性が高い国々を選んで分析した。

EUにおける輸入管理

トラフィックヨーロッパの報告 (Anon., 2004a) によると、ラミンの輸入は、税関での発覚を避けるため、違う種のラベルを貼ったり、添付書類(請求書、船荷目録、詳細書など)に種名を書かずに、CITES の書類なしで EU に輸入されている。

そのような行為は、もちろん EU の輸入手続きに違反する。EU では、ラミンは EU 野生生物取引規定の Annex C に掲載されている - 主として会議規定 (EC) No.338/97 と委員会規定 (EC, No.1808/2001)。Annex C の掲載種を輸入するには、輸入者は、輸入国の管理当局が発行する CITES 輸入通知書を得なければならない。この通知書を得るには、真正の CITES 輸出許可書、CITES 原産地証明書または CITES 再輸出証明書(または非締約国の同等文書)の提示が必要である。一般に、EU に標本が到着する際に原本を提示するならば、通知書の発行には書類のコピーで十分である。税関を通過するには、輸入通告と輸出書類をヨーロッパの税関担当官に提示しなければならない。EU 野生生物取引規定は、すべての EU 国に適用される。しかしトラフィックヨーロッパの報告書によれば、ラミンを独立した分類で扱っていないといった、ヨーロッパの HS コードの不十分さのため、取引規定の履行が妨げられている (Anon., 2004a)。

Berends (2002) によれば、ヨーロッパ諸国の税関管理へのアプローチは近年変わってきている。以前の管理は物理的管理に焦点を当て、管理は国境に集中していたが、費用と時間がかかるものであった。今日では品物の移動が非常に増加したため、物理的な介入がよりむずかしくなった。EU では、ひとつの市場に向けられるすべての物品・商品のうち、税関通過の際に十分に検査されているのは、わずか 3% である。したがって EU における管理の戦略と手続きは、近代化し改善されなくてはならない。

税関での管理をより簡略化し、焦点をしばり、その効果を最大限にすべく、新しい方策が用意された。例えば、特定の時と場所を選び、注意深く選び抜いた商品を検査する方法である。コンピューターによるリスク分析を使った、輸入後の徹底的な検査がより広範に行われ、そのプロセスは複雑化している (Affre and Kathe, in prep.)。

Affre と Kathe は、CITES 掲載木材種の取引を管理するため、税関担当官が採用できる実際的な技術について深く詳細に説明している。この技術には、次に示す要素について、管理担当者の知識を増やす方法も含まれる。

- i) 木材取引の統計情報源
- ii) 木材業者の取引の実際
- iii) 木材取引に関連する違法活動
- iv) 種のレベルにおける正確な情報の入手
- v) 国および国際レベルで他の当局と協力を進める可能性

台湾における輸入規制

EU で直面する問題は、その他の輸入目的地で直面する問題と似ている。例えば台湾では、野生動物の狩猟と取引を規制する野生生物保護法があるが、それは野生植物の取引を規制していない。台湾の CITES 管理当局は、外国貿易局 (BOFT) である。同局は、外国貿易法によって CITES を履行している。しかしこの外国貿易法は附属書 および の掲載種 (植物を含む) にのみ適用されるもので、附属書 掲載種の取引を規制する法律が台湾にはない。したがって BOFT と税関は、附属書の種をチェックしていないのである (J. Wu, トラフィックイーストアジアからトラフィックインターナショナルへの私信、2004 年 1 月 19 日)

香港における輸入規制

香港の CITES 管理当局は農業・漁業・自然保護局 (AFCD) で、税関・物品税局 (CED) と協力して許可書の発行および条約の履行を行っている。CITES の大半の種は動植物 (絶滅危惧種保護) 条例に掲載されている。しかしこの法令は、CITES について具体的に言及していない。それでも AFCD のウェブサイトは、ライセンスと許可書のシステムによって、CITES 種の取引の管理に、いかに動植物条例が利用されているかを示している (Anon., 2004i)。

ここで危惧されるのは、香港の法令が、最新情報を自動的に取り入れて附属書 掲載種を含むことをせず、ラミンの掲載にも時間がかかったことである (Chan, 2004)。それでも AFCD は、ラミンなどの種については、それが法令に掲載される以前から CITES 再輸出許可書を発行している (Chan, 2004)。附属書 掲載種に輸入ライセンスは必要でないが、同局は 2002 年に 343m³ のラミン、2003

年には 1,649 m³ のラミンの輸入を報告している。香港は附属書 の種に関しては、輸出許可書を義務づけている（2002 年には 116.4m³ のラミンに 4 通のライセンスを、2003 年には 422.2m³ のラミンに 5 通のライセンスを発行している）（Chan, 2004）。

北米における輸入規制

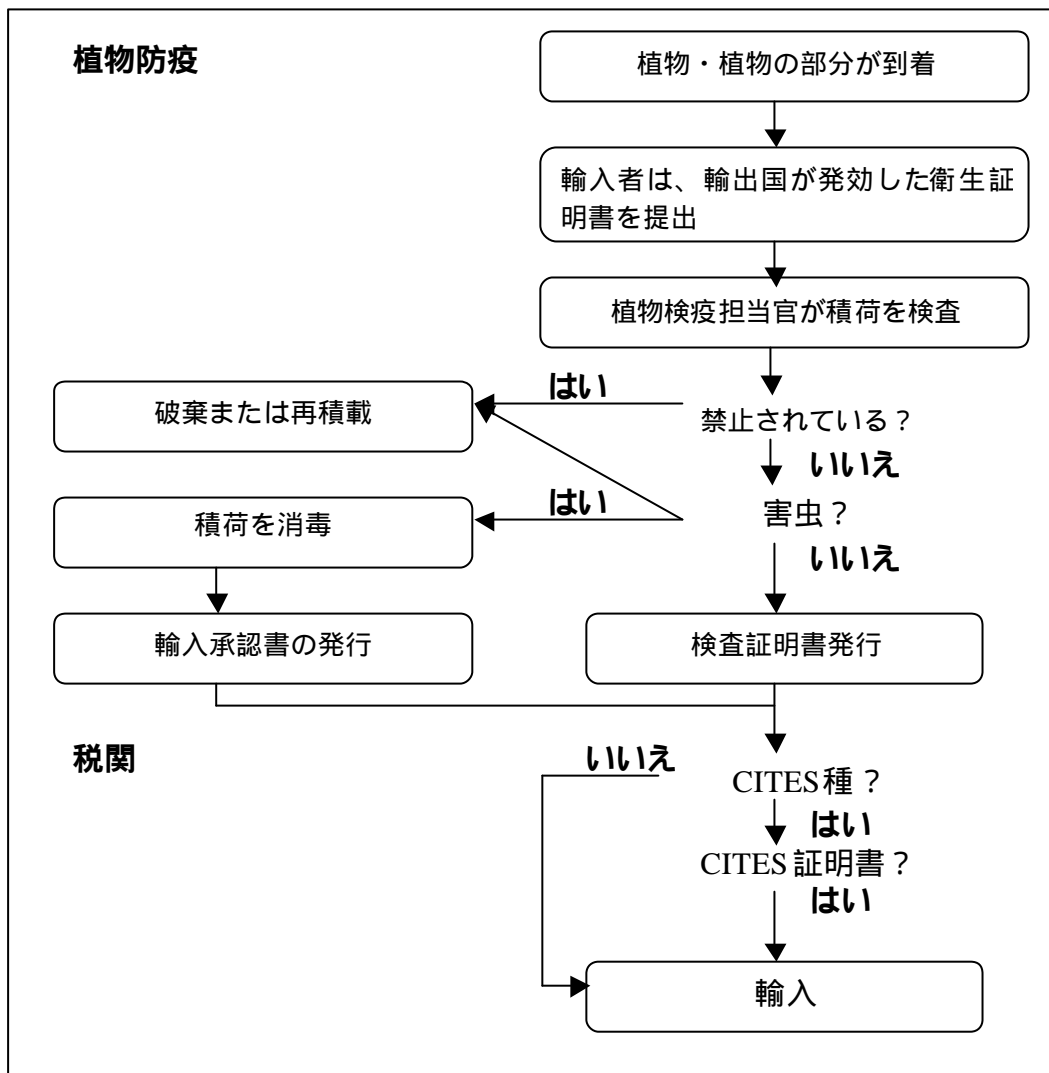
CITES 附属書 へのラミン掲載に伴い、米国農務省（USDA）は、1998 年から 2001 年にかけて税関のラミンの輸入・輸出記録に名前が載っているすべての会社に通告を送った（B. Petit de Mange, CITES and Plant Inspection Station Co-ordinator, USDA, in litt. to Anon., 2001 年 7 月 30 日）。これにより会社に、CITES へのラミン掲載の事実と、CITES の規定が通知された。この通知は、CITES 規制対象植物物品（ラミン材およびラミン製品を含む）の商業的輸出入には、USDA 動植物衛生監視サービスの植物保護・検疫部（PPQ）の許可書ユニットが発行した一般許可書が必要であることも追加して述べている。さらに通知は、PPQ のウェブサイトで説明しているとおり、CITES 掲載種の輸出入は、指定港を通してのみ行われるものと指摘している（Anon., 2004j）。

CITES に関して誤解が多いため、インドネシアの掲載の影響でいくつかの意図しない結果が生じた。CITES 附属書 への掲載により、取引業者の中にはラミンの取引を完全にやめる者も出た。例えば違法ラミンの押収が続いたあと、カナダの木釘業者モホーク・ハンドル・カナダは、「私たちはラミンにはタッチしていない。ラミンを使用するつもりはない。ラミンは絶滅に瀕している」と言ったと引用されている（Shukovsky, 2003）。

日本における輸入規制

附属書 III に掲載されている種の輸入は、日本においても外国為替および外国貿易管理法（外為法）および関税法にもとづき規制される。ラミンも例外ではなく、CITES 附属書 III への掲載に伴い税関において規制され、標本および輸出国政府発行の CITES 輸出許可書または原産国証明書を確認し、輸入が許可される。

日本の税関は、対象の木材種が CITES 掲載種であるか決定する任務をもっている。この確認は、検疫検査の後で行うことになっている。しかし、日本の HS コードにはラミンのために特定のカテゴリーが設けられていないため、現場では問題が生じている（ラミン種は他の「熱帯樹」と同じカテゴリーに入っている）。日本への木材の輸入手順を、次のチャートで示す。



取引の統計

概要

取引の特色

このセクションでは、世界における取引を考慮してラミン取引を検証するにあたり、以下の点に焦点を当てていく。

- 1) 種：ラミン種。すべての種。
- 2) 製品の形：丸太、切断材、加工製品、すべての形（図2参照）
- 3) 主な取引ルート：インドネシアからの輸出、インドネシアからマレーシアへの輸出、インドネシアからシンガポールへの輸出、マレーシアからの輸出、マレーシアからシンガポールへの輸出、シンガポールからの輸出（図5参照）。さらに
- 4) 量：体積（m³）、価値（報告されている通貨で）、価格（f.o.b. or c.i.f.）。

さらにこの情報は、それが輸出国によって報告されたものか、輸入国によって報告されたものか、そしてまた、それが CITES 取引なのか、または非締約国の取引か違法取引（違法ラミンの積荷の押収に見られるようなもの）となるかにもとづいて、提示される。

ラミンに関する全体的な情報がないため、あらゆる種の取引に関して特定の製品タイプとルート、そしてそのつながりを検証することで、ラミン取引の特質を探っていく。

製品の形

大地に立つ木から最終的な製品になるまで、ラミン材は長く複雑な加工と取引の道のりをたどる。ライン製品の主要な加工過程は図 4 に示してある。各 HS コードのカテゴリーのもとで取引されている製品のいくつかの例を、表 6 に示す。

丸太から加工製品まで、あらゆる形のラミンが国際的に取引されている。しかし、ラミン取引の統計や、ラミンの多くのカテゴリーに関する CITES の履行状況の把握はむずかしい。それは HS コードに、ラミンを含む製品のためにサブ・セクションが独立して設けられていないためである。

国内 HS コードにラミンのためのサブ・セクションを別に設けている国もいくつかあるが（ANNEX 8）、これらは通常、丸太に関するセクション（HS コード 44.03）や切断材のセクション（HS コード 44.07）に限られている。実際に大量のラミンから家具や玩具のような加工製品が作られ取引されているにもかかわらず、家具（HS コード 94）や玩具（HS コード 95）など主要加工製品を扱うセクションには、ラミンに別枠が設けられていない。



Credit: Lim Teck Wye/TRAFFIC Southeast Asia

ラミンには、様々な色を施すことができる。写真は、ベネチャンプラインドに使われる 6 種類（Felton とはマレーシアの会社 Federlite Industries Sdn Bhd の商標。25mm から 50mm の高質ラミン小割板を製造している）。

図4. ラミン製品の加工チャート。一般 HS コード（これらのコードはラミンだけに使われるものではない）

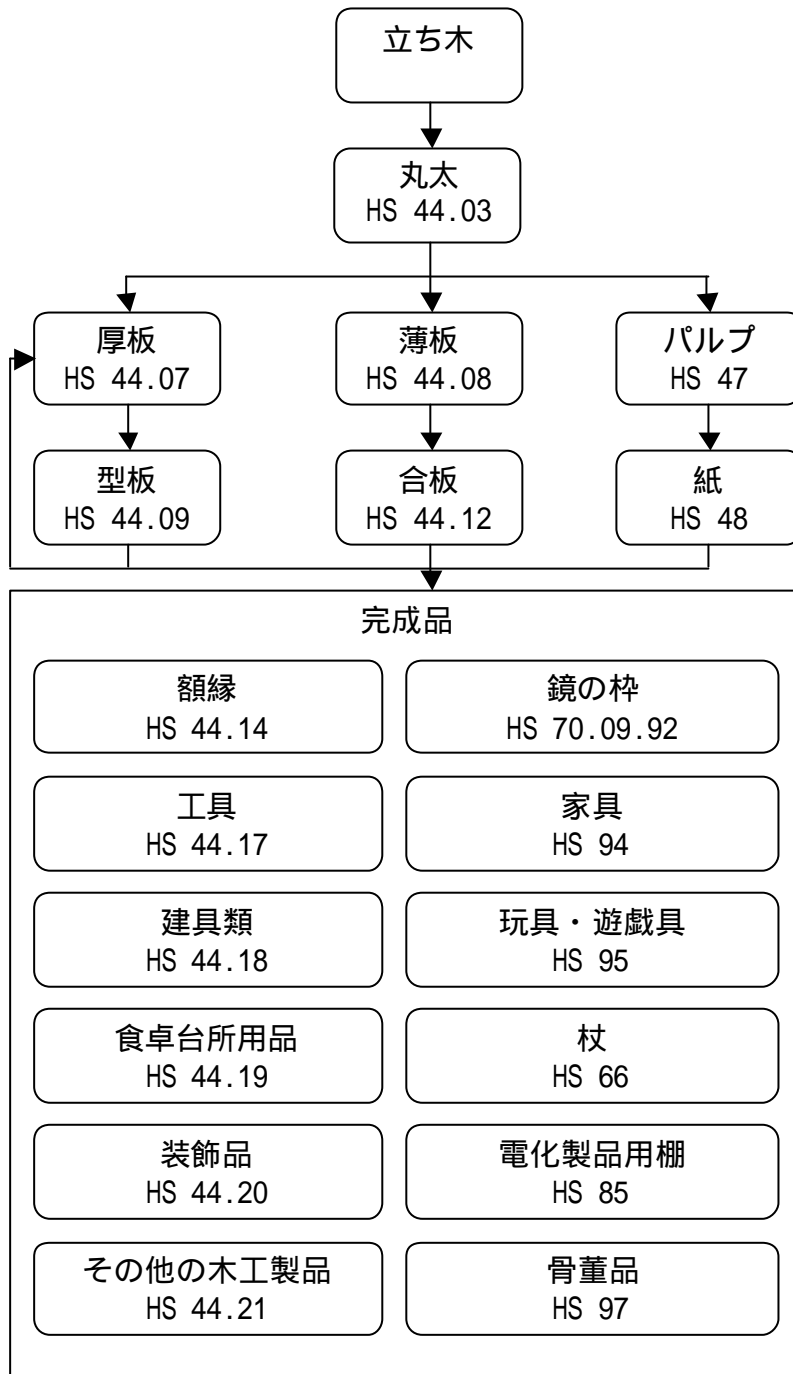


表 6

ラミンの部分か派生物が世界市場に多く占めた製品分類の例

HS コード	ラミンを含む製品	占める割合
4403	丸太、丸材、切断材、パルプ材、長材、梁 フリッチ（背板）、柱、piles、大きい角材、スクエア材	高
4407	切断材、切断木、板、腕木、厚板、角材	高
4408	合板、薄板、添え板継ぎ、交差合わせ板	高
4409	小板、小壁、型板、roundings、木釘、旋盤細工 profiles、ドア添え？、幅木	やや高
4412	合板、羽目板、壁板	高
4414	窓枠、枠組み	やや高
4415	荷箱、ケース、箱、木枠、太鼓、パレット、首飾り	高
4416	樽、桶、大桶、浴槽、桶屋の製品、桶板	高
4417	道具、靴型、箒の柄、ブラシの裏当て T定規、三角定規、定規、三脚台、直定規	高
4418	建具類、木工品、寄せ木細工板、床板、天井板 鏡板、屋根板、窓枠、ドア、陶器磨き材、 外装材、敷居、壇板、大工道具？ 階段の側桁 階段の踏み板	高
4419	食卓用食器、台所用品、盆	高
4420	はめ込み細工、小箱、小像、飾り、数珠	高
4421	ハンガー、糸巻き、糸コップ、糸車、軸木、掛け釘 ブラインド、よろい板、爪楊枝、扇、スクリーン	高
47xx	パルプ	高
48xx	紙、ペーパーボード、ボール紙	高
66xx	傘、杖、ハンドル	高
85xx	ケース、ボード、机、飾り棚、電機用具のベース	高
94xx	フトンのベッド、小児用ベッド、台所の戸棚	高
95xx	玩具、ビリヤードのキューと架	高
97xx	写真立て、彫刻品、古家具	高

出典: Adapted from HS Codes & ITTT Categories. 注: 主観的な記述。ここで「高」と「やや高」とは、その製品の世界市場で取引されている各製品の総数のうち、ラミンを含むものの数が占める割合について表現している。これらは、インタビューや本調査で得られた一般的な解答にもとづく表現である。

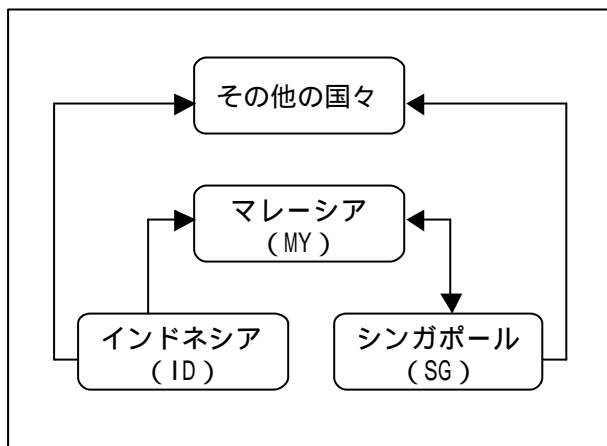
本報告書では、ラミン製品を 3 つのカテゴリーに分類している。丸太、切断材、そして加工製品である²³。これらの語の定義は、税関分類の Harmonised System (HS コード) にもとづいている。「丸太」とは HS コード 4403 に分類されるすべての品目を指す。「切断材」とは HS コード 4407 のもの、「加工製品」とは、その他すべての HS コードの製品カテゴリーに含まれると認められるすべての部分・派生物を含む（いくつかの例については図 4 を参照）²⁴。

しかし、ラミンについて各国が多少異なる HS コード (ANNEX 8) を使っているため、輸入・輸出データを比較するのはむずかしい。さらに、CITES (事務局) に報告する際の製品分類にも基準がないのである（これらの報告には HS コードは使われていない）²⁵。

国際取引のルート

主要三国間の取引の方向は、図 5 において矢印で示されている。輸出・再輸出によってインドネシアに戻ってくるラミンの量は、ここでは重要には見えない。

図 5
ラミン取引のルート



これらの取引ルートは以下のチャートのように要約される。

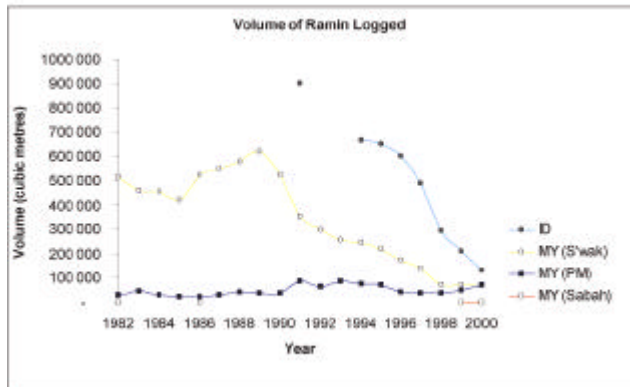
輸出者	輸入者			
	All	ID	MY	SG
ID	ID - All	×	ID - MY	ID - SG
MY	MY - All	×	×	MY - SG
SG	SG - All	×	SG - MY	×
All	All - All	×	×	×

注：×とは、正当でないか、または重要とは思われなかったもの。All とは、すべての国々を表す。

ラミンの丸太の製造

インドネシアとマレーシアは 1930 年代より、相当量のラミンを伐採してきた。ラミンの伐採量は、1970 年代の年間 150 万 m³ をピークに（ワークショップで口頭で発表(Anon., 2004e)）、インドネシアとサラワク（マレーシア）でのラミンの丸太の生産が近年急激に減少しているのが図 6 からわかる。図 3 の地図の詳細は、生産の減少が、原生泥炭湿地林のラミン資源の枯渇に起因することを示しているだろう。実際これらの地図を見ると、マレー半島の外で唯一残された原生泥炭湿地林が保護区内にしかないことがわかる。

図 6 . 1982 年から 2000 年までに報告されている合法的に生産されたラミンの丸太
伐採されたラミンの量



Source: State Forestry Departments (PM=Peninsular Malaysia, Sabah and S'wak=Sarawak), National Bureau of Statistics (BPS Indonesia)

注：空白は、情報の欠落を示す。

公式な丸太生産統計によると、ラミン生産に関して、2000 年が多く興味深い値を示している。マレーシアがラミン丸太の筆頭生産国となり、長年の間で初めて、マレーシアの生産量 (131,512m³) がインドネシアの生産量 (131,307m³) を超えた。マレーシア産ラミンの大半 (51%) はマレー半島で伐採されたもので、記録を取るようになって初めて、サラワクのラミン生産量はマレーシア産の総生産量の半分を割った。マレー半島産ラミンの 97% が、東南パハンの泥炭湿地林産のもの (68,153m³) である。70 年以上にわたり、マレーシアでのラミン生産はサラワクが他地域を圧倒していたが、2000 年には、パハンの生産量がサラワクのそれを上回った。図 3b と図 3c は、サラワクでは原生泥炭湿地林がすでに消え、パハンでは今も原生泥炭湿地林が伐採されているという状態を示している。



Credit: FRIM-UNDP/GEF PSF Project

皮の特徴に注目することで、泥炭湿地林の他の樹木種からラミンを識別できる。

1950 年代に、マレーシアで生産されたあらゆる樹木種の丸太材の 30% を占めていたラミンが、2000 年にはわずか 1% 未満にまで減少したのである (表 7 参照)。

表 7

マレーシアのラミン丸太の国内生産量 (m³)

地域 / 年	1999	2000	2001	2002
マレー半島	50,505	70,337	45,076	51,033
サバ	181	133	n/a	n/a
サラワク	71,957	67,042	n/a	n/a
合計	124,642	137,512	n/a	n/a
合計 (すべての種)	21,687,000	15,095,000	n/a	n/a
ラミンが占める割合%	0.57%	0.91%	n/a	n/a

出典: Forestry Department Annual Reports (Peninsular Malaysia Headquarters, Sabah and Sarawak)

近年の丸太生産量の減少にもかかわらず、ラミンは今も加工用の、特に型板と木釘にとって、重要な木材種である。

インドネシア産のラミンは、主にカリマンタンとスマトラの泥炭湿地林で伐採されている。西カリマンタンにおけるラミンの伐採は 1958 年に始まった (Sukanda and Usmanyas, 1991)。だが 1990 年代初めには、西カリマンタンおよび中部カリマンタン産のラミンが、ラミン総生産量の 90% を占めるようになった。スマトラのリアウ州も、ラミンの重要な生産地である。

インドネシアの各地域で生産される切断ラミン材の分布は、2001 年 6 月に登録された様々な形態のラミンの在庫 255,948m³ を見ればわかる (表 8)。ジャワ島のラミンの在庫は、他の諸島から送られた木材である。省令 (No. 1613) によれば、在庫分は 2001 年 12 月 31 日までに片づけなければならなかった。だが、その期日までに在庫分から輸出されたと記録されているラミンは、わずか 8,570m³ である。3 カ国ワークショップにおいてインドネシア森林局 PHKA の代表は、森林大臣が、残りの在庫分を破棄処分するという趣意の命令を出すかもしれないと述べた。

表 8

2001 年 6 月に登録されたインドネシアのラミンの在庫 (m³)

地域	丸太	切断材	型板	木釘	その他	すべて
カリマンタン	52,363	72,275	12,667	2,689	779	140,773
スマトラ	23,135	20,142	3,980	0	0	47,256
ジャワ	6,547	44,255	14,546	2,057	515	67,919
合計	82,045	136,672	31,193	4,746	1,294	255,948

出典: Indonesian Forestry Ministerial Decree No. 168/Kpts-IV/2001

リアウ州のダイヤモンド・ラヤ利権区は、90,240ha の泥炭湿地林とマングローブ林からなる。1999 年に、ラミン (*G. bancanus*) はその年間生産許可量である 60,000m³ の 20% ほどを占めると推測された。2002 年には、総量の約 30% をラミンが占めていることが徹底した検査により明らかになった (ha あたり約 10~20m³、すなわち 4~7 本分に相当する)。2001 年、ラミンはダイヤモンド・ラヤの売上量の 78% を占め、同年 1 月から 12 月までに、PT ウニセラヤ社 (利用権所持者の親会社) に売られたラミンの丸太は 19,265m³ になると報告されている。2002 年には全体で 44,300m³ の丸太が売られ、2003 年上半期に 39,424m³ が売られたと報告されている。しかしこれらの報告書には、種別の情報は含まれていなかった (Anon., 2003a)。ダイヤモンド・ラヤの年間伐採許可量 (AAC: annual allowable cut) を決めるために設けられた「有害でないとの判断」(NDF) ワーキンググループの出した報告にもとづき、PHKA は 2002 年および 2003 年のダイヤモンド・ラヤにおけるラミン丸太の

伐採許可量として 8,000m³ を割り当てた。2004 年の伐採区画の高レベルの在庫にもとづいて、同ワーキンググループは、13,469m³ を許可量として勧告した。これは直径 40cm を上回るラミン樹の 3 分の 2 に当たる。

インドネシアからの輸出

インドネシアから輸出され、あらゆる国によって輸入されたもの

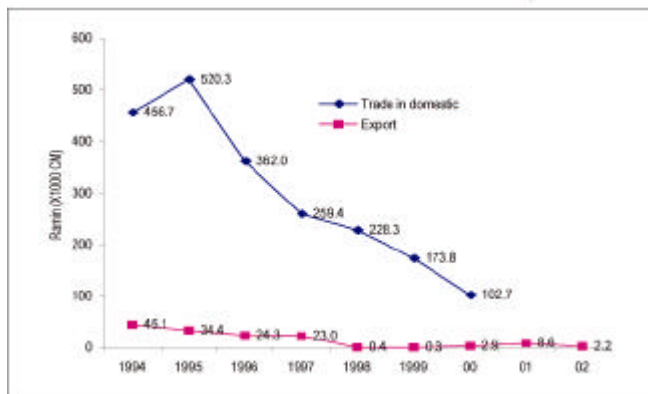
あらゆる形態の木材

1970 年代、80 年代、90 年代初め、インドネシアは 500,000m³ 以上のラミンを輸出し続けていた。だが 1998 年に輸出量は激減し、わずか 260m³ の輸出が報告されている。2001 年、国立統計局(BPS) は 8,570m³ のラミンが輸出されたと報告したが、一方で PHKA は、CITES の規定下で 23,622m³ が輸出されたと報告している。

2002 年に唯一許可されていたラミンの輸出は、PT ダイヤモンド・ラヤの木材であった。しかし PHKA は同年、総量 3,770m³ のラミン製品が CITES の輸出許可書付きで合法的に輸出されたと報告している。だが BPS の記録によると、2002 年には、2,206m³ のラミンが CITES の書類なしに輸出されている。このくい違いを図 7 において検証している。図 7 はラミンの輸出量と国内取引量を比較するものである。

図 7

インドネシアのラミンの国内取引および国際取引（1994～2003）



出典: National Bureau of Statistics (BPS), Indonesia

丸太（インドネシアからあらゆる国へ）

インドネシアは 1979 年当時、すべての樹木種の丸太に輸出税を課し、1980 年代初め、未加工木材の輸出禁止を徐々に導入しはじめた（Halesworth, 年不明）。その後地域の産業を守り、また合板など高価格の木材製品の輸出を促進するため、1985 年までに未加工木材の輸出は全面的に禁止された。この禁止は後に、輸出税徴収にとって代られた。まず 200% と設定され、その後 2000 年の末には、国際金融基金（IMF）との同意にもとづいて 10% にまで下げられた。（インドネシアには経済的、法的改善を目的に、IMF から 500 万米ドルの融資を受けているローン・プログラムがある。）

輸出税減税後に違法伐採が急増したことから、政府は IMF に対し、再び輸出禁止ができるように求めた (Andi, 2000)。2001 年 10 月、森林局と貿易取引産業省が両省の名による行政命令を出し、チップ用の丸太の輸出を一時的に禁止したとの新聞報道があった (Anon., 2002a)。その禁止令は 2002 年 4 月に失効したが、政府が IMF と話し合いの時間をもてるよう、5 月まで延長された。そして同年 6 月、すべての樹木種を対象として丸太の輸出は全面的に禁止された²⁷。

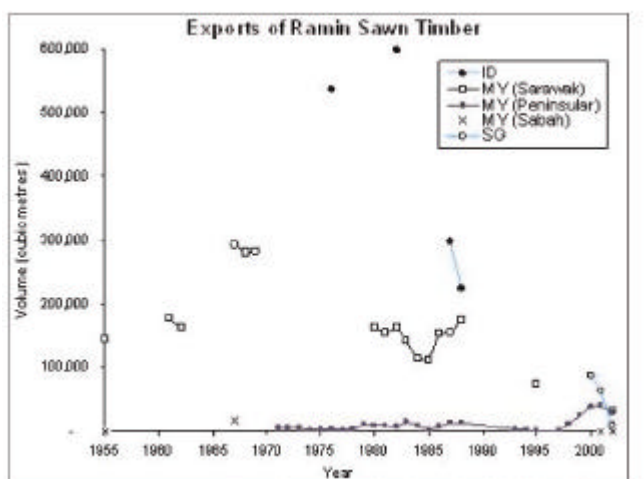
したがって、インドネシアからのラミンの輸出を禁じる法令はたくさんある。しかしその禁止にもかかわらず、ラミン丸太の輸出は続いてきた。この問題については、マレーシアおよびシンガポールとの、インドネシアの取引をみるセクション (「インドネシアからのラミンの輸出とマレーシアによる輸入」など) で、さらに扱う。

切断材 (インドネシアからすべての国へ)

インドネシアからの粗い切断材の輸出は、すべての樹木種について禁じられている (Nyoto 3 カ国ワークショップへの私信、2004 年 4 月 16 日)。貿易産業大臣は 2003 年に条例を発令した (No.32/MPP/Kep/2003.1)。それにより、インドネシアからの切断材の輸出には、輸出許可書に加え、木材産業再生協会 (BRIK) からの特別許可書が必要となった。

インドネシアは 1976 年に 535,278m³ のラミン切断材を輸出し、切断材の総輸出量の 83% を占めていた (Djajapertjunda, 1978)。輸出量のピークは 1980 年代初めで、その後急激に減少した (図 8 参照)。

図 8
生産国からのラミン切断材の輸出 (1955~2002)



出典: Forestry Department Annual Reports (Peninsular Malaysia, Sabah and Sarawak), IE Singapore, BPS, Indonesia

2001 年 10 月、森林条例によりラミンの切断材の商業的輸出が禁じられた。だがこの禁令にもかかわらず、インドネシア統計局の記録によれば、2002 年、1,399m³ のラミンの切断材が CITES 締約国 8 カ国に輸出されている (表 9)。PHKA は切断材に関して CITES 輸出許可書を発行しておらず、したがってこの取引はすべて CITES に違反している。現場調査によると、これら違法輸出の理由とし

でもっとも考えられるのは、PHKA と税関との連携が欠如していること、そして現場の税関担当官に十分な情報が届いていないということだ。

表 9

2002 年のインドネシアによるラミン切断材の輸出

目的地	体積 (m ³)
中国	860
シンガポール	180
日本	132
韓国	73
香港	72
台湾	60
マレーシア	21
ドイツ	0.7
合計	1,399

出典: BPS Indonesia 2002

注: 体積は kg で報告されており、1m³あたり 540kg の仮密度にもとづいて換算されている。

ラミンの切断材の違法取引に関する情報は、マレーシア、シンガポールとの、インドネシアの取引に関するセクションに、さらに掲載する。

加工製品 (インドネシアからすべての国へ)

2002 年に CITES 許可書付きで合法的に輸出された 3,770m³ のラミン製品の内訳は、型板がその大半 (総重量の 68%) を占め、木釘 (26%)、交差合わせ材 (4%)、ドア (2%) がそれに続いている。この輸出はすべて、PT ウニセラヤ (PT ダイヤモンド・ラヤの親会社) によってリアウのセラト・パンジャン港から海外の 18 の目的地に船で輸送された。

主な購買国はイタリア (総重量の 45%) と英国 (11%) である。EU は 2002 年に、総量で、2,980m³ の CITES 合法ラミンをインドネシアから輸入した。

表 9a

インドネシアからヨーロッパ諸国への、CITES によるラミンの輸出 2002 年の製品による

国	型板	木釘	F-Jointed	ドア	合計 (m ³)
イタリア	1,557	49	110	0	1,716
英国	17	413	0	0	430
オーストリア	194	0	20	17	231
スペイン	74	144	0	0	218
オランダ	216	0	0	0	216
デンマーク	21	70	0	0	90
ドイツ	80	0	0	0	80
合計	2,158	675	130	17	2,980

注: F-Jointed とは、交差合わせ材を意味する。

出典: PHKA Indonesia (2003)

この合法的輸出に加え、CITES に従っていない輸出のケースが多くあった。例えばラミンが附属書 に掲載されてから、英国王立税関・物品税局 (英国税関局) はインドネシア産のラミン加工品

142,790kg (約 240m³) を押収している (G. Clarke, 英国税関・物品税局からトラフィックヨーロッパへの私信、2004年2月)。

さらにインドネシアから北米への違法のラミンの輸送もある。例えば統計局 (BPS) によると、2002年に 806.66m³ のラミンの寄せ木床ブロックが米国に船で輸送された。これらの積荷は、インドネシアの3つの港/空港 - すなわちパレンバン のムシ川港 (777.88m³)、パレンバンの スルタン・マフムド・バダルディン 空港 (26.17m³)、ジャカルタのスカルノ・ハッタ空港 (2.59m³) - から搬出されたと記録されている。PHKA が、これらの輸送のために CITES 許可書を発行したと思われる証拠はない。また米国の CITES 管理当局がこれらの積荷の輸入に関して報告したという情報もない。

その他の CITES の許可書なしで (したがって違法に) 米国に輸送されたインドネシア産ラミンの積荷は、米国当局に押収された。それらは 93,782m³ のラミン木釘 (1本あたり 25米セント) と 420束のラミン木釘で、2001年12月から2002年5月の間に、ジャワとスマトラに本拠をおく輸出業者により、4回に分けて輸送され、シアトルとタコマの港に到着した。法廷の要約文には、積荷には CITES 許可書は添付されておらず、後に米国当局によって押収されたと記されている (Anon., 2003b)。

連邦政府当局は、2001年8月から2003年6月にかけて、シアトルとタコマの港でラミン材の積荷 26個を押収した。両港で押収されたラミンの量は、米国の他の港を圧倒した。シアトルとタコマの国土安全局は、その積荷がラミンでないことを確認するために、それを保管している。しかし新聞報道によると、その量は、同局が保管し検査できる限界を超えているようである (Shukovsky, 2003)。

これまでにシアトルとタコマの検査官たちは、積荷に箒の柄やクロケットのセット、絵画の額、家具が入っていたことを確認した。だがこれまでで最大の押収は、ラミン製のピリヤードのキューであった。約 883,000本のラミンのキューが押収され、税関国境保全局が連邦保安サービスで保管されている (Shukovsky, 2003)。

NGOのプレス・ブリーフによると、2002年3月、CITES 許可書のない 130,000GBP (234,000米ドル) 相当のインドネシア産ラミン (額縁用型板) が、英国フォークストーンで陸揚げされるところを押収された (Anon., 2003c)。この会社には 80,000イギリスポンド (144,000米ドル) の罰金が科された。

インドネシアから輸出され、マレーシアによって輸入されたラミン

あらゆる形態の木材

インドネシアからマレーシアへのラミンの輸出は、1993年から97年にかけて著しい増加を見せた。それはその後激減し、1999年と2000年には輸出の記録がなく、2001年と2002年には少量の輸出が記録されている (表10)。

表 10

インドネシアからマレーシアへ輸出されたラミン (m³)

年	輸出量 (m ³)
1993	0.2
1994	2
1995	156
1996	212
1997	246
1998	40
1999	0
2000	0
2001	19
2002	21

出典: BPS Indonesia (kg で報告されており、1 m³ あたり 540kg として換算されている。)

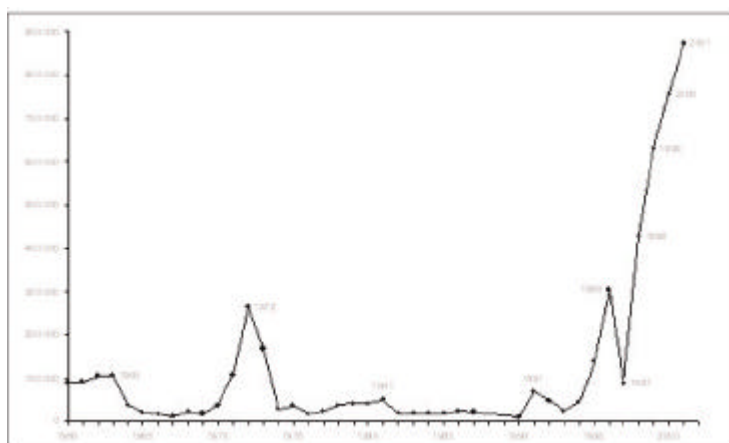
CITES によって許可されているラミンの取引に関し、PHKA は、2001 年のマレーシアへのラミン材の輸出が 516.6m³ だったと報告している (2001 年 7 月 24 日に閲覧)。UNEP-WCMC データベースにもとづく CITES 年次報告書のデータは、2002 年にインドネシアから直接マレーシアに輸出された CITES 許可のラミンはなかったと示しており、インドネシア国立統計局 (BPS) が報告した 21m³ のラミンには、CITES 許可書がなかったようである (ただしこのくい違いは、PHKA の報告が遅れたためか、またはデータベースの情報更新が遅れたためかもしれない。)

木材 (インドネシアからマレーシアへ)

近年、マレーシアに輸入される丸太は、あらゆる種について急激に増加している (図 9)。経済危機のあった 1997 年にわずかに減少しただけで、1993 年からマレーシアへの丸太の輸入は上昇している。

図 9

マレーシアへの丸太 (すべての種) の輸入 (1960 ~ 2001)



出典: FAOSTAT Database (www.fao.org)、2002 年 7 月 27 日閲覧

第一産業省は、丸太輸入の急激な増加は、「特にマレー半島とサバにおける、加工用の丸太の国内での供給を補う必要性によるものだ」と述べた（Anon., 2001b）。

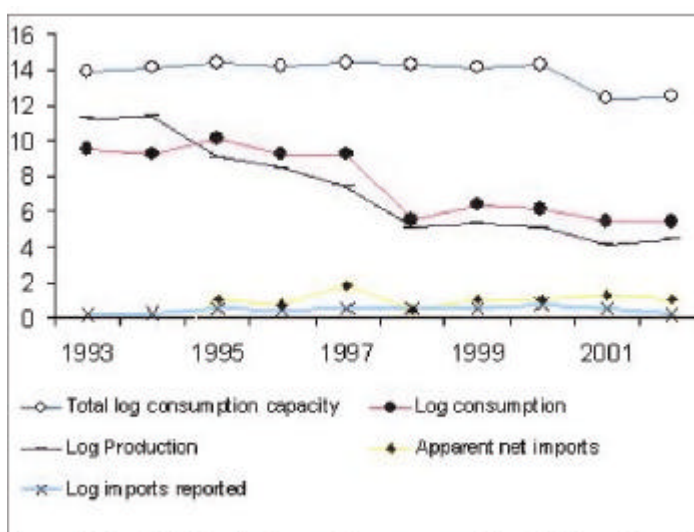
森林局の取引統計によると、マレー半島では 1995 年に丸太の輸入が輸出を上回った。（Mohamed Imanuddin and Poh, 2003）。しかし密輸の可能性があるとすることは、インドネシアからマレーシアへの正確な木材取引量が不明瞭ということによる。2000 年 6 月の国際ニュースサービスの報道によると、毎月 70,000m³ の木材がリアウからマレー半島に密輸されていたとインドネシア森林局が断言したという（Anon., 2000）。

マレー半島での丸太の過度の需要から、インドネシアから輸入される丸太の量を推測することができる。それには森林局の取引統計が役に立つ。例えば 2002 年には、マレー半島の製材所での消費が国内丸太生産量を 100 万 m³ 上回った。この過剰消費は、丸太の国内消費量から丸太の国内生産量を引けば得られる。すなわち製材所と合板/ベニヤ板製造所での消費量は 5,425,635m³ で、マレー半島の森林およびプランテーションからの丸太生産量は、4,358,290m³ であった（Mohamed Imanuddin and Poh, 2003）。1999 年、2000 年、2001 年にも、似たような 100 万 m³ を上回る過剰消費が報告されている。

インドネシア森林局で記録された丸太の輸入は（Mohamed Imanuddin and Poh, 2003）、マレー半島での国内丸太生産量の（消費量に対する）明らかな不足分の 10% 以下に相当する（表 10）。残りの不足分は、記録されていない国内で生産された丸太、または記録されていない輸入丸太と考えられ、後者である可能性が高い。本トラフィック調査で行われたインタビューによると、森林局は丸太の輸入統計を記録する責任をもっていない。統計に関して、より責任が重いのは、マレーシア木材産業評議会（MTIB）および税関である。だが MTIB も税関も、これらの統計を別々に発表してはならず、両者は情報を国立統計局に提出している。だが国立統計局は、マレーシア全土についての統計のみを発表しているため、地域ごとの情報が不明であり、これがマレー半島の分析の妨げとなっている。

図 10

マレー半島における丸太総生産量と消費の傾向（1993～2002）、100 万 m³



出典: Peninsular Malaysia Forestry Department statistics (Mohamed Imanuddin and Poh, 2003)

この状況の下では、木材の輸入に関する具体的な情報がほとんどないため、ラミン丸太の実際の輸入総量を決定することはむずかしい。したがってその上で、ラミンの特定のケースを吟味することになる。事実何年ものあいだ、マレーシアでは特惠関税政策により、ラミン丸太の輸入は促進されてきた。例えばサラワクは 1969 年、カリマンタン、特にポンチアナックからの輸入を促進するという明らかな目的のために、ラミンの切断材²⁸と合板用丸太²⁹の輸入に関する関税をなくした³⁰。

マレーシアの正式な MATRADE データベースによると、1998 年から 99 年にかけてインドネシアからの 220.9m³ のラミン丸太³¹が記録されている。この一部はシンガポール経由でマレーシアに入っている（長材 28.2m³, 1998）。その同時期、インドネシアが報告したのはマレーシアに輸出した 40m³ のみで、シンガポールへの輸出はゼロである。このくい違いには多くの理由が考えられ、インドネシアから密輸された可能性が高い。

インドネシアが 2002 年 8 月に丸材の輸出を禁じていると表明した後、マレーシアは 6 月 25 日、インドネシアからの丸太の輸入の禁止を表明した。2003 年 6 月 1 日付けで、マレーシアは輸入禁止を強化し、切断面が 375cm² 以上のスクエア丸太（背板フリッチ、長材、大型角材、スクエア材）の輸入も禁じた（Lim, 2003）³²。

インドネシアからマレー半島へ密輸された違法ラミンの丸太の量は増加し、押収の件数は増えている。3 カ国ワークショップにおいてマレーシア木材産業評議会（MTIB）の代表は、押収されたラミン丸太の量を次のように発表した：2002 年は 6 件で 107m³、2003 年には 21 件で 310m³、2004 年の 1 月から 3 月までが 7 件で 751m³（Anon., 2004）。だが、これだけの押収にもかかわらず、違法のラミン丸太はマレーシアに入り続けているとの主張がある。したがってこれに関して CITES の履行強化を継続することが当局にとって賢明だろう。

切断材（インドネシアからマレーシアへ）

丸太の輸出入が禁止となってから、インドネシアとマレーシアの間の取引は、全体的に切断材へ移行した。あらゆる種の切断材が、インドネシアからマレー半島やサバ、サラワクへ大量に輸入されている。切断材にはラミンも含まれ、その大半は他の目的地へと輸送される。

2003 年、サラワク木材産業開発社（STIDC）は、ルボク・アントゥ木材取次所を経由したものだけでも 160,275m³ の切断材³³が輸入されたと報告している。これにはラミンと申告されたものは皆無で、17%は「軽量の硬木種の混合」と申告されていた。マレーシアの新聞は、約 10t（14m³）のラミン切断材（40,000 マレーシア・リングギット相当（10,400 米ドル））がルボク・アントゥ経由でマレーシアに密輸され、サラワク林業社によってシブへ移送するところを 2003 年 10 月 30 日に押収されたと報道した（Anon., 2003j; Anon., 2003k）。

マレーシア木材産業評議会（MTIB）代表は 3 カ国ワークショップにおいて、マレー半島においてインドネシア産ラミン切断材の押収件数が増加していると報告した：2002 年のゼロから 2003 年の 593m³、2004 年の 2,317m³（1 月から 3 月）となっている（Anon., 2004e）。ラミン切断材のもっとも大規模な押収は、再輸出するために自由商業ゾーンで天日乾しにしているところを押収したものである。



Credit: TRAFFIC Southeast Asia

インドネシアから密輸されたラミン材。マレー半島ケラン港の税関で押収されたもの。

加工された製品（インドネシアからマレーシアへ）

インドネシアからマレーシアに積送された加工ラミン製品の量については統計がない。

インドネシアから輸出され、シンガポールによって輸入されたラミン

あらゆる形態の製品

インドネシア国立統計局（BPS）の報告によると、1990年代初めに相当量のラミンがシンガポールに向けて輸出され、マレーシアへの輸出と同様、その量は1998

年に激減し、2001～2002年にわずかに増加している（表11）。

表11

インドネシアから輸出され、シンガポールにより再輸出された (m³)

Year	ID to SG	SG to All
1993	1,220	-
1994	5,121	-
1995	3,639	-
1996	526	-
1997	881	-
1998	0	-
1999	0	-
2000	0	-
2001	95	-
2002	180	2,638

出典：BPS Indonesia（kgで報告されているが、これは1m³あたり540kgで換算されている）；UNEP-WCMC CITES Database（2002年再輸出のみ）

BPSの統計は、PHKAとシンガポールの統計の間に明らかでない違いがあることを示している。例えばインドネシアがCITESに報告している輸出量は、表11の量とは異なっている。森林自然保護庁の報告では、2001年に371m³のラミンをシンガポールに輸出したが、2002年にはわずか36.68m³（ラミンの型板）であったとされる。これについては、BPSの統計もまた、シンガポールからの再輸出量と一致しない。2002年にシンガポールから再輸出されたインドネシア産ラミンの量が、それ以前の7年間にインドネシアからシンガポールへ輸出されたラミンの総量を、明らかに上回っているという、とてもありえないシナリオが現れるのである。

シンガポールは、インドネシアからの輸入について統計を公表していない。この政策の例外は、1976年にシンガポールの故リー・クワン・イェウ首相とインドネシアの故スハルト大統領の間に交

わされた非公式な同意に記されている。リーはこう言った。「スハルトが 1976 年 11 月 29 日にシンガポールを非公式に訪問したとき、．．．私は彼に、インドネシアの“密輸”を減らすのを助けるべく、こちらの取引統計を提供しようと非公式に同意した。」（この同意の内容については ANNEX 9 を参照）。

この同意以降、シンガポールは、ジャカルタのシンガポール大使館を通じて、インドネシア外務省に相互の取引データを提供している。このくい違いを示しているのは 2002 年の取引データである。シンガポールがまとめたデータでは、インドネシアからの石油以外の輸入は 74 億米ドルだったが、インドネシアの中央統計局（BPS）によれば、記録されているシンガポールへの輸出は 46 億米ドルでしかなかった（Guerin, 2003）。

明らかに 28 億米ドル相当である物品の密輸を押さえるために、インドネシアはシンガポールに対し、一般の商品グループでなく HS コードによって細かく分類した取引統計を出すよう要請した。だがシンガポールは、そのような統計をまだ出しておらず、この莫大なくい違いは、主として密輸というより簿記の異常であると示唆した（「考察」のセクション参照）（Guerin, 2003）。シンガポール AVA が 3 カ国ワークショックで報告したところによると、インドネシアは一度も、シンガポールがインドネシアから輸入している CITES 種に関する統計を要求せず、したがってシンガポール側のデータはまだインドネシアに提供されていないという（Anon., 2004c）。

シンガポールの、インドネシアからの輸入については、CITES に報告される（シンガポールからの）再輸出の情報を確認すれば推測できる。2002 年には、総量 2461.119m³ のインドネシア産ラミンが、シンガポールから再輸出されている（シンガポール CITES 管理当局からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 27 日）。

丸太（インドネシアからシンガポールへ）

インドネシアでは 2002 年 6 月 8 日から丸太の輸出を禁止しているが、インドネシアからシンガポールへの丸太の流入は安定している。2002 年の UNEP-WCMC データベースによると、シンガポールは 883.39m³ のインドネシア産ラミンの丸太を再輸出している。2003 年のトラフィックの現場調査によると、シンガポールはインドネシア産丸太の輸入を継続し、丸太の樹木種を識別してもおらず、インドネシアの丸太輸出禁止令も知らなかったようである。

切断材（インドネシアからシンガポールへ）

インドネシアからシンガポールへ輸出された違法ラミン切断材の総量は、推測するのがむずかしい。だが NGO の報告によると、インドネシア産の違法ラミン切断材の積載 6 件（総量約 222m³）が 2002 年 10 月にシンガポールのスンガイ・カドゥト産業地区において押収された（Anon., 2003c）。上に述べた取引統計に見られるくい違いを考えると、インドネシアからの違法ラミンの積載は、シンガポール CITES 管理当局の許可を得ずに同国内に入った可能性がある。

加工製品（インドネシアからシンガポールへ）

2001 年のインドネシア CITES 報告書によると、加工ラミン製品 371m³ がシンガポール向けに輸出されている。そのほとんどは木釘（6 積載、計 268m³）で、それに小割板 slats（2 積載、計 84m³）、

そして型板 36m³と続く。前述のとおり、2002 年には 37m³の型板しか報告されていない。インドネシア国立統計局（BPS）の統計に見られるように、加工ラミン製品の実際の取引量は、CITES に報告されている量よりはるかに多い。

マレーシアの輸出と再輸出

マレーシアからのラミンの輸出、あらゆる国々へ

丸太（マレーシアからあらゆる国々へ）

ラミンの丸太がマレーシアから初めて輸出されたのは、1938 年である（マレーシア森林 14,1951 年）。1950、60、70 年代には、ラミン丸太の輸出が、木材の総輸出量の約 3 分の 1 を占めていた。サラワクのラミン丸太の輸出量は、1955 年に 86,542m³、1968 年には 157,661m³であった（サラワク森林局年次報告書）。1960 年代初期のサバもまた相当量のラミン丸太を輸出しており、1961 年には 21.956m³ を記録している（サバ森林局、1961 年年次報告書）。マレー半島からのラミン丸太の輸出は、1970 年代には年平均 850m³ で、ピークは 1973 年の 1,791m³であった（マレー半島森林局本部、年次報告書）。

マレーシアの 3 つの行政区が何年にもわたり丸太の輸出に制限を加えたのは、国内での木材加工による付加価値生産を促進するための、低価格木材の供給を確保するためであった。今日の制限の内容は地域によって異なるが、サバとサラワクからは相変わらず大量の丸太が輸出されている。

マレー半島における丸太の輸出禁止は徐々に導入され、まず 1972 年に特定の樹木種の丸太の輸出が禁止された。最終的には、1985 年にラミンを含むすべての種の丸太の輸出が禁止された（Mohamed Imanuddin and Poh, 2003）³⁴。しかし、この禁止には免除が与えられることがある。だが輸出量は大変少なく、2002 年にマレー半島から輸出されたすべての樹木種の丸太の合計は 128m³であった（MTIB, www.mtib.gov.my, 2004 年 7 月 24 日閲覧）。

サラワクは、ラミンの丸太の輸出を 1980 年に禁止した³⁵（Chen and Perumal, 2002）が、その他の種については丸太の輸出をつづけ、2003 年には計 4,741,497m³の丸太を輸出した（サラワク森林局）。

サバは、1993 年にすべての丸太の輸出を禁止した。丸太の輸出禁止は今では解かれた。サバは、2003 年に 726,616m³の丸太を輸出するなど他の種の丸太を大量に輸出しているものの、ラミン丸太の輸出に関しては何年にもわたり報告はない（サバ森林局）。

マレーシアからのラミン丸太の輸出は CITES に報告されたことがない（2001 年および 2002 年のサラワク森林局から CITES への年次報告書、2001 年パーヒリタン年次報告、UNEP-WCMC の CITES 取引データベース）。これまで輸出についての報告がないものの、シンガポールは、マレーシアからのラミンの輸入を報告している（「マレーシアからシンガポールへの取引」のセクション参照）。シンガポールはこのくい違いを、業者が誤って切断材を丸太と申告した結果であると主張している（Ong Ai Khim, AVA からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 12 日）。

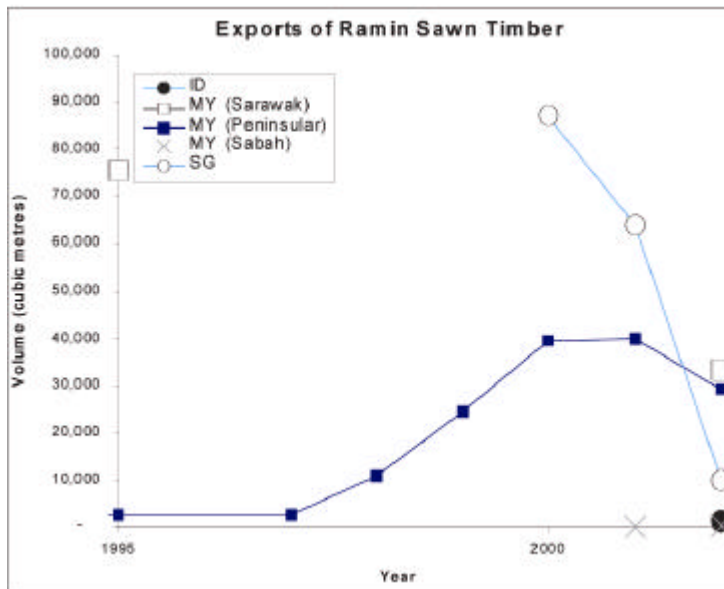
切断材（マレーシアから世界へ）

丸太に加え、マレーシアは大量のラミン切断材を何年にもわたり輸出している。最近まで、その大半はサラワク産で、半島からのものは 10% 以下であった。

マレーシアとサバからの輸入量の合計について（図 8）。地元の加工業をさらに促進するために、サラワクは 1987 年にラミン切断材の輸出に制限を加えた³⁶。1991 年、サラワクはラミン切断材のショート材とスクエア材の輸出を禁止した³⁷。1960 年代に 300,000m³ だったサラワクからの輸出量は、2002 年には 33,417m³ にまで減少した（サラワク森林局 CITES 年次報告書）。

1970 年代初期より、マレー半島は年間 10,000m³ と、比較的安定した量のラミン切断材を輸出してきた。だが 1997 年より、ラミン切断材の輸出は急増した（図 11。図 8 との単位の違いに注目）。2003 年、マレー半島からの輸出量は 44,139m³、総額 8,000 万マレーシア・リンギット（2,100 万米ドル）にのぼった。この切断材の輸出量の増加は、マレー半島西海岸、パハン州の泥炭湿地林での過度の伐採に一部起因する（図 3c）（マレー半島森林局本部、年次報告書）。

図 11
生産国からのラミン切断材の輸出（1995～2002）（図 8 の詳細）



出典: Forestry Department Annual Reports (Peninsular Malaysia, Sabah and Sarawak), IE Singapore, BPS

しかしマレー半島からのラミン切断材の輸出の急増が、国内の丸太生産の増加に直接起因するとは考えにくい。過去において、生産された木材の大半が切断材として輸出されていたという記録があるが³⁸、ラミン切断材の輸出量が丸太総生産量に対する比率として急増したのは、1999 年からのことである（表 12）。

2001 年、マレー半島からの切断材輸出量からのラミン丸材換算量は、生産された丸太の量のほとんど 2 倍（177%）にもなった。相当量のラミン切断材の国内消費が記録されているという事実を考慮すれば（次の「加工製品」のセクションを参照）、1998 年から 2002 年にかけて大量のラミンがマレー半島に輸入されていた可能性が高そうである。

表 12

マレー半島におけるラミン丸太の国内生産量と切断材の輸出 (1994~2002) (m³)

年	生産量	輸出量	輸出 (%)
1994	37,762	9,940	8%
1995	36,460	21,235	10%
1996	43,213	14,902	8%
1997	36,697	3,554	10%
1998	38,097	6,732	41%
1999	50,505	2,838	69%
2000	70,337	3,600	81%
2001	45,076	3,672	126%
2002	51,033	3,595	82%

出典: Forestry Department Peninsular Malaysia Annual Reports

注: r.w.e – round wood equivalent volume based on 70% sawing yield

ラミンは、マレーシア産のもっとも高価な木材用樹木種 5 種の 1 つで、高質のラミン切断材³⁹は、近年では 1m³あたり 500 米ドルで販売されている (表 13)。

表 13

マレー半島からの切断材の輸出 (2003)、価格による分類 (f.o.b. per cubic metre)

種のグループ	量 (m ³)	価格	
		MYR	USD
外国種	7,702	4,211	1,108
Red Meranti	235,602	2,083	548
Jelutong	2,605	2,078	547
Mempisang	1,637	1,876	494
Perupok	148	1,869	492
ラミン	44,139	1,820	479
HHW 種	46,061	1,123	295
Rubberwood	67,329	895	235
MHW 種	209,765	651	171
その他の LHW 種	318,004	600	158
総量	932,992	1,127	297

注: 1 マレーシア・リングット = 0.26 米ドル、LHW = 軽い硬材、MHW = 中程度の硬材、HHW = 重い硬材

出典: MTIB

2001 年と 2002 年には、計 102,092m³ のラミン切断材に、マレーシア CITES 当局によりマレーシア産であるとの証明書が付された (表 14)。この木材は 20 カ国に輸出されたが、27% は香港へ、21% はイタリアに輸出された (表 15)。

UNEP-WCMC のデータベースのデータには深刻なくい違いが見られるが、なかでもイタリアとの取引に見られるくい違いが問題である。例えばイタリアは、2002 年にマレーシアから 142,285m³ のラミンを輸入したと報告しているが、マレーシアはイタリアへの輸出量として 2001 年には 8,429m³、2002 年には 11,608m³ と報告しているのだ。

イタリアは 2003 年にも同様に、マレーシアからの大量のラミン（102,505m³）を輸入したと報告している。マレーシアの全体に関する 2003 年のデータはまだないが、これほどの量のラミンがイタリアへ輸出された形跡はない。

表 14

マレーシアから輸出された、CITES で許可されたラミン切断材の生産地ごとの記録 (m³)

地域	2001年8月～12月	2002年	2003年
マレー半島	21,301	29,361	44,139
サラワク	17,979	33,417	n/a
サバ ⁴⁰	34	139	n/a
マレーシアの総量	39,314	62,778	n/a

出典: Sarawak Forest Department Annual Reports to CITES (2001 and 2002)⁴¹; Perhilitan Annual Report (2001); MTIB Statistics (2002, 2003)

表 15

マレーシアから輸出されたラミン切断材、目的地による記録 (2001年8～12月)

国	量 (m ³)
香港	10,753
イタリア	8,429
中国	6,226
シンガポール	4,832
日本	3,978
ドイツ	1,288
台湾	1,194
オランダ	646
英国	467
その他	401
ベトナム	363
ベルギー	283
フランス	108
デンマーク	85
オーストラリア	76
スイス	46
ニュージーランド	36
インドネシア	35
南アフリカ	22
スペイン	17
合計	39,285

出典: UNEP-WCMC CITES Trade Database (based on exports reported by Malaysia)

違法ラミンの押収について、マレーシアからは 1 件しか報告されていない。ドイツの CITES 管理当局は、2003 年にマレーシアからのラミン切断材 8 本を押収したと報告している（ドイツ CITES 管理当局の M. Sterz からトラフィックヨーロッパへの私信、2004 年 2 月）。

加工製品（マレーシアから世界へ）

マレーシア木材産業評議会（MTIB）の「木材と木材製品の輸入および輸送の手続き」（Anon., 2002d）は、ラミンの「部分および派生物」を「ドア、型板、小児用ベッド、層板にした finger-joint 合わせ木材、額縁、木釘その他」と定義している。部分と派生物を留保にしているため、マレーシアは丸太と切断材の輸出量のみを CITES に報告しているが、実際にはその 2 倍以上のラミンが加工品として輸出されているであろう⁴²。MTIB の原産地証明書の付いたラミンの部分と派生物の輸出量に関する情報の一部を表 16 に示す。

表 16
マレーシアからのラミンの部分および派生物の輸出のために発行された原産地証明書の数

地域	2001 年 8～12 月		2002 年 1 月	
	数	m ³	数	m ³
マレー半島とサバ	106	4312.9	21	1936.9

出典：Ministry of Primary Industries (2002)

木材の型板（木釘を含む）は、ラミンを含む加工製品の一つである。ラミンは、マレーシアで生産される型板の大きな部分を占める。事実ラミン種は、マレー半島の型板産業によって消費されている切断材のトップ樹木種 5 種のひとつとして記録されている。2001 年上半期に 61,926m³（全体の 3.9%）が使用されている（Poh et al., 2001）。これは相当量の丸太に当たる。切断材を得るのにその 2 倍の丸材が必要であるとすれば、約 120,000m³ が使われたことになる（それは、その前の 2 年間にマレー半島で生産されたラミン丸太の総量を上回る）。この数値は、マレー半島が、その型板産業を支えるために相当量のラミンを輸入していることを示している。

ラミンを含むその他の重要な加工製品には、薄板（HS コード 44.08）と合板（HS コード 44.12）がある。面白いことに、これらはマレーシア木材産業評議会（MTIB）の「部分と派生物」の定義には明示されていない。マレーシアが毎年 1,000m³ 以上のラミンの薄板/合板を輸出している可能性があるにもかかわらず、これらのタイプの製品に、マレーシアの証明書が発行されたかは不明である。この見方は、マレー半島では生産されたラミンの丸太の 5%ほどが地元の薄板/合板工場で消費されるという計算にもとづいている（マレー半島森林局本部の年次報告書より）。丸太から薄板が作られるときに、体積が 75%に減るとすれば、生産された丸太の重量の約 4%の薄板/合板が国内で生産され、それ以下の量が輸出されたことになる。マレーシア全土に同じ換算率を適用すれば、ラミンの薄板/合板の国内生産量は、2000 年には 3,500m³ となり、その 3 分の 1 以上が輸出されているだろう。

マレーシアが輸出し、シンガポールが輸入したラミン

丸太（マレーシアからシンガポールへ）

マレーシアは過去 10 年間、シンガポールへのラミン丸太の輸出を報告していない。だがシンガポールは、相当量のラミン丸太がマレーシアから輸入されていると報告している（シンガポール国際会社、表 17）。

シンガポールがラミン丸太の輸入の記録を始めたのは 2003 年 1 月、税関の分類システムが拡大されたときだった（ANNEX 10）。2003 年、シンガポールは HS コード 4403 の下、マレーシアから

2,504m³ のラミン丸太の輸入を報告している。これにはコード番号 44034931 (ラミンの粗パルプ材) および 44034934 (粗いスクエア材の挽材および薄材) が含まれる (表 17)。さらに 2002 年、公式取引統計によれば、シンガポールは、マレーシア産とされるラミン丸太 451m³ の再輸出に CITES 許可書を与えている。

表 17

2003 年にマレーシアからシンガポールに輸入されたラミン丸太 (2003 年)

HS コード	m ³	SGD/ m ³	USD/ m ³
44034931	313	649	376
44034934	2,191	798	430
合計	2,504	779	452

出典: IE Singapore

注: Prices are quoted f.o.b (シンガポール・ドル = 0.58 米ドル)

これらの取引統計にもかかわらず、シンガポールが実際にマレーシアからラミン丸太を輸入しているかについて、大変困惑させる点がある。シンガポールの CITES 管理当局は、これらのラミンの粗く角にした切断丸太および薄板用丸太とは、実際には切断材であり、誤って申告されたと説明している (シンガポールの CITES 管理当局からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 27 日)。報告されている価格は、確かに切断材の価格と考えられる (表 18)。

切断材 (マレーシアからシンガポールへ)

シンガポールは、マレーシアからの大量のラミン切断材の輸入を報告している (表 18)。これらの輸入は、マレーシアの輸出報告の記録と近似している。例えば、UNEP-WCMC、CITES 取引データベース (2004 年 7 月 27 日閲覧) によると、マレーシアは 2001 年 8 月から 12 月の間に 4,831m³、2002 年に 3,760m³ を輸出しているのである。

表 18

マレーシアからシンガポールに輸入されたラミン切断材

年	m ³	SGD/m ³	USD/m ³
2000	7,452	669	388
2001	11,832	608	352
2002	2,431	732	425
2003(1~7月)	6,104	560	325

出典: IE Singapore

注: Prices are quoted c.i.f. (SGD=USD0.58)

シンガポールの再輸出

シンガポールからのラミンの再輸出、世界各国へ

あらゆる形態 (シンガポールから世界へ)

シンガポールは自国ではラミンを生産していない。シンガポールから輸出されるラミンは、4 つの出所から来ている。CITES 許可証付きのインドネシア産ラミン、適切な証明書付きのマレーシア産

ラミン、CITES 条約適用以前に生産されたラミン、そしてインドネシアやマレーシア、その他の生育国からの CITES 違反のラミンである。

CITES への掲載を機に、シンガポール CITES 管理当局は、同国の業者が保持していた条約適用以前のラミンの在庫分を登録した。シンガポール管理当局は 3 ヶ国ワークショップにおいて、条約適用以前の同国在庫分の 30%が未処分の状態にあると報告し (Anon., 2004e)、その後 2004 年 5 月時点において、在庫分の 14.08%が残り、それはすべて切断材であったという (AVA からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 27 日)。シンガポールはラミンが CITES に掲載される前、インドネシアからの輸入について統計を報告したことがないため、在庫量に関する報告もなく、その推定はむずかしい。

丸太 (シンガポールから世界へ)

2002 年の UNEP-WCMC の CITES 取引データベースによると、シンガポールは約 1,330m³ のラミン丸太の再輸出を報告している。シンガポール国際会社がラミン丸太の輸出に関して報告を始めたのは 2003 年で、そのとき 30m³ のラミン丸太 - 36,000 シンガポール・ドル (20,880 米ドル、すなわち 696 米ドル / 1m³) - を HS コード 44034939 のもと香港に輸出したと報告した (その他の未加工のラミン材についてはどこにも具体的記述なし)。原産地についての報告はない。

切断材 (シンガポールから世界へ)

シンガポールが報告したラミン切断材の再輸出量は、2001 年と 2002 年の間に激減し、取引量は 2003 年に少し増加した (表 19)。

表 19
シンガポールからのラミン切断材の再輸出

年	m ³	SGD/m ³	USD/m ³
2000	47,597	521	302
2001	35,690	769	446
2002	5,456	876	508
2003(1~7月) ⁴³	9,307	650	377

注: Prices are quoted f.o.b. (SGD=USD0.58)

出典: IE Singapore

2002 年に、シンガポールは切断材の形でラミンを 11 ヶ国に再輸出している。その半分以上が中国、マレーシア、香港に向けられた (表 20)。

表 20

シンガポールからのラミン切断材の再輸出、目的地別記録（2002 年）

国	m ³	SGD/m ³	USD/m ³
スペイン	34	1,618	938
スウェーデン	84	1,560	905
英国	374	1,297	752
イタリア	762	1,167	677
日本	94	1,096	636
ドイツ	393	1,069	620
デンマーク	117	991	575
香港	1,041	804	466
中国	1,311	783	454
台湾	138	775	450
マレーシア	1,052	544	315
合計	5,400	878	509

注: Prices are quoted f.o.b. (SGD=USD0.58); no information on country-of-origin is available for these statistics.

加工製品（シンガポールからすべての国へ）

UNEP-WCMC データベースに記録されている CITES 年次報告書データによると（2004 年 6 月 3 日閲覧）、2001 年と 2002 年、シンガポールはラミン加工製品の再輸出について CITES にまったく報告しなかった。

シンガポールから再輸出されマレーシアが輸入したラミン

丸太（シンガポールからマレーシアへ）

マレーシアには、木材の輸入に関する包括的データがない。1998 年と 1999 年に、比較的少量（150m³）のラミン長材（HS コード 4403.49.320）をインドネシアとシンガポールから輸入した記録がある（MATRADE 商品データベース, 2003 年 3 月 24 日にアクセス）。

切断材（シンガポールからマレーシアへ）

シンガポールの統計によると、マレーシアは大量のラミン切断材をシンガポール経由で輸入している（表 21）。この取引の一部は CITES にのっとっているようである（表 22）。しかし十分に分析を行うには情報が必要である。

表 21

シンガポールからマレーシアへのラミン切断材の再輸出

年	m ³	SGD/m ³	USD/m ³
2000	3,419	541	314
2001	6,975	537	311
2002	1,052	544	316

出典: IE Singapore

表 22

CITES 再輸出証明書をともなったシンガポールから
マレー半島およびサバへのラミン切断材の輸入

期間	証明書の数	m ³
2001年8~12月	34	379.9
2002年1月	14	286.7

出典：Malaysian Ministry of Primary Industries (2002)

非生育国の間の取引

CITES に報告されているラミンの輸出の約 10%が、非生育国で行われている（下記要約を参照）。本報告書は、インドネシアとマレーシア、シンガポールに焦点を当てているが、非生育国の間でも相当量のラミン取引が行われている。例えば 2003 年、香港の CITES 管理当局は、マレーシア原産と申告されたラミン 1,236m³ に 75 通の再輸出許可書を発行した（98%が米国向け、残りがカナダ、日本、オランダ、オーストラリア向けであった）。香港当局はまた条約履行に努力し、2002 年と 2004 年 1 月 20 日の間に違法に入手されたラミン積載 2 件が押収された（1 件は輸入の際、もう 1 件は輸出の際に押収）（Chan, 2004）。また NGO によれば、ラミンの型板が 2002 年 8 月、イタリアから米国へ搬送中に押収された（Anon., 2003c）。

表 23

CITES で許可されたあらゆるラミン製品の取引の要約 2001~2003 年（2004 年 8 月 1 日現在）

国 Reporter	輸出		輸入		再輸出		
	E	I	I	E	E	I	
インドネシア	30,723	7,455	0	0	0	0	
マレーシア	76,369	270,378	912	1,429	0	38	
イタリア	x	x	252,688	24,983	16,002	30	
中国	x	x	9,621	15,020	5,165	994	
香港	x	x	92	22,011	0	503	
シンガポール	x	x	0	8,963	5,001	12,846	
米国	x	x	6,681	3,467	0	0	
デンマーク	x	x	5,511	889	0	0	

出典：UNEP-WCMC CITES Trade Database (viewed on 1 August 2004)

注：Eは（再）輸出、（再）輸出国による報告。Iは輸入、輸入国による報告。×は「適用されない」。

考察

違法取引の程度の推測

前のセクションで扱った統計は、ラミン *Gonystylus* 種に関する CITES 施行について多くの検討事項を明らかにした。これらの問題の多くを提起したのは NGO 諸組織である。

1999 年、ロンドンとワシントン DC に拠点を置く NGO、Environment Investigation Agency (EIA) は、ポゴールに拠点を置く NGO のテレパク・インドネシアと協力し、インドネシアにおける違法伐採反対キャンペーンを行った。このキャンペーンの一環として、ラミン取引を取り上げて多くの報告書を作成し、「違法な出所からの」木材の国際取引に焦点をあて頻繁にプレスリリースを行った (Currey *et al.*, 2001; Anon., 2003c; Thornton *et al.*, 2003; Lawson, 2004)。

キューレイ (2001) は、絶滅に瀕しているオランウータン *Pongo pygmaeus* の生息地の破壊を例に挙げ、違法のラミン取引が、インドネシアの森林での生物多様性の損失を引き起こしていると示唆した (Currey *et al.*, 2001)。キューレイは特に、「大量の違法丸太と切断材がインドネシアからシンガポールとマレーシアに常時搬送され、それがロンダリングされ国際ルートにのせられている」と結論した。

前掲セクションにおいて説明した重要な統計結果に関する国ごとの分析を通し、以下に様々な主張を検討していく。だがその前に、ラミンなどの文脈の中の「違法」や「密輸」といった言葉の意味を吟味することは価値があるだろう。

木材製品の合法性については、国際的に受け入れられている定義もなく、一般に複雑な問題である。だが議論をわかりやすくするため、国際取引されている木材の積載を、以下の 6 つのタイプに分けるのが便利だろう (表 24)。このタイプには「輸入の合法性」という独立した項目が含まれていないが、それはこの議論において、もし輸出が CITES に準じたものであるなら、輸入の合法性に問題はないと考えられるからである (ただし、特に非締約国から輸出される場合には、この仮定はいつも正しいとは限らない)。

表 24
国際取引される木材のタイプ

1 タイプ	2 木材の合法性	3 輸出の合法性	4 輸出者の記録	5 輸入者の記録
	合法	合法	記録あり	記録あり
	合法	違法	記録なし	記録なし
	合法	違法	記録なし	記録あり
	違法	合法	記録あり	記録あり
	違法	違法	記録なし	記録なし
	違法	違法	記録なし	記録あり

出典：after Chrystanto and Iman (2003)

本報告書では、表の 2 列目の木材の合法性は、その木材の伐採が原産国の法律にのっとって行われたかを問題にしている。附属書 は以下のように規定している。

「附属書 掲載種の標本の輸出については、同種を附属書 に掲載している

国から輸出される場合、前もって許可が必要で、輸出許可書の提示が義務づけられる。輸出許可書は、次の条件が満たされたときにのみ与えられる。

「輸出国の管理当局が、その標本は同国の動植物保護法に違反せずに入手されたものと確信していること」（CITES 第 5 条の 2）。

附属書 掲載種について CITES が懸念しているのは、掲載国（ラミンの場合、インドネシア）からの標本の生産に関する合法性についてのみである。非掲載国（ラミンの場合、マレーシア）の当局に対しては、標本が合法的に生産されたことの確認を CITES は義務づけていない。事実ラミンに関しては、違法の伐採は、インドネシアにおいてのみ深刻な問題となっているのだ。トラフィックが政府や民間セクター、NGO 関係者に確認したところ、マレーシアにおけるラミンの伐採の大半は、適切なライセンスの下に行われている。ただし残されている最後のラミン *G. bancanus* の処女林の一部をマレーシアの州政府が伐採しようとしているのは事実であり、マレーシアでのラミン伐採に関する合法性と持続性について検証する価値はある。

附属書 III は、掲載している国に課せられる条件とは別に、その他、CITES 締約国が標本を合法的に取引すること（輸出、再輸出、輸入）を義務づけている（表 24 の第 3 列参照）。CITES は、当該種を附属書 に掲載していない国からの標本については、生産（段階で）の合法性についての確認を義務づけていない。もしすべての CITES 締約国が完全な年次報告書をきちんと提出するなら、それにもとづいて、合法的ラミンの取引量を特定することは比較的容易である。違法ラミンの体積は、その他の知られるラミン取引を除外し、Christanto と Iman(2003)によって確認された「通常のくい違いと判断される許容程度」（表 25）を差し引けば、推定することができる。

表 25
取引のくい違いを引き起こす要因

No.	要因
1	主要な通常の要因
1.1.	会計年度が変わった
1.2.	生産評価の方法
1.3.	輸出と輸入の間の時間のずれ
1.4.	通貨換算レートの変動
1.5.	目的地の申告（通過中の積荷）
2	その他の通常の要因
2.1.	製品の重量から体積への変換
2.2.	通常の体積単位からメートル法への変換
2.3.	体積推測方法の違い（丸太の測定方法など）
2.4.	いろいろな製品を一緒にした積荷の場合
2.5.	製品の、異なる分類方法
2.6.	計算方法
3	異常な要因
3.1.	請求書の問題
3.2.	製品タイプや性質、種、グレードの誤った分類
3.3.	不正な取引データ
3.4.	密輸

出典：adapted from Chrystanto and Iman (2003)

CITES にとって特に重要なのは要因 3.2 である。種の誤った特定については、2 つのタイプの違反を区別する必要がある。すなわち CITES の規定についての無知が原因で悪気がなく違反している場合、そして偽装工作を行い故意に法律に違反している場合である。

インドネシアが 2001 年にラミンを掲載する以前に適切な協議会が行われなかったことについて、マレーシアは何度も懸念を表明していた。その結果、マレーシアには、ラミン取引に関して CITES の規定を理解していない担当官が多いのである（詳細は以下に述べる）。これらの理由により、前のセクションで強調したくい違いが、すべて悪意によって生じたものと自動的に考えることはできない。そのような思い込みをすれば、CITES の施行と遵守に関する重要な問題点が見すごされることにもなる。

違法なラミンの量については、様々な推測が可能である。特に違法な輸入の量については、輸出量から国内生産量など多くの要因を引くことで推測できる（**計算式 1、2 参照**）。

計算式 1	総量 - 合法 = 違法
総量	輸出されたラミン切断材の体積
合法	輸出のできる合法のラミン切断材の体積
違法	輸出された違法ラミン切断材の体積
計算式 2	(製品 - 輸出 + 輸入) X 0.7 - 変換) X 1.10 = 輸出可能
製品	国内で生産されたラミン丸太の体積
輸出	輸出されたラミン丸太の体積
輸入	輸入された合法ラミン丸太の体積
0.7	丸太から切断材への変換率（70%の回収率、平均切断材収量）
変換	国内で変換されたラミン切断材の体積
1.1	くい違いの原因となったとされる通常の要因 ⁴⁴
輸出可能	輸出のできる合法のラミン切断材の体積

これらの推測を行う上で大切なのは、原木の丸材の量を計算するための平均変換率である。変換率は使用される技術により異なるが、加工の各段階で失われる量の大雑把な数値は下の表 26 のとおりである。

表 26
丸材からの平均変換率と原丸材量 (r.w.e) の求め方

	丸太 ⁴⁵	長材	切断材	型板
変換率	-	0.75	0.5	0.25
原丸材量の求め方	1	1.33	2	4

あらゆる要因に伴う変数の幅により、この推測は限定される。したがってこの推測方法は、おのずと限定される。

違法取引量を推測するためのより直接的な方法は、違法ラミン押収の件数（量）を確認することである。押収についての要約を次に示す。

年月	形	量・価格	詳細
2002年3月	ラミン額縁 型板	GBP130,000 (USD 234,000)	ID-UK (Falkstone) Arquadia Ltd. (Anon., 2003c)
2002年10月	ラミン切断材	120t (222m ³)	ID-SG、AVA による6件の押収 (Sg. Kadut Industrial Estate) (Anon., 2003c)
2003年10月30日	ラミン切断材	10t (14m ³) MYR 40,000 (USD 10,526)	ID-MY (ルボク・アントウ)、 シブへの途上、STIDC と SFC に よる差し押さえ (Anon., 2003f)
2002年	丸太	107m ³	ID-MY、マレー半島で6件の押 収 (Jumat Ahmad のトラフィック サウスイーストアジアへの私 信、4月14日)
2003年	ラミン丸太	234m ³	ID-MY、マレー半島で MTIB に よる21件の押収 (Jumat Ahmad のトラフィックサウスイースト アジアへの私信、2004年4月14 日)
	ラミン LSS	76m ³	
	ラミン切断材	593m ³	
2004年1月~3月	ラミン丸太	582m ³	ID-MY、マレー半島で MTIB に よる7件の押収 (Jumat Ahmad の トラフィックサウスイーストア ジアへの私信、2004年4月14 日)
	ラミン LSS	169m ³	
	ラミン切断材	2,317m ³	

この情報にもとづき、計算式を使って違法取引量を推測をすることができる。例えば：

計算式3 **押収量 × 割合 = 取引量**

押収： 押収された違法ラミンの量

割合： 取引量に対する押収量の割合

取引量： 取引における違法ラミンの総量

だがこの方法は、**割合**に関する情報の欠落により制限されている。違法ラミンがより多く押収されれば、実際の取引量は（その分だけ）減ると主張できるかもしれない。しかしより多くの違法ラミンが押収されたなら、より多くの取引が行われていると容易に結論できるだろう。これには2つの変数関わっている。1) 違法ラミンの積荷を差し押さえる担当官の仕事の効率、そして2) 違法ラミンの総輸送量である。ラミンの輸送件数がある期間一定であると仮定すると、押収件数が増えるということは、取り締まりの努力と効率が上昇したことを意味する。だがもし取り締まりの努力と効率が一定だったとするなら、押収の増加は積荷輸送の増加を意味する（そしてもし取り締まり効率が100%未満なら、押収を免れた積荷の数の増加をも意味するのだ）。

これらのむずかしさを考えれば、「統計のくい違いによる方法」も、「押収量による方法」も、違反量を明確に特定する方法とはなりえないだろう。これらの難点により、本調査のアプローチとしては、ラミンの違法取引量について確かな結論を出すことよりも、法律と行政面の弱点を検証することに焦点を当てるのがよいであろう。

インドネシアにおける伐採

インドネシアにおける伐採の合法性

1997年の経済危機の後、法律と秩序が崩壊するなかで、インドネシアの森林保護区と国立公園における違法伐採は増加した。1億2,035万haの自然森林のうち、4,300万haで違法伐採による影響を受けている。これは年に210万haのスピードである(Murphy, 2001)。

違法伐採は、インドネシアに残るラミンの立ち木を枯渇させつつある。特に中央カリマンタンのタンジュン・プティン国立公園では、計画的な伐採が進められたとされる(Currey *et al.*, 2001)。1999年に森林局が同国立公園を視察し、当時同省事務局長であったスリプトは、そこで盗まれた木材の60%を1つの伐採会社が加工していると述べたとメディアは伝えている。中央カリマンタン州知事はタンジュン・プティン監視委員会を設立したが、その委員の信頼性を疑問視する人々もいる(Currey *et al.*, 2001)。

森林局によると、違法伐採業者はインドネシア内でネットワークをもち、その操業を押さえるのはむずかしいという。違法伐採者は最高10年の禁固および2億インドネシア・ルピー(2万米ドル)の罰金を科せられる(1990年の自然保護法で規定)(Anon., 2001a)。

インドネシアでは毎年、違法伐採により1,700万から3,200万m³の丸材が生産されていると推定される。2000年のラミンの年間伐採許可割当(合法的な生産)は24,000m³であったが、国立統計局の記録では、同年130,000m³を超えるラミンが生産された(BPS Statistics, 2003)。

インドネシアの新聞報道によると、仕事を奪われたと不満を訴える伐採業者が森林局に圧力をかけ、ラミンに関する決定の取り消しを迫っているという。中央カリマンタンでは、伐採会社が、ラミンの法律の施行を遅らせるよう、地方および中央政府の役人に圧力を加え、さらにこの件で森林局を訴えると脅かした。同州のカプアス地区では、地方集会在が法律の受け入れを拒否し、伐採の継続を許した。2002年6月、ラミンはなお伐採され、中央カリマンタンで高値で売られている(Anon., 2002b)。

2002年1月に地方自治が施行されて以来、中央政府がどこまで(地方に)拘束力をもてるかということが、より疑問視された。カプアス地区がラミン伐採の強制を拒否したことは、地方政府がジャカルタの命令に従うのをよしとしていないことを示している。今のところ、この地方分権プロセスが混迷を極めるなか、多くの地域で森林伐採はさらに進んでいる。地域の責任者(ブパティまたは「統治者」と呼ばれる)は100ha未満の小さな森林区について利用許可書を発行する権限をもち、東カリマンタンなどの豊かな森林地域ではすでに何百もの伐採許可書が出され、さらに何百ものが発行されようとしている。許可書を受け取る会社や協会は地方のコミュニティに基盤を置くものと定められているが、実際には強力な実業家がバックにいる会社がコントロールしている場合が多いと、インドネシアの新聞は示唆したという(Anon., 2001a)。

違法の伐採に関しては、状況は相変わらず混沌としている。2001年5月に、ある国会議員は、地方の人たちが174の無効になっている木材指定地で違法伐採を行っていると言った。インドネシアの新聞によれば、森林大臣は、許可書を発行する権限をもつのはブパティであるから、それは彼らが決める問題であると述べたという(Anon., 2001a)。これは、政府が違法伐採の取り締まりに本

気で取り組んでいるという発表にまったく反するものである。2000年11月に発表された省令（No.051.1/Kpts-II/2000）によれば、ブパティが許可書を発行できるのは100haまでで、州知事は1,000haまでとなっている。複数の地区にまたがる土地については州知事の管轄で、複数の州にまたがる土地については中央政府が管理権をもつ。伐採許可書を発行する地方政府の権利は、省令（No.541/Kpts-II/2000）によって無効となったが、今や省令の正当性そのものに異議を申し立てる地方当局も現れている。

インドネシアでの伐採の持続性

法的な枠組みは一般に、持続的な森林管理の基本的な要素と考えられている。したがって違法の木材は、持続性を危うくする木材でもあるといえよう。CITESで許可されているインドネシア産ラミンの場合、PTダイヤモンド・ラヤでの「有害でないとの判断」（NDF）は、ラミンが持続的に管理されている生産地からのみ伐採されることを確実にすることを目的としている。インドネシア・エコラベル会議（LEI）および森林管理評議会（FSC）の証明書もまた、PTダイヤモンド・ラヤ利権区からのラミンが持続的方法で伐採されているということをサポートするものである。だが、ダイヤモンド・ラヤのFSC証明書でさえも疑問視されていることも記しておきたい。FSCに委託されてダイヤモンド・ラヤの評価を担当した会社による深刻な不履行が、いくつかの締約国によって指摘されている。FSCに関する報告書には、ダイヤモンド・ラヤ利権地で違法伐採が行われたという主張と、懸念がどのように表明されたかが記されている（Anon., 2004h）。

マレーシアにおける伐採

マレーシアにおける伐採の合法性

近年のマレーシアにおける森林に関する法律の施行についての調査には、Rusli と Amat（2001）によるものと、Blakeney（2001）によるものがある。これらは Callister（1992）による調査に続くものである。これらの調査の一般的な結論としては、マレーシアにおける違法伐採の程度は、インドネシアのそれに比べてまだ低く、森林における犯罪件数は減少の傾向にあるとのことである。

マレーシアにおける伐採の持続性

マレーシアは森林の持続的管理を遂行すると表明し、また森林における犯罪が減少しているものの、マレーシアにおける伐採活動が実際に持続性であるかには疑問がある。Jomo ほか（2004）はマレーシアでの森林管理が直面する多くの緊急の社会的、経済的問題を総括的に検証している。Jomo ほかの結論は1990年後半に行われた調査の結果にもとづくものだが、そこで確認された問題は、今も解決がむずかしい。

ラミンのような絶滅のおそれのある種の保護の問題について、マレーシアは国際的協力実践の重要性を認め、生物多様性条約（CBD）の第7回締約国会議の開催国ともなった。だがいくつかのNGOは、同条約会議の場でマレーシアを非難した。例えばNGOのグリーンピースは、「マレーシアでの伐採は持続的使用レベルをはるかに超えており、残された森林の大半は深刻な荒廃状態にある」と報告した（Anon., 2004f）。

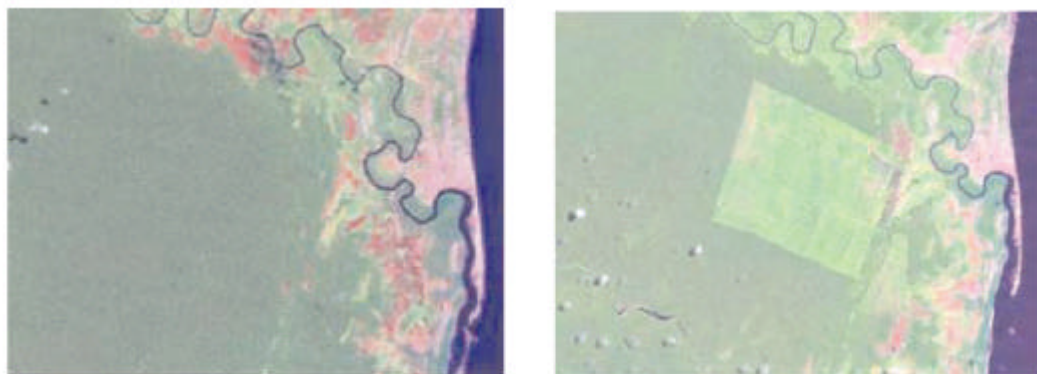
CBD 締約国会議でグリーンピースが配布した情報には、マレーシアのラミン保護に関連するケースを扱う報告があった。それにはパハン州ネナシの町近くのラミンが多く生育する湿地林 4,000ha の全面伐採のケースも含まれていた (Anon., 2004f)。ネナシのケースを初めて取り上げたのはマレーシアの一連のニュース記事で、伐採に関する多くの法律違反が指摘された (Beh, 2003; Gan, 2003)。それには、この地域での伐採が持続性の原理の基本に反しているだけでなく、マレーシアの多くの法律に違反していることなど、本調査に関わる陳述が多く含まれていた。

問題とされている違反には、ネナシでの伐採が森林保護区で行われ、また森林保護区を拡張することもなかったために、結果的に森林は失われたという主張が含まれる。これは、マレーシアの国家森林政策や、「永久森林地 (PFE)」の永久保護 (それは持続性の礎石) を目的とする 1984 年の国家森林令⁴⁶ に反している。事実、パハン州森林局技術報告書 (Anon., 2003h) によると、伐採された地域は、その大半が 25,000ha のネナシ森林保護区内にあった (同保護区は 1976 年に「永久森林地」⁴⁷ として官報で通達された) (図 3b)。

さらに、ネナシの森林の伐採は、官報で通達されたペカン地区地域組織計画 (Anon., 1996) に違反していた。この計画は、「環境的に影響を受けやすい地域」であるネナシ森林を永久森林として保護するよう指示していた。したがって伐採は、町と地方の計画条例 (1976) に違反していると思われる。Gan (2003) はさらに、ネナシでの伐採には環境影響評価が行われなかったとし、その事実は環境の質条例 (1974) の規定に違反すると主張した⁴⁸。

図 11

人工衛星で撮影した 1992 年のイメージ (左) と 2001 年のイメージ (右) を比較すれば、4,000ha の全面伐採の場所が見てとれる (出典: Anon., 2004f)。長方形の伐採場所は図 3b でもはっきり見える。



森林局技術報告書 (Anon., 2003h) には、ネナシのケースは、現行の伐採傾向を端的に示しており、マレーシアに残されたラミン生育地 (いわゆる永久森林区を含む) の喪失が見てとれると述べられている。これは、たとえマレーシアに堅実な森林管理政策があるとしても、その施行が伴わない場合があることを示している。

インドネシアからの密輸、マレーシアとシンガポールへ

インドネシアにおける輸出規制

インドネシアにおける輸出規制の概要

インドネシアは、前のセクションで述べた CITES の規制に加え、木材の輸出を規制するための多くのシステムをもっている。例えば 2003 年の貿易産業大臣の法令 (No.32/MPP/Kep/1/2003) により、森林製品の輸出業者は、木材産業再生協会 (BRIK) に登録しなければならない。

合法的な木材には、伐採地から輸出地に至るまでに、一連の複雑な書式作成義務が伴う。以下に、必要な書類のサンプルを示す。

- 森林合法性書類 (SK-SHH) (Surat Keterangan Sahnya Hasil Hutan)
- BRIK 承認書
- ETPIK 承認書
- 税関輸出申告書 (PEB) (Pemberitahuan Eksport Barang)
- 輸送積荷目録
- 保証書
- 船積み目録 (証書) (B/L)
- 配達注文書
- 輸送 (船積み) 許可書
- 航海士の領収証 / 埠頭での領収証

さらに、森林製品の使用料の支払いや再植林費用、輸出税の各領収証もある (Chrystanto and Iman, 2003)。またラミンには、CITES 輸出証明書の発行が義務づけられている。

製材所から港への木材の輸送には、SK-SHH と BRIK 承認書が必要である。これらの書式は、PEB に添付され、税関事務官によって確認、承認されなければならない。だが税関事務官は通常、森林製品そのものを実際に検査することはない (政府規定 No.10/1995, Article 4)。税関輸出申告書や輸送積荷目録、保証書、船積み目録 (証書)、配達注文書を扱い、さらに輸入国のために税関書式を作成するのは通常、積荷の送付者である。PEB にもとづき、港の管理者は輸送 (船積み) 許可書を発行する。海運会社は、航海士の受領書と埠頭での受領書を発行し、また輸入業者から配達注文書を得るために船積み目録 (証書) も作成する。

運輸大臣と森林大臣、貿易産業大臣による共同の省令 (2003,1.22) により、国内輸送は、インドネシア国旗を掲げるインドネシアでチャーターした船によって行われなければならない。さらに、貨物船の所有者は、船荷に森林合法性書類が添付されていることを確認する責任をもつ。輸送会社は、船積み証書 (目録) と (輸送) 積荷目録が輸送の注文 (表) に合致することを確認しなければならない。港の管理者が発行する輸送 (船積み) 許可書には、森林合法性書類が必要である。港に駐在する森林局の役人は、森林合法性書類を確認し、輸送物の種、形態、体積、数が書類の内容に一致することを確認する。

税関担当官は、輸出および輸入品に対し、様々な省が出した 150 以上にのぼる規制を履行しなければならない。だがこれらの規定の多くは、互いに矛盾するだけでなく、地方の規定とも相容れないものであると報告されている。現場でのインタビューによれば、この状況は税関担当官の施行業務を困難にしている (Anon., 2004b)。

例えば国立輸出促進局のウェブサイトによると、森林局と貿易産業省が丸太の輸出を禁止する条例を発行した時、多くの地方行政官は、自治法を理由に、丸太の輸出を許可する規定を独自に発行した（Anon., 2004c）。

インドネシア政府は、密輸と税関職員による不正行為に関する不平の声に応え、大統領令 No. 54/2002 を発し、税関に関する様々な問題を解決すべく特別チームを立ち上げた。インドネシアの新聞によると、このチームのメンバーには財務省、貿易産業省、森林局、州情報通信局、国家警察、軍隊の、上級役人が含まれているという（Anon., 2002b）。

国境地域の管理状況を改善する必要性については、中央政府によって多くの意見が出されている。例えばインドネシア貿易産業大臣リニ・MS ソエワンディは、シンガポールへの商品の密輸は甚大であるので、マレーシアとすでに行っているように、シンガポールとも共同の国境警備を開始する必要があると述べている（Guerin, 2003）。

中央政府は、密輸を規制する上で、特に CITES を利用しようとしている。インドネシアは、附属書 への掲載が国の違法伐採を規制し国際取引を管理するのに有効であると信じているが、「それが機能するには、外国との協力が今にもまして必要である」と PHKA は述べている（Samedi, 2003）。

本調査のために行われたインタビューでは、インドネシアからのラミンの輸出の規定について知らない税関担当官がいることが明らかになった。トラフィックサウスイーストアジアの助力を得て、PHKA は 2004 年 3 月 9～16 日に現場評価を行い、インドネシアの主要港での輸出規制の効率を検証した（Anon., 2004b）。本調査では、ラミンに関する法律について、4 つの輸出地に勤務する森林局、税関、海上警察の担当官の理解の程度を査定した（輸出地の正確な地点については図 14 を参照）。

- ジャカルタ港（CKG and Priok）
- 南スマトラのパレンバン港
- リアウ州のセラット・パンジャン港
- 西カリマンタンのカプアス・フル地区にある ナンガ・バダウ町（ルボク・アントゥから国境を越え、インドネシア側にある町）

これらの地点の規制施行には、ばらつきがあることが判明した。特に懸念されるのは、パレンバンとバダウの税関担当官が、ラミンの輸出に関する規制があるという事実を知らないことだった。さらにこの現場調査は、CITES に関する理解が一般的に低く、セラット・パンジャンの担当官は、ラミンの国内取引にも CITES の書類が必要であると誤解していた（Anon., 2004b）。

スマトラにおける輸出規制

森林局の現場チームの報告によると、ジャンビ province とリアウの境界であるスンガイ・ガウン川から、マレーシアとシンガポールに違法ラミンが頻繁に輸送されていると、パレンバンの森林管理官が述べているという（図 12 のクアラ・ガウンを参照）（Anon., 2004b）。

図 12
スマトラ、マレーシア、シンガポールの間の取引ルート



出典: TRAFFIC Southeast Asia field notes, 2003-4

カリマンタンでの輸出規制

インドネシア森林省は、カリマンタンでは、少なくとも毎週トラック 1,000 台分の違法木材が失われ、あるいは 2003 年 6 月～7 月の間に約 1 万 m^3 が失われたと推定していることが新聞で報じられた (Anon., 2003d)。これには西カリマンタンとサラワクの境界にあるベトゥン・ケリフン国立公園からの、主にメランチ丸太が含まれているという。森林局は、森林内において伐採者を (現行犯) 逮捕する権限しかもたないため、境界線においてトラックを止めることはできないと述べた (Kurniawan, 2003)。

図 13

サラワクとの西カリマンタン国境取引：ルボク・アントゥ-バダウ



出典: TRAFFIC Southeast Asia field notes, 2003 ~ 4

上述のとおり、トラフィックと PHKA の調査により、マレーシアとの国境チェックポイントに勤める担当官のラミンの規制に関する理解が非常に低いことが明らかにされた。担当官たちは、輸出規制の対象はラミン丸太だけだと思っていたようで、CITES への掲載やそれによる規制に関する知識を欠いていた。調査チームは、木材 4m³ を積載するトラック 200 台が毎日、バダウを通過したと推定している（図 13）。カプアス・フル地区森林事務局は、2003 年に 191,348m³ がマレーシアへと通過し、その約 30% (57,000m³) がラミンであったと推定している。だがインドネシア税関の担当官によれば、同時期に同地域を通過した木材量はわずか 1,456m³ だった。マレーシア当局によれば、2003 年に記録されている輸入は 112,192m³ で、ルボク・アントゥ経由である（D. Nena, STIDC からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 4 月 14 日）。

トラフィックと PHKA の現場調査の結果は、トラフィックが主催したインドネシア国内ワークショップの勧告を支持するものであった（この勧告は以下の「提言」のセクションに掲載）。

マレーシアにおける輸入規制

マレーシアの CITES 掲載に関する留保

すでに述べたとおり、マレーシアは、ラミンの部分と派生物を留保している。3 カ国ワークショップでは、この留保に関する理由 2 つが述べられた。1) 特に樹木種の識別のむずかしさにより、加工品に関する履行がさらにむずかしくなっていること、そして 2) 部分や派生物については、違法の木材が使われている可能性が低い、ことである（Anon., 2004e）。

より精密な機械を必要とする薄板や木釘、型板のような完成品よりも、丸太や切断材が密輸される可能性が高いと、マレーシアは指摘している。履行の実施を考え、他の CITES 掲載種で加工品のあるものについても、掲載から外すこととなった（例えば、オオバマホガニー *Swietenia macrophylla*）。加工品は留保したが、マレーシアはラミンの丸太と切断材に関しては CITES を履行するとしている。

マレーシアにおける CITES の調整

国立森林会議や CITES 国内委員会があるにもかかわらず、マレーシア国内での履行に責任をもつ 16 あまりの当局の間では、調整に問題があるようだ。マレーシア国内で CITES 施行に直接または間接的に携わる当局を表 27 と 28 に示した。インドネシアからの丸太輸入の中止を 2001 年に内閣で明確に決定したにもかかわらず、マレーシア国際貿易産業大臣は 2003 年にジャカルタを訪問した際、マレーシアは物々交換システムによりインドネシアから丸太を輸入していると明言したのである（次ページの BOX 2 参照）。

この地域では、インドネシアやマレーシア、シンガポールといった現代国家が形成されるずっと以前から、港や共同体の間で物々交換が行われてきた。今日、(マレーシアの砂糖とインドネシア木材の交換といった)物々交換もあるにはあるが、多くの場合、現金との交換も行われているため、正確には「物々・国境交易」とでも言った方がよいだろう。

近年マレーシアは、1990年代後半に地域通貨の不安定によって引き起こされた「外貨問題を克服する手段として」物々交換を促進し、また民間セクターに対し、物々交換活動の組織化を働きかけてきた(Anon, 1999)。マレー半島とサバ、シンガポールには多くの物々交換組織があるが、サラワクには正式な組織はない(砂糖と丸太の違法の物々交換が何件か報告されているが)。

1999年5月にパタムで開かれた話し合いで、インドネシアとマレーシアは物々交換を段階的に増加することに同意した。これは当時のインドネシア大統領バチャルディン・ジュセフ・ハビビと当時のマレーシア首相マハティール・モハマッドの間で交わされたもので、伐採の問題にも触れ、「それらが両国にとって害とならない方法について決定をした」(Anon., 1999)。

以下に、マレーシアのセリ・ラフィダ・アジズ国際貿易産業大臣が、2003年2月26日、ジャカルタにおいてマレーシア=インドネシア共同ビジネスセミナーで行ったスピーチからの引用を示す(下線追加)。

「マレーシアとインドネシアの物々交換・国境交易は1999年から増加している。2001年に記録されている物々交換の総取引量は2億470万米ドルで、2000年の1億9,740万米ドルから3.7%の増加である。2002年前期6ヵ月の取引量は1億540万米ドルである。

この取引ルートでマレーシアから輸出されている主要産物は、加工農産物、中古バイク、電気機具、セメントである。マレーシアの輸入産物は木材製品、丸太、生鮮魚、胡椒、その他の消費財である。

この取引形態により、物々交換や商品交換などの両方向の取引ルートを増やすことができる。そこでマレーシアは、物々交換活動のために、場所を指定し、税関、出入国管理、検疫・隔離の施設を整備・充実する。

(出典：国際貿易産業省のウェブサイト, www.miti.gov.my, 2003年10月1日に閲覧)

トラフィックの後援で開かれたマレーシア国内ワークショップと3ヵ国ワークショップでは、物々交換・国境交易の問題がある程度話し合われた。その結果、CITESの規定は、自由取引ゾーンや物々交換ゾーンを含む違法取引ルートにも適用されるべきだという一般の同意が得られた。

表 27

マレーシアの重要な CITES 施行事務局とその親組織

当局	官庁
王立マレーシア税関・物品税局	連邦財務省
マレーシア木材産業評議会	連邦植林産業・物資省(MOPIC)
サラワク森林局	サラワク計画・天然資源管理省

表 28

マレーシアにおけるラミンの間接的規制当局と、その親省庁

当局	ラミンの規制	省庁
マレー半島の州森林局 サバ森林局	伐採、加工、国内輸送 伐採、加工、国内輸送、輸 入・輸出	マレー半島 10 州事務森林委員会 天然資源事務所 第一大臣局 (サバ)
野生生物・国立公園局 サバ野生生物局	CITES 事務局への報告 CITES 事務局への報告	連邦天然資源・環境省 サバ観光・文化・環境省
農業局 サラワク木材産業開発社 (STIDC)	植物衛生 サラワクでの輸入・輸出規制	連邦農業省 サラワク計画・資源管理省

マレーシアの輸入規制の概要

マレーシアは毎年インドネシアと会合をもち、共通の国境に影響を与える社会的、経済的問題について話し合っている。この会合では、何年にもわたり、違法伐採や丸太の密輸についてフォーラムがもたれてきた。両国首脳の会談でも、この問題は話し合われてきた (Muhd Yusuf, 2003)。だがそれらの努力にもかかわらず、木材の密輸、特にラミンの密輸の問題は、今も続いている。

このトラフィックのプロジェクトのもとに開かれたマレーシア・ラミン国内ワークショップでは、密輸のひとつの原因は、マレーシアとインドネシアの国境線が長いこと監視がむずかしいことだと指摘された。ラミンの密輸者は、税関を避けてマレーシアにラミンを持ち込もうと、税関チェックポイントの設立されてないサラワクの国境線を越えたり、マレー半島西海岸にある違法上陸ポイントを通っている証拠がある。この問題に対処するため、同ワークショップでは、マレー半島に違法陸揚げ箇所のチェックポイントを増やすと同時に、サラワクの主要侵入地すべてに監視ポイントを設定する必要があるということ意見が一致した。それには税関、海上警察その他の、すでにマレーシア国境線で監視に関わっている各当局の協力を必要とする。

国内ワークショップで指摘されたもうひとつの問題は、ラミンを含むと申告せずに税関を通過してしまうラミンの積荷である。「一般の積荷」から「混合の軽量硬木」まで、多くの名称が使われている。問題のひとつは、マレーシア、インドネシア、シンガポールで使われている HS コードが一致していないことである。問題をさらに複雑にしているのは、木材の樹木種の識別能力が税関に欠けていることである。この欠点につけこまれ、時にラミンがジェルトンとか他の「色の白い硬木」として偽って申告されることになる。この問題を克服するには、政府が種の識別システムを作り、税関を助けるべきであるとの指摘があった。

申告のない積荷に関するもうひとつの問題は、自由商業ゾーンと物々交換ゾーン経由でマレーシアに入ってくるラミンである。これらのルートによる取引は、他のルートのような税関規制を受けない。CITES は、標本が税関の管理下にある時、締約国の国内を通過中または国内で積み替え中の

標本に同法が適用されないという規定（第 7 条 1 項）がある。しかし第 9 回締約国会議では、締約国は、有効な輸出許可書やその存在証明のない通過中または積み替え中の標本を押収・没収できるよう、規定を採択することを勧告している（決議 9.7）。CITES に関しては、締約国は自国の国土内で条約を施行する責任をもっている。

だがマレーシアとインドネシアの物々交換に関する同意について、マレーシア（とシンガポール）の当局は、その同意があるために、業者はインドネシアからの税関通過書類なしに、マレーシア（とシンガポール）に積荷を送り込むことが許されているのだと見ている。自由商業ゾーンと物々交換ゾーンによって作られた抜け穴は、合法ラミン材の取引に対する税関の規制を弱めていると見られる。

違法木材の流入を規制するために、マレーシアは様々な規定を段階的に設けることができたはずだ。その方法のひとつは、税関担当官に違法ラミンの積荷を押収する権限を与えることである。だがマレーシアは、その税関輸入禁止令にまだラミンを掲載していない。マレーシアの国内ワークショップにおいて、トラフィックによる調査に関する発表の中でこの点が指摘され、輸入禁止令の付表 4 にラミンを掲載することが提案された（それは自由取引ゾーンにも適用される）。この提案は、ワークショップに出席していたすべてのメンバーの支持を得ることはできなかった。取引業者の代表たちは、そのような掲載が官僚主義を強め、合法的な製品を扱う真面目な業者に余計な重荷を負わせるものと表明したためだ。マレーシアの合法ラミンの輸入量が大変少ない事実（年間 100m³ 以下）にもかかわらず、ラミンを税関規則に掲載するという提案について、ワークショップにおいて合意は得られなかったのである。

輸入禁止令の付表 4 は、「規定された方法で」どんな商品がマレーシアに輸入できるかを明記している。この付表にはすでに多くの CITES の種が掲載されている。例えばそれには、サンゴ（HS コード 05.08）について「生きてるかまたは死んでいるもので、加工されて宝石として使われているもの（HS05.08）は、「輸入許可書およびマレーシアの漁業局局長によって、あるいはその代理で発行された CITES 輸入許可書が添付されている場合に限り、輸入が許可される」とある。

CITES を効果的に施行するには、税関輸出入禁止令にラミンを掲載することが不可欠である。税関規定はマレーシア全土に適用され、ラミン取引に関して、包括的かつ一貫した規制方法を提供する。だが現在、ラミンに関して CITES の施行に使われている方法は不十分で、地域によって異なるのである。

マレー半島における輸入規制

マレー半島では、ラミンの輸入を規制することのみを目的とした法律というものは存在しない。現行の規制は、行政システムにより敷かれたもので、CITES の履行には不十分であるとみられている。特に、マレー半島へのラミン切断材の輸入を制限する規定はない。その結果、現場調査によって集められた情報にみられるように、CITES 許可書のない違法のインドネシア産ラミン切断材（スマトラとカリマンタンから来るもの）が今後もクラング港、メラカ、バトゥ・パハト、ムアル、ジョホール港を経由してマレー半島に入り続ける可能性が高い。

インドネシアが CITES 附属書 にラミンを掲載した後、MTIB はラミンに関して管理当局となった。MTIB はその後、税関と何度も話し合いを行い、その結果、税関はラミンに関する新しい規定を

税関担当官に行政回状によって知らせることになった。しかしこれらの行政的方法は、税関禁止令と同等ではなかった。その結果、税関担当官は輸入切断材の積荷を制限する権限をもてなかった。それだけでなく税関担当官は、木材の積荷について、それがラミンを含むか否かの申告を義務づけることをせず、また木材の積荷の樹木種について通常のチェックもしていなかった（これは能力の欠如にもよる）。

これに対しマレー半島諸州の森林局は、樹木種のチェックを行う能力を備えている。しかし森林局はラミンをチェックする権限をもっていない。さらに同局は、丸太のみをチェックし、切断材はチェックしないのである。

この法令は輸入よりもむしろ輸出の規制に焦点を当てており、MTIB も輸入規制を行う明瞭な権限をもっていない。その結果、MTIB は木材の輸入に関して通常のチェックを行っていない。さらに MTIB により（MTIB 条例の規定により）押収されたラミン切断材の積荷も、マレーシアがいまだラミン切断材の輸入を制限する法律や規定を定めていないという理由で、放棄されなければならなかった。

サバにおける輸入規制

毎月、木材の大きな船積みがインドネシアからサバに到着する（主にタワウの東海岸の港経由）。これら船積みのラミンの量はさほど大きくないと考えられる（大半のラミンはボルネオの南部および西部で生育し、東海岸では見られないため）。だが、サバへの木材の輸入に関する CITES の施行は、マレー半島と同様の障害に直面している。事実サバへの木材の輸入規制は、樹木種に限らず、違法の木材の識別に関して一般に効果がない。

サバ州森林局は以前、州への木材の輸入を規制していた。しかし 1997 年のヘルムズマンのケースの後、MTIBを通し、木材輸入規制の責任を連邦政府に受け渡してしまった。しかし MTIB はマレー半島同様、サバへの木材の輸入については通常のチェックも行っていない⁴⁹。

マレー半島同様、サバの税関は、ラミンが含まれるかを確かめるための輸入木材チェックを行っていない。森林局はチェックを行うものの、輸入に関する権限を連邦政府に渡してしまったので、船積みを制止できない。実際、サバのラミンの輸入に関しては、CITES 施行の責任の所在がはっきりしない。

設定されている税関チェックポイント（ANNEX 10）に加え、カリマンタンからサバへの非公式の横断場所はたくさんある。2002 年には、密入国者を規制するために、ロン・ミダン、タウ・ラムプイ、ラバン、ロン・カユ、ロン・アパオピン、ロン・ナワン、ラ・サンドリアン、シマンガリス、ソロドン に 9 つの入国チェックポイントが設けられた。これらはみな、東カリマンタンのヌヌカン地区に位置する。地域の人々は国境を越えるとき、住民票やその他の必要書類を提示することになっている。

サラワクにおける輸入規制

キューレイほか（2001）によれば、サラワクに違法ラミン材が持ち込まれる入国場所は、以下のとおりである。

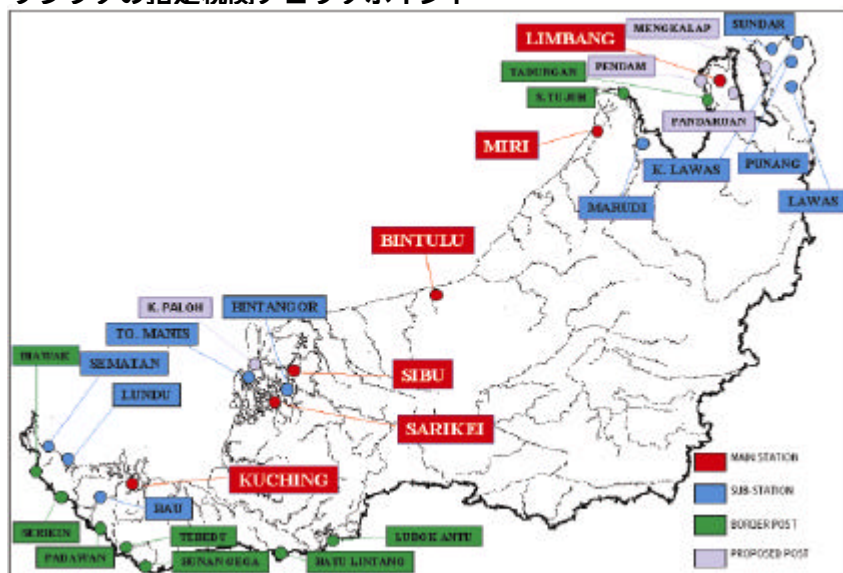
- セマタン港（中部および西カリマンタンから）
- ルボク・アントゥ（西カリマンタンから）

ルボク・アントゥの町はサラワクと西カリマンタンの間にある 847km にわたる国境線上にある。インドネシア政府は人工衛星のイメージ解析により、この国境線に沿って西カリマンタンからサラワクへ木材を持ち込む 185 のルートを開き出した。このうち 87 のルートは道または踏み分け道であった。これらは村々を結ぶもので、マレーシア側に 32、インドネシア側に 55 あった。また 98 のルートは川で、そのうち 11 は大河であった（図 14）。

特に 4 地区の 5 つのルート（F）は、「マレーシアへの木材密輸の主要ゲート」として認められた（Antara News Agency “Indonesia deals with illegal logging issue” quoting Indonesian Forestry Minister M. Prakosa）。

- カプアス・フル地区のナンガ・バダウ（切断材と加工製品）（この町はルボク・アントゥから国境を越えた所にある）
- カプアス・フルのポアリン・ケンカナ（丸太）
- ベンカヤン地区のジャゴイ・ババン（丸太）
- サムバス地区のパロー（丸太）
- シンタン地区のセナニン（丸太）

図 14
サラワクの指定税関チェックポイント



出典: Jabatan Kastam Sarawak (website; <customssar.mmu.edu.my> viewed on 28 February 2004.

国境のサラワク側では、木材の密輸が行われているのはセリキン（ベンカヤン地区のセルアス町から国境を越える）、ムアラ・テバス、コタ・サマラン、セマタン、サタンとタランの沖、タラン島、セリアン近くのテバカン、テベドゥ（サンガン地区のエンティコン町から国境を越える）、ジャジョイ・バンバンである（Goh, 2003）。

この国境を越える取引の規模については様々な推測がなされ、週にトラック 1,000 台分、または 2003 年の 6~7 月に 1 万 m³とも言われる。カプアス・フル地区だけでも、インドネシア森林省はトラック 23,806 台分、95,232m³の木材の「密輸」を記録している。この木材の樹木種は「主に」メラッチと言われている (Kurniawan, 2003)。だがルボク・アントゥから国境を越えたところには、ラミンが豊かに生育する大きな泥炭湿地林が広がり、前述のとおり、国境では、違法ラミンが押収されている。

サラワク税関局は 2003 年 7 月 7 日から、テベドゥのチェックポイント経由で入ってくるインドネシアの木材の申告には税関輸出申告書 (PEB) と森林合法性書類 (SKSHH) の書類が添付されるよう要求した。この書類のない積送品は、チェックポイントから返送される。この書類について偽造の疑いが生じた時、サラワク税関は、書類に署名した担当係官の署名サンプルを請求したが、インドネシア側の当局からは返事がないという。

ルボク・アントゥには税関事務所があるが、町は国境からある程度距離がある。国境にはチェックポイントがないので、密輸が起こる可能性は増す。ルボク・アントゥに総合的な国境警戒ポストを設置する計画は、まだ実現していない。

さらにサラワク木材産業開発会社 (STIDC) は、インドネシアからの木材の入国手続きを改訂し、2003 年 6 月 4 日から、積送品には種の物的検査の申込書が提出されることになった。この書類はトラック運転手に配られ、運転手は積送品の詳細を記入する。記載済の書類は STIDC に返送され、STIDC は承認の判断を行う。承認されるのは、積送品にラミンが含まれない場合、またはラミンが含まれていても適切な CITES 証明書が添付されている場合に限られる。

シンガポールにおける輸入規制

本調査によって得られた統計によると、シンガポールは相当量のラミンを輸入している。そのラミンの大半はマレーシア産といわれるが、ラミンの一部が丸太であり、マレーシアがラミンの丸太を輸出しないという事実が、疑問を生じさせている。AVA はその疑問について、切断材が誤って丸太として申告されたためだと説明しているが。

本調査は、特にシンガポールの会社が相当量の丸太をインドネシアからジュロン物々交換地経由で輸入していることを明らかにした。現場調査によると、輸入業者には丸太の樹木種を申告する義務がない。そのため、丸太の一部がラミン産である可能性がある。さらに、輸入丸太の一部は切断材であると誤って申告されていたことがわかった。ジュロンのチェックポイントに勤める担当官は、税関申告書に記された HS コードが積荷に合致するかを確認していなかった。事実、どの HS コードが丸太に使われ、どのコードが切断材に使われるかについては、混乱や誤解が生じているようだ。現場調査の際、税関担当官は、この件についてもっと訓練が必要であることに同意した。

非生育国における輸入規制

ラミンに関する CITES の履行についてマレーシアとシンガポールが直面している問題の多くはまた、ラミンを輸入する非生育国が直面している問題でもある。木材種、特に附属書 掲載種に関する

る CITES の規定を施行するには、国内法はしばしば不十分である。多くの非生育国（EU、台湾、香港、日本など）で、ラミン用の特定 HS コードがないことも問題である。

マレーシアとシンガポールによる、インドネシアからの密輸ラミンの再輸出

密輸ラミンの再輸出に関する概要

マレーシアとシンガポールの CITES 管理当局が、CITES に反し、違法のインドネシアのラミンを故意にロンダリングしているという数多くの申し立てが出されている（Currey, 2001; Lawson, 2004）。これに関しては、いわゆる「ロンダリングしている」ことが実際に CITES の下で許される場合があることを確認する必要がある。例えば CITES は、条約適用以前のインドネシア産ラミンの標本、すなわち CITES 以前に輸入した標本を、マレーシアとシンガポールが再輸出することを許可している。

さらにマレーシアは、その留保措置により、加工ラミンに関して非締約国であり、加工したインドネシア産ラミンを証明書なしで輸出することができる。そのような場合、CITES は、マレーシアから加工ラミンを輸入する国は（すべての締約国同様）、証明書の提示を要求する責任をもっているとする。つまり輸入国は、みずからもラミンを留保している場合を除き、マレーシアが進んで証明書を提示することを期待せず、マレーシアに対し証明書の提示を要求すればよい。

最後に CITES は、押収された附属書 の標本を競売にかけ、CITES 再輸出許可書を付して再輸出することを許可している。その場合、物品の出所としてコード「I」を使用する。「I」とは、その標本が押収により入手されたことを示し、原産国は通常「不明」と記す。だが再輸出する国は、その国外を出所とする標本について、CITES 原産地証明書を発行できないことを明記すべきである。

マレーシアにおける再輸出の規制

マレーシアにおける再輸出の規制についての概要

木材製品や木材の部分を含む製品の輸出業者は、一般に CITES の規定について意識が欠けている。これに加え、ラミンを規制する税関輸出禁止令が存在しないという事実が、問題を深刻にしている。その結果、ラミン加工製品の輸出または再輸出の大半には、証明書（CITES のものであれ、非締約国のものであれ）が添付されていないであろう。さらに、マレーシアやシンガポールに密輸されたインドネシア産ラミンが、証明書（CITES のものであれ非締約国のものであれ）なしに再輸出されている可能性はある。

だが、より深刻な問題は、マレーシアが CITES に違反するインドネシア産ラミンを積極的に「ロンダリングしている」という主張である。ラミンに関するトラフィック主催のマレーシア国内ワークショップにおいて、マレーシアの CITES 証明書または非締約国・原産地証明書が真正にマレーシアのラミンに限り発行されていることを確認するための確かな方法が使われていないと指摘された。さらに、マレーシア当局が発行する他の取引関連の書類が、ラミンの積送品がマレーシア産のものである印象を与えているという問題がある。これらの書類には、適切な指定当局以外の組織が発行した原産地証明書のほか、船荷証券や明細記入請求書がある。ワークショップでは、現行の流通過程の管理システムが、この点で活用できるとの提案がされた。

マレー半島とサバにおける再輸出規制

MTIB は、申請者が実際にマレーシア原産と証明されたラミンを所有していることを確認せずに、CITES 証明書や非締約国・原産地証明書を発行している。(現行の CITES 手続きでは、マレーシア原産ラミンの流通過程の管理 chain of custody を監視する事はできない。)違反は申し立てられていないものの、これにより、MTIB の証明書が、インドネシアからマレーシアへ密輸されたラミンを「合法化する」ために使われている可能性が示された。積送品の原産地が本当にマレーシアであるかを確かめずに、船荷証券その他の書類が積送品に付されているという、似たようなケースもある。

サラワクにおける再輸出規制

サラワクでも同じ状況がある。サラワク森林局は、マレーシア原産であることを示すとされる、ラミンの流通過程の管理 chain of custody について、その確認を行っていない。その結果、サラワク森林局 CITES 証明書と非締約国証明書も、「合法化」に使われている可能性がある。同様に、STID 証明書のような他の非 CITES 原産地証明書は、(過去の)所有者の記録を確かめずに発行されている。しかし輸出する前に木材の原産地をチェックした前例もある。STIDC は丸太の輸出業者に、森林局が発行する「移動・通過証」の提出を義務づけている(これはもちろん、ラミン以外の丸太の場合である。前述のとおり、ラミンの丸太の輸出は禁止されている)。

シンガポールにおける再輸出規制

シンガポールの CITES 管理当局である AVA が合法的に再輸出証明書を発行できるラミンには、色々な形態がある。

- 登録済在庫分からの正真正銘の条約適用以前のラミン
- マレーシアの CITES ラミン
- マレーシアの非締約国ラミン
- インドネシアの CITES ラミン
- 違法の積荷として押収された、原産地不明のラミン。原産地にはコード「 」が使われる。

しかし、ラミンが違法であるかもしれないケースは多々ある - すなわちマレーシアから証明書なしに輸入されたラミン、掲載後にインドネシアの証明書なしで輸入されたラミンである。そのような場合、AVA が再輸出証明書を発行することは、CITES に反している。これらの違法の出所からのラミンは、決して「条約適用以前の在庫分からのラミン」として扱われてはならない。

AVA は、輸入されたのは実際には切断材であったと説明しているが、シンガポール国際会社は、マレーシアから大量のラミン丸太を輸入したと報告している(マレーシアは輸出を報告していない)。これは違法のインドネシア産丸太が、マレーシア産丸太として輸入されたことを疑わせる。マレーシア国境にあるジョホール州税関局に問い合わせたところ、違法のインドネシア産ラミン丸太がジョホールに持ち込まれ、そこから土手道を通して「マレーシア産」としてインドネシアに運ばれた可能性があることが示唆された。

これに関しては、シンガポールの法律もマレーシア産ラミンを規制するかについて、情報が混乱しているようだ。ESA の付表 schedule は、インドネシア産ラミンのみを対象にしているが、実際に、AVA は、産地にかかわらずすべてのラミンについて法律を履行していると述べている。AVA は、シ

ンガポールはマレーシアからのラミンを確かに規制しており、マレーシア産ラミンの輸入に際しては、輸入が許可される前に、必ずマレーシアからの原産地証明書の提示を義務づけている（シンガポールの CITES 管理当局からトラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 27 日）。だが、シンガポールへの入国ポイントに駐在する主要担当官のあいでも、この件に関し情報が錯綜しているようだ（トラフィック現場ノート、2003）。密輸者は、この情報の錯綜を利用して、違法のインドネシア産ラミンをマレーシア経由でシンガポールへ持ち込んでいる可能性がある。

シンガポールの担当官たちはトラフィックに対し、マレーシアからであるということをお口に、シンガポールが違法のインドネシア産丸太を受け入れることはなさそうだと述べた。シンガポールの CITES 管理当局は、マレーシアからのラミン丸太の記録は、誤った申告の結果であると述べている（Ong Ai Khim, AVA, トラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 12 日）。AVA は、CITES 証明書付きのマレーシア産ラミン切断材は、パシル・グダンとジョホルの港、クラン、セランゴル、シブ、サラワクから持ち込まれたと述べ、マレーシアのラミン丸太輸出禁止については一度も知らされたことがなく、さらに、シンガポールのラミン輸入業者はマレーシアからのラミン切断材を誤ってラミン丸太の HS コードで申告してしまったのだと述べた（Ong Ai Khim, AVA, トラフィックサウスイーストアジアへの私信、2004 年 5 月 12 日）。

さらに AVA は、同局の CITES 再輸出許可書は、原産地からの CITES 輸出証明書と照合しながら発行していると明言した。再輸出される標本が条約適用以前の在庫分である場合、同局は再輸出許可書を発行する前に、まず業者が条約適用以前の在庫分を所有しているか確認すると述べた（同局は、各業者の在庫登録の記録を保持している）。

前述のとおり、ラミンの 3 カ国ワークショップでは、2002 年以前にシンガポールが輸入したと登録されているラミンの 30% は、2004 年の時点でなおシンガポール内にあると報告された（Anon, 2004e）。在庫分のモニターに関しては多くの疑問が上がった。しかし 2004 年 5 月時点での在庫分は 14.8% であり、そのすべてが窯で乾燥した切断材であるという AVA の説明により、その疑問の大半は解決された。

CITES 附属書 へのラミン *Gonystylus* spp. の掲載

附属書 掲載の提案の考え方

附属書 に掲載されたラミンに関して CITES を施行することのむずかしさを考え、インドネシアは、規制をさらに厳しくすべくラミンを附属書 に掲載することを提案した。CITES 附属書 の掲載種は、必ずしも絶滅に瀕してはいないが、取引が厳しく規制されなければ絶滅に瀕するかもしれないという種である。それには、その取引対象の標本が、保護の目的で掲載されている種に類似するといった種も含まれる（条約第 2 条、第 2 項）。附属書 掲載種の国際取引は、輸出許可書または再輸出証明書の発行により許可され、輸入許可書は必要ない。許可書や証明書は、その取引が特に野生種の存続に害を与えないと判断されるなど、当該当局が取引の条件を適切と判断する場合に限り与えられる。

附属書 の条件に関する国際的理解が低いことなどから、インドネシアは、ラミンを附属書 に移行することの提案の適切さを考察した。移行により、ラミン取引を持続的なものにするために、「有害でないとの判断」（NDF）など、より多くの方法が使えることになる。附属書 は附属書 に比べ、より広く理解され、施行もされており、締約国はより厳しく広範に施行することができる

だろう。さらに附属書 の場合、条件が追加されるので、締約国は標本が合法的に入手されることを確実にできるだろう。附属書 の場合、合法性の条件は、種を掲載している国にしか適用されない。

2004年4月、インドネシアはラミンの3カ国ワークショップにおいて、2004年10月にバンコクで開催される第13回締約国会議で、附属書 への移行を提案したいとの表明をした⁵¹。

附属書 の掲載は、取引の禁止を意味するものと間違って解釈されることがあるが、CITES 種の取引の90%以上は、附属書 の掲載種のものである。附属書 とは、商業種の持続的可能な取引の縮小を意図するものではない。事実、適切に発行された附属書 の許可書は、一種の木材証明書として見ることもできる。購買者は、その取引の合法性と種の持続性について、ある程度の確信を得ることができる。

附属書 に掲載することの提案への反対

インドネシアの提案に対し、マレーシアは3カ国ワークショップにおいて、附属書 への移行は現行のラミンの問題の解決にはならず、ラミンの丸太と切断材には附属書 が適切であると感じると述べた。さらにラミンのNDFを義務づけることになる(附属書 の)調査方法について、附属書 への掲載が何をもたらすかについて不鮮明な点が多い。(主な商業用熱帯アジア木材種には、まだNDFは義務づけられてはいない)。2001年にオオバマホガニーが附属書 に掲載されたことは、大量に取引されている熱帯木材種の掲載の先例となったが、ラミンが掲載されれば、それは熱帯アジア木材種としての先例となる。インドネシアはスマトラのPTダイヤモンド・ラヤ木材種利権区においてNDF評価を行ったが、ラミンの生育地はマレー半島の東西海岸の間に加えサバとサラワクにも広がっているため、マレーシア全土でNDF評価を行うことは困難であるとの懸念がある。

有害でないという判断(NDF)

2004年10月にバンコクで開かれる第13回締約国会議でこの提案が可決されれば、ラミンは重要な商業用の熱帯アジアの木材種としては初めて、附属書 に掲載されることとなる。だが熱帯アジア木材種としては、すでにマラッカジンコウ *Aquilaria malaccensis* やコウキシタン *Pterocarpus santalinus* など、多くの種が掲載されている(2種ともに1995年に掲載)。マレーシアはマラッカジンコウ *A. malaccensis* の生育国であるから、マレーシア科学当局は、すでにこの種についてNDF評価を行っているべきである。しかしChenとPerumalによれば(2002)、1977年に締約国となったものの、マレーシアではまだ科学当局が機能しているとは言えない。

機能している科学当局がないということは、マレーシアはこれからNDF評価をしなければならないということだ。特に、NDFの方法は、沈香には使われていない。マレー半島もサラワクも、沈香についてNDF評価を行っていない(L.Chua, FRIMからトラフィックサウスイーストアジアへの私信, 2003; C.S. Tawan, マレーシア大学サラワク校からトラフィックサウスイーストアジアへの私信, 2003年6月5日)

もしジンコウが前例になっていたとしても、ラミンのNDF評価は、おそらく異なったものとなるだろう。インドネシアのNDFが限定地域で行われた事実を見れば、これらの調査で使われた方法を吟味することは、役に立つだろう。インドネシアのNDF調査について、PHKAはワーキンググルー

ブを設立した。そのメンバーは、インドネシア科学当局、ボガール農業大学、森林調査センター、オクシジョン（地方の NGO）、PT ダイヤモンド・ラヤ木材会社である。このグループの委任事項には、PT ダイヤモンド・ラヤ木材社利権地におけるラミンの年間伐採割当設定のための情報を提供することが含まれる。このワーキンググループの報告書（Anon., 2002c; Anon., 2003c）は、毎年、年末に省に提出することになっている。

ダイヤモンド・ラヤの NDF 調査では、伐採後のラミン再生の区画ごと評価が行われた。その中で、各伐採区画における、伐採前と伐採後の調査記録を分析し、残りの立ち木におけるラミン個体群の状態を決定した。残っているラミンの幹の密度（苗と樹木の両方について）、新生樹の健全さと数の分布、損傷の程度にもとづいて、NDF 調査チームは、現行の伐採の程度は、ダイヤモンド・ラヤ利権地におけるラミンの生存には有害ではないと結論した。年間伐採許可量割当（例えば 2002 年には $8,000\text{m}^3$ ）は、幹と体積にもとづいて設定され、伐採のあと、当初のラミン個体群の 3 分の 1 が損傷されないことを目的とする。この残りの樹木の無傷レベルを達成するため、NDF チームは、伐採前の調査記録に示された密度・体積の 30% を伐採レベルと設定することを決めた（胸の高さで直径が 40cm 以上の木に限る）。ワーキンググループは、伐採により残りのラミン樹木の 3 分の 1 が損なわれる可能性を計算に入れ、年間伐採許可量割当は故意に低めにしたと述べた（Anon., 2002c）。

ダイヤモンド・ラヤの NDF 調査は、植林評価法をそのまま使って行われた。マレーシア森林局には、全国レベル、または個人ライセンスのレベルで、適切な NDF を決定するために同様の調査を行う能力があるだろう。

結論

3 カ国

マレーシア、インドネシア、シンガポールにおけるラミン *Gonystylus spp.*に関する CITES 附属書の効果は、よく見ても部分的であると言わねばならない。インドネシアで違法に伐採されたラミンは、多くの場合マレーシアとシンガポールを経由し、世界市場へと運ばれている。この違法ラミンの一部がマレーシアとシンガポールの CITES 管理当局が発行した許可書によって取引されていることは強く示唆されている。幸いに、この 3 カ国がこの現状を改善できる補的方法はたくさんある。もし本調査の提言が実行されるならば、CITES はその意図された効果を発揮し始めるだろう。

インドネシア

インドネシアにおけるラミン取引に関する CITES の施行は、多くの当局の間での調整の欠如、また中央、州、地域の政府当局間の調整の欠如によって妨げられている。インドネシア共和国は次第に連邦政府化し、それに伴い各州の自治権は増加した。伐採と木材取引を規制しようとするジャカルタ中央政府当局の方針を阻害しているのが、この自治権である。事実、この国内規制の失敗のために、インドネシア政府は外の世界に助けを求め、それが新しい展開をもたらした。そのような基本的に国内の問題である事柄に CITES が関わるべきでないという人もいるが、一方でインドネシアのラミンが直面するこのような状況に対処することこそ、CITES 附属書 に与えられた機能（役割）であると主張する人たちもいる。

ラミンに関する CITES の状況がどうであれ、インドネシア当局は、附属書 に関して CITES の施行を妨げている様々な国内の問題に、十分に注意を向けることが余儀なくされる。

マレーシアとシンガポール

マレーシアとシンガポールの両政府は、自国が CITES のような国際条約の精神と条文を遵守すべく、責任をもってその施行に取り組む国際意識のある取引国であることを示そうとしている。その点で、ラミンの密輸の抜け穴をふさぎ、インドネシア産の違法ラミンの再輸出を止めさせるべく、CITES 附属書 の完全な施行を妨げる様々な問題に注意を向けることは、両国にとって大切なことである。マレーシアもまた、ラミンを附属書 に移行することが、ラミンの国内生産を管理する上で得策とならないか考慮すべきである。

提言

概要

以下の勧告には、トラフィックの勧告に加え、本調査の一環として開かれた国内ワークショップと 3 カ国ワークショップで出された勧告（ANNEX 12）が含まれる。行動の指針については、トラフィックが適切と考える優先順位にしたがって整理し直した。ワークショップで出された勧告の一部は、その当初の意図を維持すべく、少し言葉を変えた。

3 カ国

ラミン取引を履行するためのタスク・フォース

インドネシア、マレーシア、シンガポールの政府は、CITES のラミン取引の法規を履行するにあたり、情報の共有度を高め、CITES 施行のモニターを可能にし、違法取引の問題を解決し、長期的な協力的行動の枠組みを固めるために、3 カ国タスク・フォースを立ち上げるべきである。マレーシアはすでにこの 3 カ国タスク・フォースのリーダーシップをとる意志を表明し（Mohd. Nazuri Hashim Shah, MTIB からトラフィックサウスイーストアジアへの私信, 2004 年 5 月）、トラフィックはマレーシアに対し、そのリーダーシップの意志を公にすること、そしてインドネシアおよびシンガポールとの（施行についての）話し合いの日取りを決めることを勧めた。そのようなタスク・フォースは、情報の共有や共同作業の調整といった、3 カ国ワークショップの他の勧告の実現への道筋をつけることになるだろう。この勧告は、ラミンが附属書に移行されるか否かにかかわらず有効である。それは CITES 施行に関する各国の基本的問題、そして 3 カ国レベルの基本的問題は変わらないからである。

情報の共有

インドネシア、マレーシア、シンガポールの政府は、ラミン取引に関し、違反に歯止めをかけるべく（そして法律施行を推進すべく）、情報を迅速に交換するために現行のシステムを改善すべきである。3 カ国タスク・フォースの立ち上げは進行中であるが、ラミン取引に関する情報交換のための暫定的システムが必要である。3 カ国ワークショップによって形成された人脈は、ある程度強化し、さらに必要な場合には正式なものにすべきである。ラミンに関する CITES 施行に関する問題の討論フォーラムとして、Eメールのリスト/グループなら簡単に作れる。そのフォーラムが、相互の情報交換システムに発展することも可能だろう。

インドネシア、マレーシア、シンガポールの政府は、ラミンの輸出と再輸出に関する各国の条件（すべての管轄区における法律と手続き）について情報を広めるべきである。3 国に（そしてこの 3 国からラミンの輸入国に）情報を広め、そのすべての関係当局には、現行の規定および各積荷に添付されるべき特定の書類に関する情報が知られている必要がある。ラミン密輸のルートに使われていると疑われる物々交換システムを検証し、それが違反行為に使われる道を絶たなければならない。これは、3 カ国タスク・フォースと情報交換システムが成立したときに、優先的に取り組むべき問題である。とりあえず、検討を行うための基盤として本調査に含まれる情報を使えるだろう（ただし、それが政府間のコミュニケーションの代用にはならない）。

HSコードと取引統計

インドネシア、マレーシア、シンガポールの政府は、ラミンの積荷と製品の税関 HS コードを整合すべきである。より長期的な目標として、3 国はラミン製品について税関の関税コードも整合すべきだろう。実際、この提言はすべての CITES 締約国へのものである。これは ASEAN や ITTO、FAO（国連食糧農業機関）、CITES 事務局などの政府間組織のほか、トラフィックのような関連 NGO が援助できる分野だろう。

インドネシア、マレーシア、シンガポールの政府は、CITES 管理当局と税関局の間の協議を通し、統計データのくい違いを明らかにすべきである。（そして附属書の施行を助け、各国でできる行

動を示すのである。)これはおそらく、一番実行がむずかしい提言であろう。だが税関の関税コードの整合に関する提言を実行することが、その助けとなろう。重要なのは、様々な当局と税関との間の連携を強化して、税関関税申告書が正しく記入されるようにすることである。もっとも正式なものとなる統計は、この申告書にもとづいているからである。そのようなくい違いを克服するためには、各国の統計収集力と分析力、情報普及力を強化することも緊急に必要である。

インドネシア

履行システム

インドネシア政府は、その取引履行 / 監視システムを改善すべきである。まずは PHKA の現行の取引施行手続きを検証することから始め、現場での改善を進めるのがよいだろう。この検証には、ジャカルタの PHKA がいかにして州 PHKA の業務を監視しているか、また PHKA (CITES 管理当局として) が国立統計局 (BPS) とどうコミュニケーションをとっているかという問題も含まれる。現在、BPS が輸出地点で統計を収集する以外、監視システムはない。また履行を助けるような統計分析も行われていない。データもまた州の PHKA が収集し、それを中央システムに送り、分析を行うことも可能だろう。データには、正式な記録、履行の記録、ラミン生育地で行われた業務の記録も含まれよう。

在庫

インドネシア政府は、国の、条約適用以前のラミン在庫分を再登録し、残り分をどうすべきか決めるべきである。本調査の主催で開かれた 3 カ国ワークショップでインドネシア代表団は、条約前の在庫分を破棄したいと述べた。そうすれば、インドネシアが違法ラミンの伐採と取引を規制すべく、適切な方法の採用を継続するという信頼を得ることもできるだろう。

情報の共有

インドネシア政府は、ラミンに関する CITES 履行についての情報を関連履行担当官に広めるべきである。これは急を要す。情報については、ジャカルタの各局職員が州職員を直接訪問して説明してもよいし、ラミン取引や違法取引について履行担当官が実行すべき任務の指針を掲載したパンフレットや小冊子を使ってもよい。諸々の当局が互いに相談をせずに作成した政策や条例は、往々にして規制システムを傷つける。インドネシア政府はまた、PT ダイヤモンド・ラヤ利権地の有害でないとの判断 (NDF) に使われた方法に関する情報を、マレーシアと分かち合うべきである。

インドネシア政府は州の PHKA の職員に対し、ラミン取引を監視するよう命じるべきである。これにより、CITES の輸出入のすべてを管理する中央の PHKA に、州の管理当局が直接報告を行うことになるので、ラミンの規制管理の防御線を強化することになるだろう。これは優先事項として開始すべきである。

インドネシア政府は森林局、MII、税関、国立統計局の間の連携を強化すべきである。これはラミン取引のデータ収集に携わる国内の諸当局間の協力関係の向上にもつながる。そして調整組織が指示する行動は、現場職員に伝えられ、迅速な職務遂行がなされなければならない。

物々交換取引

インドネシア政府は、物々交換取引問題にまつわる、国内の関連諸当局（税関と MTI）の間にある問題を解決すべきである。物々交換取引は、インドネシアから近隣諸国にラミンを輸送する際に使われる手続き上の抜け穴となっている。物々交換取引の積荷が近隣諸国に到着するとき、インドネシアの書類は添付されてはいないようだ。インドネシア側でもその近隣国でもほとんどチェックは行われないため、物々交換取引ルートを使って他の木材の積荷と一緒に輸送すれば、ラミンを密輸することはたやすい。物々交換取引については、インドネシアがその指定港などで規制を行うべきである。その当局は通過物を監視し、近隣諸国の税関とデータの照合を行うことができる。

マレーシア

輸入規制

マレーシア政府は、マレー半島とサバの森林諸局と木材産業評議会（MTIB）の間の協力により、丸太と切断材の輸入について、CITES を効果的に履行するシステムを確立すべきである。その手始めに、マレーシアは、税関法にラミンを掲載すべきである。これはマレーシアのラミンについて CITES を履行するために絶対必要なことである。税関法に CITES 種を掲載した前例は数多いので、マレーシアがまずこれを実行することに支障はないはずだ。

これに加え、ラミンに関する CITES の履行状況をマレーシア全土について監視する役割を、1 つの省または当局に任じることが重要である。新たに天然資源・環境省を設立したときには多くのよい結果が出た。しかし（今）この省に任せれば、ラミンに関する CITES 履行はますますむずかしくなるおそれがある。

マレーシア政府は、マレー半島の違法物件陸揚げ場所のチェックを増やすべきだ。マレー半島における違法な陸揚げ場所のチェックが、3 カ国ワークショップ以降増えて来ているのはよいことだ。これらのチェックは、ラミンやその他の輸品の様々な密輸活動を明らかにするのに有益であることはすでに立証されている。このチェックをこのまま強化していけば、マレーシアは違法ラミンを受け付けないという強いメッセージを密輸者に示すことができるだろう。

輸出／再輸出の規制

マレーシア政府は、マレーシア原産と確認されているラミンに限り、CITES 許可書およびそれと同等の証明書に「原産国：マレーシア」と記されることを確実にするような方法を考案し、実施すべきである。マレーシア国の信頼を守り、かつ合法的なマレーシア産の木材を危険にさらさないためには、原産国を確認する前に証明書を発行するという慣行を止めなければいけない。これに関し、マレーシアはすでに、マレーシア産である木材をはっきり確認する多くのシステムを確立しているといわれる。森林局は丸太の出所を、その切り株までとはいかずとも、輸送トラックまでは突き止められるという。そのようなシステムを CITES 証明書の発行に結びつければ、マレーシア産木材の確認は可能であろう。

マレーシア政府は、押収された違法ラミンの積荷を処分する手続きを決めるべきである。CITES 事務局は押収された違法ラミンの積荷について、それを競売にかけられ、没収された原産地不明の標本に付されるコード「 」を使い、マレーシアの CITES 再輸出証明書を添付して再輸出することができることを確認した。

諸当局間の連携

マレーシア政府は、CITES の手続きに関する情報を、業者とすべての関係政府諸部署（税関、港の当局、森林局、海上警察を含む）に広めるべきである。これについて MTIB とサラワク森林局がすでに行動を起こしていることは、心強いことである。しかし、特にマレーシアは、ラミンの部分および派生物に関して CITES 締約国でないため、その輸出業者の義務に関しては諸当局の連携のさらなる強化が必要である。

物々交換取引と自由取引ゾーン

マレーシア政府は、マレー半島内のインドネシアおよびサバとの「物々交換取引」/ 国境取引の同意の下、どのような木材取引の条件と手続きが定められているかを明らかにすべきである。税関担当官はラミンの積荷について CITES 許可書や証明書をチェックする必要があることを、税関本部からの回状で知っているはずである。しかしそれに加え、物々交換取引や国境取引が CITES の条件を免除されないという事実は強調されなければならない。

マレーシア政府は、自由取引ゾーンが違法ラミンの合法的みせかけに利用されないためのシステムを決定すべきである。自由取引ゾーンにおいて CITES の履行を可能にする手段を講じなければならない（CITES 締約国会議の決議 9.7 の勧告にしたがって）。特に、税関輸入（禁止）令の付表 4 にラミンを掲載することが、その履行を容易にするかを判断すべきである。もしこの禁止令が（違法ラミンに関し）管理と履行を容易にするなら、その施行の優先順位を決めるべきである。

マレーシア政府は、国内のラミンが置かれた現状を正しく判断するために調査を行い、ラミンなどの泥炭湿地林を（一般に、また特にラミンに関して）管理するための適切な植林学的指針を作成すべきである。その調査はラミン生育個体群の現状を明らかにし、持続可能な生産量（年間伐採許可量）と持続的に輸出できる最大量を示すべきである。もしラミンが CITES 附属書 に掲載されたなら、本調査にもとづいて、有害でないとの判断（NDF）を行うことができる。ラミンが附属書にとどまった場合でも、この調査結果を利用して、マレーシアのラミンに関する現行の管理システムを改善し、確かな持続的管理を展開することができよう。この調査はまた、現行の国家森林調査一覧と州調査一覧を補足し支持するものである。

シンガポール

タスク・フォース

シンガポール政府は、CITES のラミン取引法履行のための 3 カ国タスク・フォースの立ち上げを支援すべきである。この 3 カ国タスク・フォースを作ることは、シンガポールにとっても利益があるだろう。

情報の共有

シンガポール政府は、インドネシアとのラミン取引に関する統計を提供すべきである。シンガポールはインドネシアからのラミンの輸入について詳細を公開し、情報を透明にして、地域一帯における履行の努力を助けるべきである。

訓練

シンガポール政府は、AVA や税関、港の当局などの関連当局の条約履行担当官に**さらに訓練を施し、**ラミンに関し CITES 履行の任務を十分に果たせるようにすべきである。特に木材の木材種の識別方法と、HS コードの使用に関する研修が有用と思われる。トラフィックは、必要と感じれば専門的援助を提供する。

非生育国

HS コードシステム、特に CITES 種標本のための税関の関税コードを改善する必要性に加え、ラミンに関し CITES を効果的に施行するために、非生育国が果たすべき役割は多くの分野にわたる。一般に、国内法における附属書 に重点が置かれるべきである。それができなかった場合、締約国は、ラミンを附属書 に移行するというインドネシアの提案を客観的に検討しなければならない。さらに非生育国は一般に、植物種一般（特に木材種）に関する CITES の履行のための国内法を改善しなければならない

脚注

1. (p.v) 注釈#1 をつけて *Gonystylus* 属全種の附属書 への掲載。注釈#1 は、以下を除きすべての部分と派生物が含まれる。: a) 種子、孢子、花粉 (花粉塊を含む)、b) 生体外 (固体または液体媒体内) で得られた実生または組織培養で、無菌の容器で輸送されたもの。
1. (p.1) 例えば、*G. othmanii* (Tawan, 1999)
2. ラミンという語は、亜科 *Gonystylidae* に属する他の「属」の種にも用いられる。Ramin Batu と Ramin Bukit は *Amyxa pluricornis* を指すことがある。Ramin Batu はまた *Aetoxylon sympetalum* を指すこともある (van Steenis, 1948)。「ラミン」という語が *Gonystylus spp.* を意味する使い方については他にも多くの問題があり、それについては本報告書の「考察」のセクションで述べる。
3. IUCN Threat No. 1.3.3.2 IUCN Threats Authority File (Version 2.1) (Anon., 2003m).
4. IUCN Threat No. 1.3.3.3 IUCN Threats Authority File (Version 2.1)(Anon., 2003m).
5. CITES 附属書に関しては、ANNEX 3 を参照のこと。
6. オランダは第 9 回締約国会議で次の勧告を採択することを提案した。「締約国会議は、ラミン (*Gonystylus bancanus*) の生産国に対し、生産国同士協力し、同種の持続的利用と保護に貢献するような適切な方法を用意すること、またラミン (*Gonystylus bancanus*) 生育国と消費国を一同に集め、第 10 回締約国会議において同種を CITES 附属書 または に掲載する提案を準備すること」(CITES 文書 9.53)。この提案は CITES 植物委員会、CITES 科学ワーキンググループ、EC によって支持された。インドネシア代表は一国の立場としてはこの提案を支持したものの、ラミンの掲載に全面的に反対する ASEAN 合意に縛られた形だった (Soehartono and Mardiasiti, 2002)。事実、熱帯諸国の代表はみな、熱帯材の掲載について全面的に反対票を投ずることに同意していた。
7. PT とは Perseroan Terbatas の略で、限定された責任会社を意味する。
8. 注釈 # 13 は、掲載がラミンのすべての部分と派生物に適用されることを意味し、その例外となるのが種子、孢子、花粉 (花粉塊を含む)、生体外 (固体または液体媒体内) で得られた実生または組織培養で、無菌の容器で輸送されたもの、人工的に栽培された植物の切り花。
9. 法律は 5/1990, 5/1994, 23/1997 and 41/1999 を含む。政府規定は 23/1985, 6~ 8/1990, 20/2001 を含む。大統領令は 43/1978, 228/M/2001, 102/2001 を含む。
10. No. 1613/Kpts-II/2001 Section 1 3(2)a には、「インドネシアの科学当局の勧告により研究の目的で輸出される品目は、除外される」とも追記されている。
11. これは、インドネシアでは *Pemberitahuan Ekspor Barang* (PEB) として知られている。
12. ”Binatang Liar dan tumbuhan alam yang dilindungi secara terbatas”
13. 貿易産業省の省令 No. 57/MPP/Kep/I/2002, 2002.1.31.

14. 「保護されているか CITES の附属書 と に含まれている野生動物および自然の植物（生きていて
いるものも死んでいるものも含む）、またその部分、それに由来するもの、それから作られた商品」
（Ibid., Section (8)）。
15. 2004 年 3 月 27 日の内閣改造で、環境部門は新しく設立された天然資源・環境省（MONRE）に移さ
れた。同省が CITES 管理当局となる可能性もある（未確認）。
16. マレー半島には以下の州が含まれる：ジョホル、ケダ、ケラント、メラカ、ネグリ・セムビラン、
パハン、ペラク、ペルリス、プラウ・ピナン、セランゴール、テレンガヌ。また半島には連邦領であ
るプトラ・ジャヤ、クアラルンプール（さらに連邦領ラブアン）が含まれる。
17. 税関（輸出禁止）条例(1998, Second Schedule, Section 28)（ANNEX 6）。木材の輸入と輸出に関する
手続きの詳細はMTIB の Import/Export Guidelines に述べられている（Anon., 2002d）。
18. 税関（輸入禁止）条例（1998, Second Schedule, Section 15）（ANNEX 6）。
19. マレーシアの等級付け規定は、大きな角材とスクエア材を「のこぎりで切るか、くさびで割るかした、
切断面が375 cm²以上のもので、厚さが幅の半分以上のもの」と定義している。
20. MTIB 条例は、マレー半島で 1973.6.1 に発効（P.U. (B) 220/1973）。パート と は、サバとサラワ
クでは 1991.3.4に発効（P.U.(B)141/91）。パート 、 、 はサバで 1992.1.1 に発効。
21. 「シンガポール Chapter92A」は、特定の動物と植物、またそれらの部分とそれから作られたものに
ついて、輸入、輸出、海からの持ち込みを規制し、CITES の施行を助ける。
22. HS コードについての詳細は、次の「貿易統計」のセクションを参照。
23. この分類方法は、その簡潔さと明瞭さを目的とした。これは CITES の用語に従っている。FAO と
ITTO は、それぞれの用語を使用している（ANNEX 11）。
24. 製品の分け方については、「考察」のセクションで多くの問題点を考察する。
25. UNIP-WCMC の CITES 取引データベースは、次の 5 つのカテゴリーを使っている：彫刻品、丸太、
切断材、木材、木材片（carvings, logs, sawn wood, timber, timber pieces）
26. なし
27. 貿易産業省省令 No. 57//MPP/Kep/I/2002（2002.1.31）。省令は HS コード 44.03 を、「丸材、特に木を
丸太や短材、小枝をとった丸太に切断したもので、直径が 30cm 以上で、長さ無制限のすべての種類
の木」と定義している。
28. 「切断した丸太」とは、「（伐採された）木の幹で、切って木材にするのに適したもの」である
（Anon., 1997b）。
29. 「合板用丸太」は「むきベニヤ板丸太」としても知られ、「木の幹、特に軟材の幹で、丸太の薄い板
をむく回転旋盤を使って合板を製造するのに適するもの」である（Anon., 1997b）。
30. 税関職務（改正）（No.19）条例 1969（1969 年 7 月 25 日）。

31. ここで「丸太」には「長材」(HS 4403.49.320)と「パルプ材」(HS 4403.49.310)が含まれる。
32. これは、「丸太」を直径30cm(すなわち 706 cm²)以上の木材」と定義するインドネシアの丸太輸出禁止令よりも厳格である。
33. 112,193m²/t(切断材のためのITTOの換算規定)
34. 1972: Damar Minyak, Durian, Keruing, Mengkulang, Meranti, Merbau, Mersawa, Nyatho, Sepetir; 1973: Jelutong; 1978: Balau, Chengal, Kempas; 1979: Terentang, Sesendok; 1983: Bintangor, Kapur, Kasai, Kelat, Keledang, Kulim, Kungkur, Macang, Melunak, Merpauh, Simpoh; 1985: その他すべての種 (Mohd Imanuddin and Poh, 2003)
35. ラミン木材(輸出禁止)条例 1980(1980年5月10日)
36. 切断ラミン材(輸出制限)条例1987(サラワク)
37. ラミン短材とスクエア材(輸出禁止)令、(サラワク)。マレーシアの分類規定は「短材」を6フィート以下の切断材と定義し、床張りブロック材、家具用短材、箱の組み立て一式、回転スクエア材などが含まれる。
38. MTIBによると、1984年にマレー半島から輸出された切断効率70%のラミン切断材は10,423 m³で、それはその年に生産されたラミン丸太の約52%に当たる。
39. 生産されたすべてのラミン切断材が輸出用に適する質をもっているわけではないことは、記されるべきだろう。PHKAの報告書によれば、大半の注文は、木材の質を「選択された、より良質」のものがあつた。それ以下の質か、または質について無記載であつたものは、輸出された切断材のわずか10%以下であつた。切断材に関するマレーシアの分類規定は、次のとおりである。SEL:高級材、A:上級材、C:標準材、S:使用可能材、U:低級材、UP:雑用途用材、KD:窯で乾燥。
40. CITESへの報告のなかで、Perhilitanはサバの量とマレー半島の量を一緒に分類している。2001年、サバはCITESに報告された切断材に加え、312 m³のラミン切断材の輸出を報告している(Sabah Forestry Department 2001 Statistics)。
41. CITES向けのサラワク森林局の2001年と2002年の年次報告書の合計の欄には、重大な誤りがあつた。(これは明らかにカンマと小数点の混同によるもので)ここに示す表は、この誤りを示していると思われる。
42. 2003年、マレーシアの合板と薄板の総輸出量は4,336,880 m³で、一方切断材の輸出量は2,355,477 m³だつた。
43. 改定されたHSコードシステムを使用(ANNEX 8)。
44. 通常の変数が10%のくい違いを生じると考えられるが、この数値は確実でなく、推定はむずかしい。
45. 木材工場に着くまでに、1本1本の丸太のかなりの部分が失われる。伐採時、あるいは引き抜きや運搬時に失われるのである。

46. P.U.(A) 82/1986 により修正された国内森林条例 1984(Act 313)。国内森林(修正)条例 1993(Act A864)は、1987年12月17日(Enactment 6/1986)と1993年12月23日23(Enactment 9/93)のパハン・ダフル・マクムール州法によって、に採択され官報に掲載された。

47. WK361 (23.09.1976)

48. 環境的に影響を受けやすい地域での伐採には、環境影響評価を行うことが義務づけられている。

49. ここでヘルムズマンのケースは、当時の2つの新聞記事もとづいて述べられている(Bala Kumar and Vanar, 1997; Anon., 1997c)。1997年1月18日、サバ森林局と海上警察は、タワウ港のそばで、クラング港で登録された運送業者を拘束した。その運搬業者ヘルムズマン(MV Able Helmsman)は、16,000m³の木材(710万マレーシア・リングgit(200万米ドル)相当の3,056本の丸太)を日本へ運ぶ途中だった。このケースの前、少なくとも6つのそのような丸太の積載が輸出されていた。

1996年10月、MTIBはシリカット・ラスバンド社(ヘルムズマン所有の、タワウに基盤をもつ運送会社)に丸太の再輸出許可書を発行した。だがその許可書は1996年12月31日に期限が切れ、その後新たな許可書は発行されなかった。しかも、その丸太には所有マークや使用料支払いマークが付いておらず、未払いの使用料が360万マレーシア・リングgit(936,000米ドル)にのぼると報告された。積荷はインドネシアから来たかもしれないが、丸太には税関通過書などインドネシアの書類は付いていなかった。そのため丸太がサバで違法に伐採されたものか、インドネシアから違法に輸入されたものか疑問が残った。

このケースは多くのメディアの注目を集め、当局から多くの反応があった。国立森林会議の議長である副首相は、多くの調査を開始。それには連邦政府内の委員会、州内閣委員会、反退廃局による調査などが含まれる。税関、森林局、海上警察もまた、この問題についてそれぞれ報告書を提出するよう指示された。これらの報告書はどれも出版されていないが、その中で、丸太の輸入と再輸出の手順を連邦政府が検証すべきであると勧告されていたとされる。このケース以来、サバ森林局は、丸太の輸送に対する活動を控えている。

51. 2004年5月5日、インドネシアは、第13回締約国会議で検討されるべく、*Gonystylus spp.*を、そのすべての部分と派生物を含め、附属書 に掲載することの提案書(注釈#1添付)を提出した。

REFERENCES

- Affre, A. and Kathe, W. (in prep.). *Implementation Manual on EU Timber Trade Control: Focus on CITES-listed Trees*. Report to the European Commission by TRAFFIC Europe, January 2004.
- Andi Asrun. (2000). 'Indonesia Presses IMF to Approve Log Export Ban'. June 30, 2000. *Asian Assets Direct*.
- Andriesse, J.P. (1992). 'Constraints and opportunities for alternative use options of tropical peatland'. In: S.L. Tan et al. (eds.). *Proceedings of the International Symposium Tropical Peatland*. Kuching. pp. 1-6.
- Anon. (1985). 'In situ conservation of forest genetic resources in Peninsular Malaysia'. *Forest Genetic Resources Information* **14**, pp. 32-49. FAO, Rome.
- Anon. (1996). *Rancangan Struktur Majlis Daerah Pekan 1995-2020*. Majlis Daerah Pekan, Pihakberkuasa Perancang Tempatan Pekan.
- Anon. (1997). *Gonystylus bancanus*. In: IUCN 2003. *2003 IUCN Red List of Threatened Species*. www.redlist.org viewed on 8 June 2004.
- Anon. (1997b). *New Shorter Oxford English Dictionary*. Oxford University Press, January 1997.
- Anon. (1997c). 'Lim to discuss timber smuggling issue in Indonesia'. *The Star*. February 11, 1997.
- Anon. (1999). 'Malaysia's Aziz urges more barter trade'. *Asia Pulse*. February 23, 1999.
- Anon. (2000). BBC News Service Report, June 2000.
- Anon. (2000b). *Diamond Raya Forest Management Main Assessment Report*. Number AD65, Issue 04, Project 6489-ID. Qualifor Programme, April 2000.
- Anon. (2001a). *Down to Earth*. No. 50, August 2001. Website viewed on 7 May 2004: www.gn.apc.org/dte/ (reference is made to the following newspapers: *Jakarta Post* 19/May/01, 29/Jun/01; *Antara* 28/Jun/01; *Kompas* 18/May/01, 28/Jun/01; *Tempo* 17May/01, 27/Jun/01).
- Anon. (2001b). *Report on Malaysia's primary commodities*. Ministry of Primary Industries, Malaysia. Ninth Issue, December 2001.
- Anon. (2002a). 'Indonesia says permanent log export ban in place'. Reuters News Service. June 26, 2002.
- Anon. (2002b). *The Jakarta Post*. October 10th, 2002
- Anon. (2002c). *Hasil Kajian Lapangan Potensi Ramin (Gonystylus bancanus (Miq.) Kurz.) pada Areal HPH PT. Diamon Raya Timber Propinsi Riau*. Tim Terpadu, Lembaga Ilmu Pengetahuan (LIPI), Bogor, 28 June 2002.

Anon. (2002d). *Prosedur Pengiportan & Pemandahan Kayu & Barangan Kayu*. Lembaga Perindustrian Kayu Malaysia (MTIB), Kementerian Perusahaan Utama, Malaysia. 24 March 2002.

Anon. (2003a). *Forest Management Surveillance Report for PT Diamond Raya Timber*. SGS Qualifor Programme, December 2002.

Anon. (2003b). *Cases 02-0471, 03-1195 and 03-1197*. Washington Western District Court.

Anon. (2003c). Environmental Investigation Agency (EIA) and Telapak Indonesia Press Briefings:- 8 April 2003: 'Largest Ever Seizure of Illegal Wood in UK'; 8 April 2003: 'Framed: Italy's Dirty Trade in Stolen Timber'; 8 May 2003: 'Timber Traffickers: How Malaysia and Singapore are reaping a profit from the illegal destruction of Indonesia's tropical forests'; 29 May 2003: 'EIA US releases new report: "Singapore's Illegal Timber Trade and the US-Singapore Free Trade Agreement."'; 7 July 2003: 'Environmentalists Slam EU Inaction over Illegal Indonesian Timber'.

Anon. (2003d). 'Repeal sought for 146 plantation concession licenses'. Rusman, *The Jakarta Post*, Samarinda, East Kalimantan. 29 Oct 2003.

Anon. (2003e). *Hasil Kajian Lapangan Potensi Ramin (Gonystylus bancanus (Miq.) Kurz.) pada Areal HPH PT. Diamond Raya Timber Propinsi Riau (RKT 2004)*. Tim Terpadu, Lembaga Ilmu Pengetahuan Indonesia (LIPI), Bogor, 1 September 2003.

Anon. (2003f). 'Illegal loggers dealt a big blow with log seizure'. *The Malaysian Today*. 1 November 2003.

Anon. (2003g). *Land Use and Associated Threats to the Hydrology of the Klias Forest Reserve, Sabah*. Technical Report for DANIDA Project: Conservation and Sustainable Use of Tropical Peat Swamp Forests and Associated Water Regimes in Malaysia. Sabah Forestry Department.

Anon. (2003h). *Land Use and Associated Threats to the Hydrology of the Southeast Pahang Peatswamp Forests*. Technical Report for DANIDA Project: Conservation and Sustainable Use of Tropical Peat Swamp Forests and Associated Water Regimes in Malaysia. Pahang State Forestry Department.

Anon. (2003i). *Singapore Timber Trade Procedure*. Timber Trade Advisory Committee, Singapore.

Anon. (2003j). 'Sarawak has no need for logs from Indonesia'. *The Borneo Post*. 1 November 2003;

Anon. (2003k). 'Illegal loggers dealt a big blow with log seizure'. *The Malaysian Today*. 1 November 2003.

Anon. (2003l). AVA Website <http://www.ava.gov.sg>. Viewed 2 December 2003.

Anon. (2003m). *2003 IUCN Red List of Threatened Species*. <<http://www.redlist.org>>. Downloaded on 8 June 2004.

Anon. (2004a). *An assessment of the international trade in Ramin Gonystylus with a focus on the role of the European Union*. TRAFFIC Europe. Technical report to the European Commission, Brussels, March 2004.

- Anon. (2004b). *Laporan Kegiatan dalam Rangka Pengumpulan Data dan Informasi Peredaran Kayu Ramin di Propinsi Sumatera Selatan, Kalimantan Barat, Riau dan DKI Jakarta*. Field report produced by PHKA for TRAFFIC Southeast Asia. March 2004. Ministry of Forestry, Jakarta.
- Anon. (2004c). National Agency for Export Development. Ministry of Industry and Trade of Republic of Indonesia. Website viewed on 5 May 2004.
- Anon. (2004e). *Proceedings of the Tri-National Workshop - Trade in the Commercial Timber Species, Ramin *Gonystylus spp.*, 15-16 April 2004, Vistana Hotel, Kuala Lumpur, Malaysia*. TRAFFIC Southeast Asia, 26 May 2004.
- Anon. (2004f). *Malaysia's Mega-diversity under Threat*. Greenpeace International Report, January 2004.
- Anon. (2004g). Champion Assassin of Life on Earth - the Winners. Greenpeace International Press Release, 21 February 2004.
- Anon. (2004h). *Stakeholder Response Report Regarding the Certification by SGS Qualifor of PT Diamond Raya Timber Based on the Findings of the 2003 FSC Accreditation Monitoring of SGS Qualifor, Forest Management Site Audit to PT Diamond Raya Timber (SGS-FM/COC-0659) in Pekanbaru, Indonesia, date of visit: 30 June-5 July 2003*. Forest Stewardship Council (FSC) Accreditation Business Unit, Bonn, January 2004.
- Anon. (2004i). AFCD Website <www.afcd.gov.hk/conservation/con_e.htm>, viewed on 11 June 2004.
- Anon. (2004j). PPQ website <www.aphis.usda.gov/ppq/permits/cites> viewed on 11 June 2004.
- Bala Kumar, P. and Vanar, M. (1997). 'Federal panel to probe log smuggling'. *The Star*. January 26, 1997.
- Beh, L.Y. (2003). 'Umno Pahang given RM100mil in logging concessions'. *Malaysiakini*, 21 July 2003.
- Berends, A. (2002). *EU Customs Controls*. Paper presented at the Forest Law Enforcement, Governance and Trade Workshop (Brussels, 22-24 April 2002). European Commission DG TAXUD.
- Blakeney, J. (2001). *Overview of Forest Enforcement in East Malaysia*. WWF Malaysia, March 2001.
- Callister, D.J. (1992). *Illegal Tropical Timber Trade: Asia-Pacific*. TRAFFIC International, Cambridge.
- Chan, Y.N. (2004). *Statistics of Licensing and Enforcement of Four CITES-listed Plants in Hong Kong*. Agriculture, Fisheries and Conservation Department, Hong Kong. 21 January 2004.
- Chen H.K. and B. Perumal. (2002). *In Harmony with CITES?: An analysis of the compatibility between current forestry management provision and the effective implementation of CITES listing for timber species in Malaysia*. TRAFFIC Southeast Asia, Petaling Jaya.

- Chrystanto, S.Y. and Iman, S. (2003). *Study on discrepancy forest product trade statistic in Indonesia*. Booklet Kehutanan 2003. Departemen Kehutanan, Ministry of Forestry.
- Clemente, M. (ed.) (1997). *Actas de la Septima Reunion del Comite de Flora, San José, Costa Rica* 11-15 Noviembre 1996.
- Collins, N.M., Sayer, J.A., and Whitmore, T.C. (1991). *The Conservation Atlas of Tropical Forests: Asia and the Pacific*. Macmillan Press Ltd.
- Currey, D., F. Doherty, S. Lawson, J. Newman and A. Ruwindrijarto. (2001). *Timber Trafficking : Illegal Logging in Indonesia, South East Asia and the International Consumption of Illegally Sourced Timber*. Environmental Investigation Agency/Telapak Indonesia.
- Djajapertjunda, S. (1978). *The utilization of tropical hardwood from Indonesia*. Masyarakat Perakayuan Indonesia.
- Gan, S. (2003). 'Satellite Photos Confirm Widespread Logging on Umno's Land'. *Malaysiakini*. <www.malaysiakini.com> Website viewed on 10 June 2004.
- Goh, M. (2003). 'Exposing illegal timber trade'. *Sarawak Tribune*. 10 November 2003.
- Guerin, W. (2003). 'Indonesia-Singapore gap more than just numbers'. Jun 27, 2003. *Asia Times Online*.
- Hahn-Schilling, B. and Huth, A. (1998). Simulation of Stand Development in Selectively Harvested Peat Swamp Forests of Peninsular Malaysia.
- Halesworth, P. (Undated). *Plundering Indonesia's Rainforests*. From: Multinationalmonitor.org, viewed on 2 May 2004.
- Hilton-Taylor, C. (compiler). (2000). *2000 IUCN Red List of Threatened Species*. International Union for Conservation of Nature and Natural Resources, Gland, Switzerland and Cambridge, UK. xviii + 61pp.
- Jomo K.S., Chang Y.T., and Khoo, K.J. (2004). Deforesting Malaysia: *The Political Economy and Social Ecology of Agricultural Expansion and Commercial Logging*.
- Kurniawan, M. N. (2003). 1,000 trucks with RI illegal logs go to Malaysia each week. *Jakarta Post* (Indonesia), July 28, 2003.
- Lawson, S. (2004). *Profiting from Plunder: How Malaysia Smuggles Endangered Wood*. Environmental Investigation Agency (EIA) and Telapak Indonesia, London.
- Lee, K. Y. (2000). *From Third World To First, The Singapore Story: 1965-2000*. Singapore: Times Media.
- Lim, K.Y. (2003). *Press Release by Y.B Dato' Seri Dr. Lim Keng Yaik, Minister of Primary Industries on the Import Ban of Indonesian Log*. Ministry of Primary Industries, Malaysia. 13 May 2003.

Michael M. (2001). 'International trade in wild flora and fauna: case studies from Tebedu, Sarawak'. *Hornbill* 5.

Mohamed Imanuddin, b. Hj. Mohd. D. and Poh, L. Y. (2003). *2002 Forestry Statistics Peninsular Malaysia*. Forestry Department Headquarters, Peninsular Malaysia, Kuala Lumpur.

Muhd. Yusuf Abu Bakar. (2003). 'West Kalimantan Timber Imported According To Proper Procedures'. *Berita Harian*. 3 September 2003. [Translation of news article originally written in Bahasa Malaysia] Copyright © 1992-2003 Malaysian Timber Council.

Murphy, D. (2001). 'The 1998 fall of Suharto has set off a logging boom in Indonesia's national parks'. *The Christian Science Monitor*. August 23, 2001.

Niyomdham, C. and Tarumatsawat, M. (2003). 'A preliminary study of Gonystylaceae in Thailand'. *Thai For. Bull. (Bot.)* 31: 136-140. 2003.

Oldfield, S., Lusty, C. & Mackinven, A. (1998). *The World List of Threatened Trees*. 650 pp. World Conservation Press, Cambridge.

Poh, L. Y., Zulnaidah M., Asma' Z. and Dan Y. M. *Forest Sector Review Peninsular Malaysia Jan.-June 2001. Vol. 17* No. 1. Forestry Department Peninsular Malaysia, Kuala Lumpur.

Rusli, M. and Amat, R. Y. (2001). *Overview of Forest Enforcement in Peninsular Malaysia*. WWF Malaysia, March 2001.

Said, I.M. and Rozainah, Z. (1992). *An updated list of wetland plant species of Peninsular Malaysia, with particular reference to those having socio-economic value*. Asian Wetland Bureau.

Samedi. (2003). 'Appendix III and the conservation of Ramin (*Gonystylus* spp.) in Indonesia'. *CITES World*. 11. July 2003.

Shukovsky, P. (2003). 'Northwest ports are link in threat to imperiled apes'. *Seattle Post-Intelligencer*. July 5, 2003.

Soerianegara, I. and Lemmens, R.H.M.J. (eds). (1993). *Plant Resources of South-East Asia 5(1)*. 'Timber trees: major commercial timbers'. Pudoc Scientific Publishers, Wageningen.

Soehartono, T. and Mardiasuti, A. (2002). *CITES Implementation in Indonesia*. Nagao Natural Environment Foundation, Jakarta.

Stibig, H-J., Beuchle R., and Janvier, P. (2002). *Forest cover map of insular Southeast Asia at 1:5 500 000, derived from SPOT-Vegetation satellite images*. Tropical Ecosystem Environment Observations by Satellites (TREES) Publications Series D: Thematic Outputs No. 3. Global Vegetation Monitoring Unit, Institute for Environment and Sustainability. European Communities Joint Research Council. p. 11.

Sukanda and Usmanyas, M. (1991). 'The possibility of substituting several wood species for Ramin *Gonystylus bancanus* as sawmill raw material'. *Forest Products Research Journal* 9 (5).

Tawan, C.S. (1999). 'A new species of *Gonystylus* (Thymelaeaceae) from Sarawak, Borneo'. *Botanical Journal of the Linnean Society*, 130: 65-68.

Thornton, A., von Bismarck, A., Wick, A., Lawson, S., and Newman, J. (2003). *Singapore's Illegal Timber Trade*. Environmental Investigation Agency (EIA) and Telapak Indonesia, London.

van Steenis, C.G.G.J. (1948). *Flora Malesiana*. Flora Malesiana Foundation, Leiden.

Whitmore, T.C., Tantra, I.G.M. and Sutisna, U. (eds). (1989). *Tree Flora of Indonesia*. Forest Research and Development Centre, Bogor, Indonesia.

ANNEX I

Distribution and status of *Gonystylus* spp.

Species (& Synonyms)	Authority	Status	Distribution
<i>Gonystylus acuminatus</i>	Airy Shaw	NE	South & East Borneo, ?Malaya, ?Sumatra
<i>Gonystylus affinis</i> (syn. <i>G. beccarianus</i> Tiegh.)	Radlk.	NE	Malaya, Southwest Sarawak, ?West Kalimantan, East Sabah
<i>Gonystylus affinis</i> var. <i>elegans</i>	Airy Shaw	NE	
<i>Gonystylus areolatus</i>	Domke ex Airy Shaw	NE	South & East Borneo
<i>Gonystylus augescens</i>	Ridl.	NE	Kuching, Singkawang-Benkayang-Mampawah
<i>Gonystylus bancanus</i> (syn. <i>Aquilaria? bancana</i> Miq., <i>G. miquelianus</i> Teijsm. & Binn.)	(Miq.) Kurz	VU A 1cd	Malaya, Southeast Sumatra, Banka, Borneo, Philippines, Myanmar (NB. peat swamp)
<i>Gonystylus borneënsis</i> (syn. <i>Asclerum borneense</i> Tiegh.)	(Tiegh.) Gilg	NE	Mt Matang, Sandakan, Bt. Pin
<i>Gonystylus brunnescens</i>	Airy Shaw	NE	East Malaya, Borneo (NB. non-inundated)
<i>Gonystylus calophylloides</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus calophyllus</i>	Gilg	NE	SW Sarawak
<i>Gonystylus confusus</i>	Airy Shaw	NE	Malaya, ?East Aceh, Thailand
<i>Gonystylus consanguineus</i>	Airy Shaw	VU A 1cd+2cd	Borneo
<i>Gonystylus costalis</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus decipiens</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus eximius</i>	Airy Shaw	NE	Borneo
<i>Gonystylus forbesii</i> (syn. <i>G. warbugianus</i> Gilg ex Domke)	Gilg	NE	Sumatra, Siberut, Mentawai, South Borneo, Sabah
<i>Gonystylus glaucescens</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus hackenbergii</i>	Diels	NE	
<i>Gonystylus keithii</i>	Airy Shaw	VU A 1cd+2cd	Borneo
<i>Gonystylus lucidulus</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	NE Sarawak, Brunei
<i>Gonystylus macrophyllus</i> (syn. <i>G. philippinensis</i> Elm., <i>G. obovatus</i> Merr., <i>G. megacarpus</i> C.T. White, <i>G. macrocarpus</i> C.T. White, <i>G. punctatus</i> A.C. Smith)	(Miq.) Airy Shaw	VU A 1cd	See Figure 1 (NB. up to 1500 m)
<i>Gonystylus maingayi</i>	Hook.f.	NE	Malaya, Palembang, North Borneo
<i>Gonystylus micranthus</i>	Airy Shaw	NE	Sarawak, Sabah
<i>Gonystylus nervosus</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus nobilis</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	
<i>Gonystylus othmanii</i>	C.S. Tawan	NE	Sarawak

ANNEX I (continued)**Distribution and status of *Gonystylus* spp.**

Species (& Synonyms)	Authority	Status	Distribution
<i>Gonystylus pendulus</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	SW Sarawak
<i>Gonystylus reticulatus</i> (syn. <i>Thea reticulata</i> Elm.)	(Elm.) Merr.	NE	Mindanao (NB. up to 900 m)
<i>Gonystylus spectabilis</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Borneo
<i>Gonystylus stenosepalus</i>	Airy Shaw	VU A 1c+2c	Sarawak, Sabah
<i>Gonystylus velutinus</i>	Airy Shaw	NE	Sumatra, Banka, Billiton, ?Borneo
<i>Gonystylus warburgianus</i>	Gilg ex Domke	NE	
<i>Gonystylus xylocarpus</i>	Airy Shaw	VU A 1cd+2cd	Southwest Sarawak & adjacent West Kalimantan

Note: *Gonystylus sympetala* (Domke) is now *Aëtoxylon sympetalum* (Steen. & Domke), while *Gonystylus pluricornis* (Radlk.) is now *Amyxa pluricornis* (Radlk.)

Sources: Soerianegara and Lemmens (1993), van Steenis (1948), Niyomdham and Tarumatsawat (2003) and Anon. (1997)

ANNEX 2

Vernacular names of *Gonystylus* spp.

Name	Species	Location/Language
Anauan	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Asaua	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Babingkal	<i>G. velutinus</i>	Borneo
Bakubal	<i>G. forbesii</i>	Borneo
Balang Kulit	<i>G. bancanus</i>	Riau
Banit	<i>G. affinis</i>	West Kalimantan
Banitan	<i>G. confusus</i>	Sumatra
Banitan Nirang	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Batu Raja	<i>G. macrophyllus</i>	Sumatra
Bemban Hitam	<i>G. maingayi</i>	Sumatra
Bengang	<i>G. macrophyllus</i>	West Java
Bepisang	<i>G. keithii</i>	West Kalimantan
Bermiang	<i>G. forbesii</i>	Borneo
Besiluh	<i>G. velutinus</i>	Borneo
Bidaru	<i>G. consanguineus</i>	Sabah
Bidaru	<i>G. maingayi</i>	Brunei
Bitis	<i>G. velutinus</i>	Sumatra
Bunta	<i>G. macrophyllus</i>	Ceram
Busilak	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Cau-Cau	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Cungkang Adung	<i>G. bancanus</i>	West Kalimantan
Dedarah Putih	<i>G. forbesii</i>	Borneo
Durin Belan	<i>G. velutinus</i>	Bangka
Gaharu Anteru	<i>G. bancanus</i>	Bangka
Gaharu Betul	<i>G. macrophyllus</i>	West Kalimantan
Gaharu Buaya	<i>G. bancanus</i>	Sumatra, West Kalimantan
Gaharu Cempaka	<i>G. macrophyllus, G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Gaharu Hidung	<i>G. macrophyllus</i>	West Java
Gaharu Kapas	<i>G. macrophyllus</i>	West Java
Gaharu Melitan	<i>G. xylocarpus</i>	Sarawak
Gaharu Pinang Baik	<i>G. macrophyllus</i>	Sumatra
Gelugor Tawar	<i>G. confusus</i>	Pahang
Gerima	<i>G. brunnescens</i>	Indonesia
Geronggang	<i>G. bancanus</i>	Sumatra
Karai	<i>G. keithii</i>	Sabah
Karu-Karu	<i>G. confusus</i>	Selangor
Kayu Arang	<i>G. keithii</i>	Sabah
Kayu Bulu	<i>G. bancanus</i>	Bangka
Kayu Minyak	<i>G. bancanus,</i> <i>G. velutinus</i>	Sumatra

ANNEX 2 (Continued)

Vernacular names of *Gonystylus* spp.

Name	Species	Location/Language
Kayu Pisang	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Kelat	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Kelat	<i>G. brunnescens</i>	Brunei
Kelembak	<i>G. macrophyllus</i>	Johor
Kilaba	<i>G. macrophyllus</i>	West Java
Kuup	<i>G. forbesii</i>	Borneo
Langging	<i>G. bancanus</i>	Malaya
Lanutan-bagyo	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Lapis Kulit	<i>G. bancanus</i>	Sumatra
Lemiar	<i>G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Lempong	<i>G. velutinus</i>	Borneo
Letung	<i>G. keithii</i>	E Kalimantan
Mahabai Binjak	<i>G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Malam	<i>G. velutinus</i>	Belitung
Malindah	<i>G. keithii</i>	Sabah
Mampis	<i>G. bancanus</i>	Malaya
Mangerai	<i>G. macrophyllus</i>	Aru
Mangriau	<i>G. keithii</i>	Sabah
Marantai Kambung	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Marantai Tanduk	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Mata Keli	<i>G. bancanus</i>	Sumatra
Medang	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Medang Belet	<i>G. xylocarpus</i>	West Kalimantan
Medang Kelik	<i>G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Medang Keran	<i>G. macrophyllus, G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Medang Ramuan	<i>G. macrophyllus</i>	Sumatra
Melingkat Pepah	<i>G. consanguineus</i>	West Kalimantan
Menamang	<i>G. velutinus,</i> <i>G. bancanus</i>	Bangka
Menjan	<i>G. bancanus</i>	West Kalimantan
Mentailang	<i>G. bancanus</i>	Brunei
Merang	<i>G. bancanus,</i> <i>G. forbesii</i>	South & East Kalimantan
Merawan Penak	<i>G. maingayi</i>	Negeri Sembilan
Nameng	<i>G. bancanus</i>	Bangka
Nasi-Nasi	<i>G. brunnescens</i>	Sabah
Ngalin	<i>G. consanguineus</i>	East Kalimantan
Nio	<i>G. macrophyllus</i>	Talud
Nyoreh	<i>G. bancanus</i>	Malaya

ANNEX 2 (Continued)**Vernacular names of *Gonystylus* spp.**

Name	Species	Location/Language
Paliu	<i>G. brunnescens</i>	Sabah
Pamalauan	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Panakuraring	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Pandit	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Pauh Balang	<i>G. forbesii</i>	S Kalimantan
Pinang Baik	<i>G. affinis</i>	Malaya
Pinang Muda	<i>G. maingayi</i>	Malacca
Pokok Batu Pasir	<i>G. affinis</i>	Negeri Sembilan
Pucatutup	<i>G. macrophyllus</i>	Mentawai
Pucatutup	<i>G. forbesii</i>	Siberut
Pulai Miyang	<i>G. bancanus</i>	Sumatra
Ramin	<i>G. bancanus</i> , <i>G. velutinus</i> , <i>G. xylocarpus</i>	Brunei, Sarawak
Ramin Dara Elok	<i>G. affinis</i>	Malaya
Ramin Daun Tebal	<i>G. brunnescens</i>	Malaya
Ramin Hitam	<i>G. micranthus</i>	Malaya
Ramin Melawis	<i>G. bancanus</i>	Malaya
Ramin Pinang Muda	<i>G. confusus</i>	Perak
Ramin Pipit	<i>G. maingayi</i>	Malacca
Ramin Telur	<i>G. bancanus</i>	Indonesia
Ramin Telur Melanau	<i>G. velutinus</i>	Sarawak
Ruwala	<i>G. macrophyllus</i>	Aru
Salio Bulug	<i>G. forbesii</i>	Siberut
Sambu Lauan	<i>G. macrophyllus</i>	Philippines
Sampah Songkop	<i>G. keithii</i>	West Kalimantan
Sau Kau	<i>G. keithii</i>	Sabah
Sendaren	<i>G. macrophyllus</i>	West Java
Sepah Peteri	<i>G. maingayi</i> , <i>G. bancanus</i>	Negeri Sembilan
Seriangun	<i>G. brunnescens</i>	West Kalimantan
Serkaja	<i>G. forbesii</i>	Borneo
Setelam	<i>G. bancanus</i>	Sumatra
Sibutuh Bulug	<i>G. forbesii</i>	Siberut
Sirantih Kunji	<i>G. macrophyllus</i>	Sumatra
Siriangun	<i>G. bancanus</i>	West Kalimantan
Sitabai	<i>G. confusus</i>	Sumatra
Songkop	<i>G. keithii</i>	West Kalimantan
Sua Sam	<i>G. bancanus</i>	Chinese

ANNEX 2 (Continued)**Vernacular names of *Gonystylus* spp.**

Name	Species	Location/Language
Tapih	<i>G. forbesii</i>	Sumatra
Tebakau Putih	<i>G. velutinus</i>	Borneo
Tempe-Eng	<i>G. consanguineus</i>	East Kalimantan
Tutong	<i>G. bancanus</i>	Brunei
Udim Abiri	<i>G. macrophyllus</i>	Morotai
Ulu Tupai	<i>G. velutinus</i>	Sumatra

Sources: Soerianegara and Lemmens (1993), van Steenis (1948).

ANNEX 3

Definition of CITES Appendices I, II and III

CITES (the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) is an international agreement between Governments. Its aim is to ensure that international trade in specimens of wild animals and plants does not threaten their survival.

Appendices I, II and III to the Convention are lists of species afforded different levels or types of protection from over-exploitation through a system of permits. Species may be added to or removed from Appendix I and II, or moved between them, only by the Conference of the Parties, either at its regular meetings or by postal procedures (see Article XV of the Convention). But species may be added to or removed from Appendix III at any time and by any Party (although the Conference of the Parties has recommended that changes be timed to coincide with amendments to Appendices I and II).

The names of species in the Appendices may be annotated to qualify the listing. Such specifications can appear next to the species name or in the Interpretation section through a cross-reference (e.g. '#1'). For this reason, the Appendices should always be consulted alongside the interpretation with which they are presented. Parties may enter reservations with respect to any species listed in the Appendices in accordance with the provisions of Articles XV, XVI or XXIII of the Convention.

Around 25 000 plant species and 5000 animal species are covered by the provisions of the Convention, in the following proportions:

- Appendix I: about 600 animal species and 300 plant species;
- Appendix II: about 1400 animal species and 25 000 plant species; and
- Appendix III: about 270 animal species and 30 plant species.

Appendix I lists species that are the most endangered among CITES-listed animals and plants (see Article II, paragraph 1 of the Convention). These are threatened with extinction and CITES generally prohibits commercial international trade in specimens of these species. However trade may be allowed under exceptional circumstances, e.g. for scientific research. In these cases, trade may be authorized by the granting of both an export permit (or re-export certificate) and an import permit. (See Article III of the Convention)

Appendix II lists species that are not necessarily now threatened with extinction but that may become so unless trade is closely controlled. It also includes so-called "look-alike species", i.e. species of which the specimens in trade look like those of species listed for conservation reasons (see Article II, paragraph 2 of the Convention). International trade in specimens of Appendix-II species may be authorized by the granting an export permit or re-export certificate; no import permit is necessary. Permits or certificates should only be granted if the relevant authorities are satisfied that certain conditions are met, above all that trade will not be detrimental to the survival of the species in the wild. (See Article IV of the Convention)

Appendix III is a list of species included at the request of a Party that already regulates trade in the species and that needs the co-operation of other countries to prevent unsustainable or illegal exploitation (see Article II, paragraph 3, of the Convention). International trade in specimens of species listed in this

Appendix is allowed only on presentation of the appropriate permits or certificates. (See Article V of the Convention, below)

CITES Article V:

Regulation of Trade in Specimens of Species Included in Appendix III

1. All trade in specimens of species included in Appendix III shall be in accordance with the provisions of this Article.

2. The export of any specimen of a species included in Appendix III from any State which has included that species in Appendix III shall require the prior grant and presentation of an export permit. An export permit shall only be granted when the following conditions have been met:
 - (a) a Management Authority of the State of export is satisfied that the specimen was not obtained in contravention of the laws of that State for the protection of fauna and flora; and

 - (b) a Management Authority of the State of export is satisfied that any living specimen will be so prepared and shipped as to minimize the risk of injury, damage to health or cruel treatment.

3. The import of any specimen of a species included in Appendix III shall require, except in circumstances to which paragraph 4 of this Article applies, the prior presentation of a certificate of origin and, where the import is from a State which has included that species in Appendix III, an export permit.

4. In the case of re-export, a certificate granted by the Management Authority of the State of re-export that the specimen was processed in that State or is being re-exported shall be accepted by the State of import as evidence that the provisions of the present Convention have been complied with in respect of the specimen concerned.

The full text of the Convention and the Appendices can be found on the CITES website:

<http://www.cites.org/eng/disc/text.shtml>

<http://www.cites.org/eng/append/appendices.shtml>

Source: CITES Website (Viewed on 2 December 2003)

ANNEX 4

Participants of the National and Tri-National Workshops

Annex 4.1. List of Participants of the Malaysia National Workshop

Name	Organization	Email
Abdul Rashid bin Mat Amin (Dato' Hj.) - DG of Forestry Peninsular M'sia	Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)	
Ahmad bin Mahsen @ Mohsen	Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)	
Azman Hassan (Mr.)	FRIM	
Azman Said (Mr.)	Forest Department Sabah	Azman.Said@sabah.gov.my
Azura Muhamad (Ms.) - Freezon Officer	Port Klang Authority	
Balu Perumal (Mr.)	Wetlands International	
Barney Chan (General Manager)	Sarawak Timber Association	belanchan@aol.com
Burhanuddin Mohd Noor	DWNP	
Cheah Choong Kit (Mr.) - Under-Secretary	Ministry of Foreign Affairs	
Chen Hing Keong	TRAFFIC Southeast Asia	
Chew Lye Teng (Mr.)	MTCC	mtcc@tm.net.my
Chin Lee Yen	Gunung Seraya Sdn. Bhd.	
Chin Yue Mun (Mr.)	Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)	chinym@forestry.gov.my
Choong Lee Hooi (Mr.)	M.E. Industries	
Dariush Kahrobaei	MDK Asia Sdn. Bhd.	
Din bin Ideris (Mr.) - Import / Export Division	Royal Customs Malaysia	
Florence Gawing (Ms.) - Secretary	MWMJC	
Francis Chai Yan Chiew (Mr.)	Forest Department Sarawak	francisc@sarawaknet.gov.my
Freezailah b Chee Yeom (Dato' Dr.)	MTCC	mtcc@tm.net.my
Ginny Ng (Ms.)	WWFM	gng@wwf.org.my
Ismail Ibrahim (Mr.)	MTCC	
Ismail Ibrahim (Mr.) - Deputy Director Enforcement	MTIB	ismailib@mtib.gov.my
Ismail Parlan (Mr.)	FRIM	
James Chan Khay Syn	Harwood Timber	
James Compton	TRAFFIC Southeast Asia	
Julia Ng	TRAFFIC Southeast Asia	
Jumat Ahmad (Mr.) - Deputy Director Strategic Planning	MTIB	jumat@mtib.gov.my
Khaizatul Azreen	Northport (M) Bhd	khaizatul@northport.com.my
Kishokumar Jeyaraj (Mr.)	MEC	mec@tm.net.my
Koh Kah Huat (Mr.) - Director	Carpenwise S/b, Jeram, Selangor	
Lall Singh Gill (Mr.) - Executive Secretary	MWMJC	
Lee Beng Chuan (Mr.)	Modern Timber Products Sdn. Bhd.	

ANNEX 4 (continued)**Participants of the National and Tri-National Workshops****Annex 4.1. List of Participants of the Malaysia National Workshop**

Name	Organization	Email
Lee Shin Shin (Ms.)	Wetlands International	sslee@wiap.nasionet.my
Lim Teck Wyn	TRAFFIC Southeast Asia	
Mohd Arshad Saru (Mr.)	FRIM	arshad@frim.gov.my
Mohd Samsuri Sulan	Kelang Multi Terminal Sdn. Bhd.	shamsuri@westport.com.my
Mohd Zulkarnain (Mr.) - Timber Industries Division	Ministry of Primary Industry	mzak@kpu.gov.my
Mohd. Nizam Ibrahim (Mr.)	Port of Tanjung Pelepas	nizam@ptp.com.my
Mohidin Zailani Haji Kram (Mr.)	Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)	mohidizk@pusaka.gov.my
Murugadas T.L. (Mr.)	Wetlands International	muwu@wiap.nasionet.net
Oskar Law (Mr.)	Chye Hin Sawmill	
Rahim Sudin (Dr.)	FRIM	
Rahman Kassim (Dr.)	FRIM	
Raja Barizan Raja Sulaiman (Dr.)	FRIM	
Razani bin Ujang -pengarah	Forestry Department Selangor	
S. Ganeson (Mr.) - Principal Assistant Secretary	Ministry of Foreign Affairs	
Samsudin Musa (Dr.)	FRIM	
Shaharum Ibrahim (Major) - Depot Manager	Harwood Timber	
Shamsudin Ibrahim (Dr.)	FRIM	
Simon Lim	Scenic Mouldings M'sia Sdn Bhd	
Sri Muhunan (Mr.) - Commercial officer	Port Klang Authority	
Tan Kun Chuan (Mr.)	Chye Hin Sawmill	
Thang Hooi Chiew (Mr.) - Deputy DG	Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)	hcthang@forestry.gov.my
Tor Mooi See (Ms.)	WWFM	
Tunku Mohammed Nazim Yaacob	MEC	mec@tm.net.my
Wan Nurshima Wan Jusoh (Ms.) - Timber Industries Division	Ministry of Primary Industry	mymanooq@yahoo.com
Zaleha Ahmad (Datin) - Direct Strategic Planning	MTIB	
Ganes A/L Rasalingam	Kelang Multi Terminal Sdn. Bhd.	ganes@westportmalaysia.com
Abd. Rahman Kassim	FRIM	rahmank@frim.gov.my
Noraihan A. Rahman	MTC	noraihan@mtc.com.my
Siti Syaliza Mustapha	MTC	siti@mtc.com.my
Jennifer Lee	MTC	jennyfer@mtc.com.my
Gigi Lee	Malaysian Wood Industries Association	mwia@tm.net.my
Ismariah Ahmad	FRIM	iahmad@frim.gov.my
J.U. Rajendran	KMT	

ANNEX 4 (continued)

Participants of the National and Tri-National Workshops

Annex 4.1. List of Participants of the Malaysia National Workshop

Name	Organization	Email
Gunes S/O Rezahingam	KMT	
Aimi Lee	MTC	aimi@mtc.com.my
Chai Kam Ching	MTC	chai@mtc.com.my
SK Pang	MTC	

*Shaded names denote absence

Annex 4.2

List of Invitees to Malaysian National Workshop

Director General
Economic Planning Unit
Prime Minister's Department
Level 3, Block B5, Federal Government Administrative Centre
62502 Putrajaya, Malaysia
(Attn.: Mr. Himmat Singh, Mr. Saiful Anuar Hussein)

Director General
Anti-Corruption Agency Malaysia
1st - 7th Floor, Block D6,
62502 Putrajaya, Malaysia

Inspector General
Royal Malaysian Police Department
Ibu Pejabat Polis Bukit Aman
50560 Kuala Lumpur

Director General
Royal Malaysian Department of Customs and Excise
Ibu Pejabat Kastam Diraja Malaysia
Blok 2G1B, Komplek Kementerian Kewangan
Presint 2, Federal Government Administrative Centre
62596 Putrajaya

Sarmin bin Md. Hussin
State Director of Customs
Royal Customs Malaysia, Johor
Menara Kastam Johor
Susur 5 Jalan Tun Abdul Razak
80990 Johor Baru

State Director of Customs
Royal Malaysian Department of Customs and Excise
Jalan Hj. Saman
88596 Kota Kinabalu

Secretary General
Ministry of International Trade and Industry
Government Offices Complex, Jalan Duta
50622 Kuala Lumpur

MATRADE
7th Floor, Wisma Sime Darby
Jalan Raja Laut
50350 Kuala Lumpur

Secretary General
Wisma Putra
No. 1, Jalan Wisma Putra
Precint 2
62602 Putrajaya
(Attn.: Mr. Amarjit Singh s/o Sarjit Singh)

Dato' Dr. Abdullah bin Mohd. Tahir
Secretary, National Forestry Council
c/o Ministry of Primary Industries
6-8 Floor, Menara Dayabumi
Jalan Sultan Hishamuddin
50654 Kuala Lumpur
(Attn.: Dato' Suboh Mohd. Yassin)

Director General
Malaysian Timber Industry Board
Level 13-17, Menara PGRM
8 Jalan Pudu Ulu, Cheras
56100 Kuala Lumpur

Mr. Kamaruzaman Othman
Malaysian Timber Industry Board
B-424, Jalan Beserah
25300 Kuantan

Director General
Forest Research Institute Malaysia (FRIM)
Kepong
52109 Kuala Lumpur

Director General
Forestry Department Headquarters Peninsular Malaysia
Jalan Sultan Salahuddin
50660 Kuala Lumpur

Director
Pahang Forestry Department
Tingkat 5, Kompleks Tun Razak
Bandar Indera Mahkota
25990 Kuantan

Director
Selangor Forestry Department
Tingkat 3, Podium Utara
Bangunan Sultan Salahuddin Abdul Aziz Shah
40660 Shah Alam

Director
Johor Forestry Department
Tingkat 2, Bangunan Sultan Ibrahim
Jalan Bukit Timbalan
80990 Johor Bharu

Director
Negeri Sembilan & Melaka Forestry Department
Tingkat 4, Blok C Wisma Negeri
70503 Seremban

Chief Executive Officer
Malaysian Timber Council
18th Floor Menara PGRM
8 Jalan Pudu Ulu, Cheras
56100 Kuala Lumpur

Chairman
Malaysian Timber Certification Council
19F, Menara PGRM
8 Jalan Pudu Ulu, Cheras
56100 Kuala Lumpur

Secretary General
Ministry of Science, Technology and Environment
Aras 1-7, Blok C5, Federal Government Administrative Centre
62662 Putrajaya
(Attn.: Ms. Goh Siok Eng)

Director General
Department of Wildlife and National Parks
Km 10, Jln. Cheras
56100 Kuala Lumpur
(Attn.: Ms. Mislihah Mohamad Basir)

Director
Sabah Forestry Department
Jalan Labuk, Batu 6
90000 Sandakan

Director
Sabah Wildlife Department
5th Floor, B Block, Wisma MUIS
88100 Kota Kinabalu

Director
Sarawak Forest Department
Wisma Sumber Alam
Jalan Stadium, Petra Jaya
93660 Kuching
(Attn.: Mr. Ali Yusof, Mr. Paul Chai, Mr. Penguang Manggil, Mr. Francis Chai)

General Manager
Sarawak Timber Industry Development Corporation
Wisma Sumber Alam, Petra Jaya, PO Box 194
93702 Kuching
(Attn.: Ms. Dayang Nena Abang Bruce)

General Manager
Harwood Sdn. Bhd.
Lot 1267, Bintawa Industrial Estate
Kuching 93450

Chief Executive Office
Sarawak Forestry Corporation Sdn. Bhd.
Corporate Office, Level 12, Office Tower
Hock Lee Centre, Jalan Datuk Abang Abdul Rahim
93450 Kuching
(Attn.: Mr. Sani Bakar)

General Manager
Sarawak Timber Association
11 Floor, Wisma STA
Jalan Datuk Abang Abdul Rahim
93450 Kuching

Sabah Timber Industries Associations
Lot 25 & 26, Block E, 1st Floor, Phase III
Damai Plaza, Luyang Commercial Centre, W.D.T. 264
88999 Kota Kinabalu

Malaysian Panel-Products Manufacturers' Association
19D, Level 19, Menara PGRM
No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras
56100 Kuala Lumpur

Mr. Tan Tong Meng, Chairman
Malaysian Wood Moulding & Joinery Council
19E, Level 19, Menara PGRM
No. 8, Jalan Pudu Ulu, Cheras,
56100 Kuala Lumpur

General Manager
Port of Tanjung Pelepas
Block A, Wisma PTP
Jalan Pelabuhan Tanjung Pelepas, TST 507
81560 Gelang Patah
(Attn.: Mr. Andrew Chew)

Melaka Port Authority
Pelabuhan Tanjung Bruas
Tanjung Kling
76400 Malacca

Port Klang Authority
Mail Bag Service 202
Jalan Pelabuhan
42005 Port Klang

Mr. Stanley Goh
Chief Executive Officer
Twins Furniture Manufacturer Sdn. Bhd.
Lot 98 Semambu Industrial Estate
25350 Kuantan

Allied Lumber Sdn. Bhd.
No. 2, First Floor
Lorong Tapang Timur
Sibu

Executive Director
WWF Malaysia
No. 49 Jalan SS23/15, Taman SEA
47400 Petaling Jaya

Co-ordinator
Kumpulan Khazanah Hijau
Global Forest and Trade Network
c/o WWF Malaysia
No. 49 Jalan SS23/15, Taman SEA
47400 Petaling Jaya

Mr. William Maynard
Consultant to Global Forest and Trade Network, WWF International
c/o WWF Malaysia
No. 49 Jalan SS23/15, Taman SEA
47400 Petaling Jaya

Balu Perumal
Wetlands International
No. 4, Jalan Muhibbah Satu
Kampung Tersusun, Taman Muhibbah
34350 Kuala Gula

Dr. Abdul Rahim bin Nik
National Project Director
DANIDA Funded Project, Peat Swamp Forest
UNDP/GEF Funded Project, Peat Swamp Forest
Project Support Unit
Forest Research Institute Malaysia
(Attn.: Mr. Lars Wollesen, Dr. Efransjah)

Chief Technical Advisor
DGIS Peat Swamp/Ramin Project
c/o Sarawak Forest Department
Wisma Sumber Alam
Jalan Stadium, Petra Jaya
93660 Kuching

Director
Malaysian Environmental Consultants Sdn. Bhd.
82, Jalan Ampang Hilir
55000 Kuala Lumpur

Managing Director
Green Earth Forestry Sdn Bhd
Suite 9B-1, Level 9B, Wisma E&C
No. 2, Lorong Dungun Kiri, Damansara Heights
50490 Kuala Lumpur

Manager
Johor Port Authority
P.O.Box 151,
81700 Pasir Gudang

Manager
Kuantan Port Authority
P.O. Box 161,
25720 Kuantan

Tawau Barter Trade Centre Sdn. Bhd.
2nd Floor, TB 329
Blok 41, Fajar Commercial Complex
Jln. Hj. Karim
91000 Tawau

Koh Ying Sdn. Bhd.
Lot 410 & 411; Blok 2
Sungai Merah Town
Sibu 96000

Mr. Chong Siew Yang
General Manager
Rajang Port Authority
96000 Sibu

Annex 4.3

List of Invitees to Tri-National Workshop

CITES Management Authorities

1. Malaysian Timber Industry Board
2. Sarawak Forest Department, Malaysia
3. Department of Wildlife and National Parks, Peninsular Malaysia
4. Directorate General of Forest Protection and Nature Conservation, Indonesia
5. Singapore Agriculture and Veterinary Administration
6. Directorate General of the Environment, European Union
7. State Department of the United States of America
8. CITES Management Authority for China
9. CITES Management Authority for Japan
10. CITES Management Authority for Italy
11. CITES Management Authority for Germany
12. CITES Management Authority for United Kingdom

Other Government Representatives

13. Ministry of Foreign Affairs, Malaysia
14. Ministry of Primary Industries, Malaysia
15. Ministry of International Trade and Industry, Malaysia
16. Ministry of Science, Technology and Environment, Malaysia
17. Royal Malaysian Customs and Excise Department
18. Forestry Department Headquarters, Peninsular Malaysia
19. Sarawak Timber Industry Development Corporation, Malaysia
20. Sarawak Forestry Corporation Sdn. Bhd., Malaysia
21. Ministry of Foreign Affairs, Indonesia
22. Directorate General Forest Harvesting (BPK), Indonesia
23. Directorate General of Customs and Excise, Indonesia
24. Directorate General of International Trade, Indonesia
25. Provincial Forest Office, East Kalimantan, Indonesia
26. Provincial Forest Office, South Sumatra, Indonesia
27. Ministry of Foreign Affairs, Singapore
28. Ministry of Trade, Singapore
29. International Enterprise, Singapore
30. Customs and Excise Agency, Singapore
31. Jurong Port Authority, Singapore
32. Singapore Agriculture and Veterinary Administration, Plant Control Division
33. United Kingdom High Commission to Malaysia

Trade Representatives

34. Malaysian Timber Council
35. Sarawak Timber Association, Malaysia
36. Indonesian Timber Association (APKINDO)
37. Uniseraya Group, Indonesia/Singapore

38. Singapore Timber Exporters' Association
39. Singapore Timber Manufacturers' Association
40. Singapore Furniture Industries Council
41. Timber Trade Federation, United Kingdom

Other Representatives

42. International Tropical Timber Organisation
43. World Bank
44. CITES Secretariat

TRAFFIC Participants/Secretariat

45. TRAFFIC International
46. TRAFFIC Europe
47. TRAFFIC Southeast Asia
48. Malaysian Consultant to TRAFFIC Southeast Asia
49. Indonesian Consultant to TRAFFIC Southeast Asia
50. Workshop Facilitator
51. Workshop Secretariat Staff

Annex 4.3

List of Participants at Tri-National Workshop

No.	Name	Organization
1	Abdullah Ma'amor bin Ibrahim	Ministry of Foreign Affairs, Malaysia
2	Ahmad Loman	Ministry of Plantation Industries and Commodity, Malaysia
3	Ahmad Naziri	Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)
4	Aimi Lee Abdullah	Malaysian Timber Council
5	Amarjit Singh	Ministry of Foreign Affairs, Malaysia
6	Amha bin Buang	ITTO
7	Azhar Noraini	Ministry of Natural Resources and Environment, Malaysia
8	Azura Muhamad	Port Klang Authority
9	Bintoro R. (Head of Forest Protection Division)	DG Forest Protection and Nature Conservation, Indonesia
10	Bernhard von der Heyde	ASEAN Secretariat
11	Bryan Lee	Uniseraya
12	Burhanuddin Mohd Noor	Department of Wildlife and National Parks, Malaysia
13	Chai Kam Ching	Malaysian Timber Council
14	Chen Hin Keong	TRAFFIC International
15	Chew Lye Teng	Malaysian Timber Certification Council
16	Chin Yue Mun (Director Of Enforcement)	Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)
17	Dewijana Ng (Executive Vice President)	Uniseraya
18	Djati Witjaksono Hadi (Head of Traffic Control Division)	DG Forest Protection and Nature Conservation, Indonesia
19	Halimah Salleh	Royal Malaysian Customs HQ
20	James Compton (Regional Director)	TRAFFIC Southeast Asia
21	Jennyfer Lee	Malaysian Timber Council
22	Jeremy Pilmore-Bedford	UK High Commission
23	Julia Ng	TRAFFIC Southeast Asia
24	Jumat Ahmad (Mr.) - Deputy Director Strategic Planning	Malaysian Timber Industry Board
25	Khaizatul Azreen	Northport (Malaysia) BHD
26	Lee Fook On	Singapore Agri-food and Veterinary Administration
27	Mohd. Zulkarnain A. Kadir	Ministry of Plantation Industries and Commodity, Malaysia
28	Mohidin Zailani Hj. Kram	Sarawak Timber Industry Development Corporation (STIDC)
29	Njoto Suhardjojo	Badan Revitalisasi Industri Kehutanan
30	Ong Ai Khim	Singapore Agri-food and Veterinary Administration
31	Patrick Mcneil (Environment, Science and Technology Officer)	US Embassy
32	Ponco Widodo	DG of Customs and Excise, Indonesia
33	Rahimi Othman	Forestry Department Peninsular Malaysia (FDPM)
34	Samedí (Head of Convention Division)	DG Forest Protection and Nature Conservation, Indonesia
35	Sheema Abdul Aziz	TRAFFIC Southeast Asia
36	Sirajul Alam	Dinas Kehutanan dan Perkebunan Kabupaten Kapuas Hulu, Indonesia

Annex 4.3

List of Participants at Tri-National Workshop

No.	Name	Organization
37	Sri Hardono	Dinas Kehutanan dan Perkebunan Kabupaten Rokan Hulu, Indonesia
38	Sri Muhunan	Port Klang Authority
39	Steve Nash	CITES Secretariat
40	Sunarno Trisunoko	DG International Trade, Indonesia
41	Tonny Soehartono	Consultant to TRAFFIC SEA
42	Wan Suhelmi B.	Dinas Kehutanan dan Perkebunan Kabupaten Bengkalis, Indonesia
43	Widodo Ramono (Director of Biodiversity Conservation)	DG Forest Protection and Nature Conservation, Indonesia
44	Yong Teng Koon	Malaysian Timber Certification Council
45	Zahari Hamid - Senior Enforcement Officer	Malaysian Timber Industry Board

ANNEX 5:

Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Indonesia

Decree of the Minister of Forestry No. 127/Kpts-V/2001 Dated April 11, 2001. The Moratorium on the Logging and Trade of White Wood (*Gonystylus* spp.).

The Minister of Forestry,

Considering :

- a. that the illegal felling of wood covering white wood (*Gonystylus* spp.) has spread out to conservation areas;
- b. that white wood (*Gonystylus* spp.) has been traded nationally and internationally;
- c. that in order to prevent the illegal felling or illegal trade from spreading out, it needs supervision through law enforcement by observing the mechanism of the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES);
- d. that in relation to thereto, and in the framework of ensuring the orderly exploitation of white wood (*Gonystylus* spp.), it is necessary to stipulate a moratorium on the logging and trade of the wood by issuing a decree of the Minister of Forestry;

In view of :

1. Law No. 5/1990;
2. Law No. 5/1994;
3. Law No. 41/1999;
4. Government Regulation No. 7/1999;
5. Government Regulation No. 8/1999;
6. Presidential Decree No. 43/1978;
7. Presidential Decree No. 289/M/2000;
8. Presidential Decree No. 177/2000 jo. Presidential Decree No. 38/2001;
9. Decree of the Minister of Forestry and Plantations No. 002/Kpts-II/2000.

DECIDES :

To stipulate :

Article 1 (1) All activities of logging of white wood (*Gonystylus* spp.) through permanent forest areas, areas of forest convertible into right forest shall be stopped provisionally (moratorium). (2) The domestic trade and export of the wood shall be stopped.

Article 2 Every body shall be prohibited from felling or releasing white wood (*Gonystylus* spp.) from its habitats located in both forests already charged by management rights or areas of other forests.

Article 3 (1) White wood (*Gonystylus* spp.) in the form of logs which are acquired before the stipulation of this decree shall be prohibited from being traded. (2) White wood (*Gonystylus* spp.) in the form of processed wood (sawn timber, panel etc) being stocks which is processed before the stipulation of this decree can be traded in the country after securing a license from the Minister. (3) The stocks as meant in

paragraph (2) are measured in accordance with the provisions in force. (4) Further provisions on the trade and distribution of the wood as meant in paragraphs (1) and (2) are stipulated by the Director General of Forestry Production Development and the Director General of Forest Protection and Natural Conservation.

Article 4 (1) Heads of Provincial Forestry Service of Heads of Regency/City Forestry Service and Heads of Natural Resources Conservation Centers/Units shall make inventories of and measures stocks of logs and processed wood which are felled or produced before the stipulation of this decree. (2) The stock of wood resulting from the making out of inventories and measurements as meant in paragraph (1) must be promptly frozen and safeguarded in places of the owners to prevent the volume from increasing or reducing. (3) Results of the inventories and measurement as meant in paragraph (1) and the freezing and safeguarding as meant in paragraph (2) shall be reported to the Minister not later than 30 (thirty) days as from the date of stipulation of this decree.

Article 5 Heads of Provincial Forestry Service of Heads of Regency/City Forestry Service and Heads of Natural Resources Conservation Centers/Units shall socialize this decree to all holders of Forest Concessions (HPH), Business Licenses to Exploit Areas, Business Licenses to Exploit Timber Forest Products, Licenses to Collect Timber Forest Products and communities.

Article 6 Provisions on the conservation and exploitation of white wood (*Gonystylus* spp.) shall be stipulated later.

Article 7 This decree shall come into force as from the date of stipulation.

Decree of the Minister of Forestry No. 168/Kpts-Iv/2001 Dated June 11, 2001. The Utilization and Distribution of White Wood (*Gonystylus* Spp).

The Minister of Forestry,

Considering :

- a. that in connection with the issuance of the Decree of the Minister of Forestry concerning a moratorium on the logging and trade of white wood (*Gonystylus* spp.), the utilization and distribution of white wood need further stipulation;
- b. that in relation to the matter in point a above, it is necessary to stipulate a decree of the Minister of Forestry on the utilization and distribution of white wood (*Gonystylus* spp.).

In view of :

1. Law No. 5/1990;
2. Law No. 5/1994;
3. Law No. 41/1999;
4. Law No. 23/1997;
5. Government Regulation No. 28/1985;
6. Government Regulation No. 6/1999;
7. Government Regulation No. 7/1999;

8. Government Regulation No. 8/1999;
9. Government Regulation No. 20/2001;
10. Presidential Decree No. 43/1978;
11. Presidential Decree No. 289/M/2000 jo. Presidential Decree No. 86/M/2000;
12. Presidential Decree No. 177/2000 jo. Presidential Decree No. 38/2001;
13. Decree of the Minister of Forestry No. 402/Kpts-IV/1990 jo. Decree of the Minister of Forestry No. 525/Kpts-II/1999;
14. Decree of the Minister of Forestry and Plantations No. 132/Kpts-II/2000;
15. Decree of the Minister of Forestry No. 123/Kpts-II/2001;
16. Decree of the Minister of Forestry No. 127/Kpts-V/2001.

DECIDES :

To stipulate :

Article 1 Referred to in this decree as :

1. White wood (*Gonystylus* spp.) shall be white wood in the form of log, sawn timber, wood working and furniture components;
2. Stocks of white wood shall be stocks of log, sawn timber, wood working and furniture components resulting from the inventory and measurement;
3. Owners of white wood shall be business entities or individuals controlling or passing logs in logponds/TPK/TPn and/or sawn timber, wood working and furniture components of white wood in both upstream and downstream timber processing industries;
4. Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES) shall be an international convention under the United Nations administration aimed at helping conserve species of flora and fauna in their natural habitats by means of controlling their international trade;
5. Non-commercial distribution of white wood shall be the distribution in the interest of (scientific) research, education and exchange of specimens between scientific institutions;
6. Independent assessor shall be somebody or an institution or statutory body entitled to carry field assessment in the framework of evaluating the performance of a managerial unit for certification of preservatively production-forest management.

Article 2

- (1) Holders of Forest Concessions (HPH) having white wood in their concession areas and already securing the endorsement of Annual Working Plants for Forest Concessions (RKT PH) or Annual Working Charts of Forest Concessions (BKT PH) for 2001 shall be prohibited from felling white wood as from April 11, 2001.

- (2) Heads of the Provincial Forestry Service shall revise RKT PH and BKT PH for 2001 with the production target of 0 (nil).
- (3) Holders of Licenses to Utilize Wood (IPK) and Rights to Collect Forest Products/Licenses to Collect and Utilize Wood (HPHH/IPPK) shall be prohibited from felling white wood as from April 11, 2001.
- (4) The provision as meant in paragraph (1) shall not apply to holders of HPH already securing Certificates of Preservatively Natural Forest Management (SPHAL) from independent agencies or Indonesian ecolabeling institutions.
- (5) The holders of HPH as meant in paragraph (4) already securing the endorsement of RKT PH for 2001 can fell white wood (*gonystylus* spp.) up to the date of expiration of the relevant RKT PH.
- (6) Independent assessors co-ordinated by the Indonesian Science Institute (LIPI) as the scientific authority shall reevaluate potentials of cluster areas of white wood in the HPH areas meant in paragraph (4) before formulating RKT PH for 2002.
- (7) In the case of the independent assessors as meant in paragraph (6) being not stipulated yet, LIPI shall reevaluate potentials of cluster areas of white wood.

Article 3

- (1) Stocks of white wood resulting from the inventory and measurement which have been executed up to May 31, 2001 as attached to this decree can be utilized for the domestic need and export up to August 5, 2001 in accordance with the provisions in force.
- (2) Any change in the form of stocks due to the processing into other products shall be reported to the authorized forestry officials and subsequently followed by inspection as well as making out an official report.
- (3) Owner of stocks shall be prohibited from increasing stocks unless the additional stocks come from mutation among the owners of stocks as meant in Article 3 paragraph (1).
- (4) The utilization of stocks for the domestic need and export shall be maximally as many as the volume mentioned in the list of attachments as meant in paragraph (1), which is controlled through the issuance of Certificate of Validity of Forest products (SKSHH).
- (5) Head of the Provincial Forestry Service shall control the distribution of white wood as meant in paragraphs (1) and (2) and report the following matters to the Minister of Forestry with a copy made available to the Director General of Forestry Production Development and the Director General of Forest Protection and Natural Conservation :
 - a. on July 9, 2001, the realization of utilization;
 - b. on August 5, 2001, the realization of the utilization and remainder of stocks as of August 5, 2001.

Article 4

- (1) The remainder of stocks originating from HPH already securing the SPHAL as meant in Article 2 paragraph (4) after August 5, 2001 can be utilized for the domestic need and export.
- (2) The distribution and utilization of stocks of white wood coming from HPH already securing the SPHAL as meant in paragraph (1) as from August 6, 2001 shall follow the provisions in force, in the case of the domestic need and procedures for CITES licensing, in the case of the export.

Article 5

The distribution and utilization of white wood as meant in Article 4 for commercial purposes shall be regulated as follows :

- a. the distribution and utilization of white wood in the country must be accompanied SKSHH issued by officials issuing SKSHH;
- b. in the case of the export, Documents on Transport of Wild Plants and Animals to Other Countries (SATS-LN) are issued to companies mentioned in the list of attachments as meant in Article 3 paragraph (1) that obtain raw materials from HPH already securing the SPHAL as meant in Article 2 paragraph (4);
- c. in order to obtain SATS-LN, companies are obliged to submit applications to the Director General of Forest Protection and Natural Conservation by accompanying certificates of origin of raw materials (SKSHH) and recommendations from the Provincial Forestry Service.

Article 6

Based on the applications and the requirements as meant in Article 5, the Director General of Forest Protection and Natural Conservation shall issue SATS-LN in accordance with CITES provisions.

Article 7

Institutions or agencies are allowed to utilize and distribute white wood in other countries for non-commercial purposes with the maximum volume of 5 m³ (five cubic meters) by means of submitting applications to the Director General of Forest Protection and Natural Conservation along with recommendations from LIPI.

Article 8

- (1) With the enforcement of this decree, the provisions in Article 1 paragraph (2), Article 2, Article 3 and Article 4 of Decree of the Minister of Forestry No. 127/Kpts-V/2001 as well as other provisions contravening this decree shall be declared null and void.
- (2) This decree shall come into force as from the date of stipulation.

ANNEX 6:

Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Malaysia

Federal Constitution

First introduced as the Constitution of the Federation of Malaya on Merdeka Day : 31st August 1957.
Subsequently introduced as the Constitution of Malaysia on Malaysia Day : 16th September 1963.

...

Article 74. Subject matter of federal and State laws.

- (1) Without prejudice to any power to make laws conferred on it by any other Article, Parliament may make laws with respect to any of the matters enumerated in the Federal List or the Concurrent List (that is to say, the First or Third List set out in the Ninth Schedule).
- (2) Without prejudice to any power to make laws conferred on it by any other Article, the Legislature of a State may make laws with respect to any of the matters enumerated in the State List (that is to say, the Second List set out in the Ninth Schedule) or the Concurrent List.

Article 76. Power of Parliament to legislate for States in certain cases.

- (1) Parliament may make laws with respect to any matter enumerated in the State List, but only as follows, that is to say:
 - (a) for the purpose of implementing any treaty, agreement or convention between the Federation and any other country, or any decision of an international organisation of which the Federation is a member; or
 - (b) for the purpose of promoting uniformity of the laws of two or more States; or
 - (c) if so requested by the Legislative Assembly of any State.

...

- (3) Subject to Clause (4), a law made in pursuance of paragraph (b) or paragraph (c) of Clause (1) shall not come into operation in any State until it has been adopted by a law made by the Legislature of that State, and shall then be deemed to be a State law and not a federal law, and may accordingly be amended or repealed by a law made by that Legislature.

...

Article 77. Residual power of legislation.

The Legislature of a State shall have power to make laws with respect to any matter not enumerated in any of the Lists set out in the Ninth Schedule, not being a matter in respect of which Parliament has power to make laws.

Ninth Schedule (Article 74, 77) 'Legislative Lists'

List I - Federal List

...

8. Trade, commerce and industry, including-

...

(b) Imports into, and exports from, the Federation;

...

List II - State List

3. Except with respect to the Federal Territories of Kuala Lumpur, Labuan and Putrajaya, agriculture and forestry, including-

...

(b) Forests.

Customs Act 1967 (Act 235, Laws of Malaysia)

31(1) The Minister may, by order -

(a) prohibit the importation into, or the exportation from, Malaysia or any part thereof, either absolutely or conditionally, or from or to any specified country, territory or place outside Malaysia, or the removal from one place to another place in Malaysia of any goods or class of goods ...

Customs (Prohibition of Imports) Order 1998 (PU (A) 210/98)

Second Schedule (goods which may not be imported into Malaysia except under an Import Licence)

(1) <i>Item No.</i>	(2) <i>Description of Goods</i>	(3) <i>Heading/ Subheading Number</i>	(4) <i>Country</i>	(5) <i>Ministry/Department/ Statutory Body Issuing</i>
6	Wood in the rough, whether or not stripped of its bark or merely roughed down; wood, roughly squared or half-squared, but not further manufactured	44.03	All countries	Ministry of International Trade and Industry [<i>sic</i>]

Note: amended by Customs (Prohibition of Imports) (Amendment) Order 2000 (PU (A) 190/2000)

Customs (Prohibition of Exports) Order 1998 (PU (A) 211/98 respectively)

Second Schedule (goods which may not be exported except under an Export Licence)

(1) <i>Item No.</i>	(2) <i>Description of Goods</i>	(3) <i>Heading/ Subheading Number</i>	(4) <i>Ministry/ Department/ Statutory Body Issuing Licence</i>
28	Logs, sawn timber, moulding, plywoods, veneer chips or partical boards, fibre boards, wood chips and groundwood	4401.21 000, 4401.22 000, 44.03, 44.04, 4405.00, 44.06, 44.07, 44.08, 44.09, 44.10, 44.11, 44.12, 4413.00 000, 4420.90 110, 4420.90 191, 4420.90 199	Malaysian Timber Industry Board

25-Jun-02 Malaysia implements a ban on imports of logs from Indonesia
01-Jun-03 Malaysia implements a ban on imports of flitches from Indonesia
11-Apr-03 Customs Directive

Malaysian Timber Industry Board (Incorporation) Act 1973

Part II (Establishment of the Board) [in force throughout Malaysia]

Section 12. Functions and powers of the Board.

(1) The functions of the Board are - (a) to regulate and control the trade in, and the marketing and distribution of, timber;

Part III (Regulation of the Timber Industry) [in force in Peninsular Malaysia and Sabah]

Section 13. Prohibition and penalty.

(1) No person shall export timber or carry on business as an exporter unless he is registered under this Act as an exporter.

...

(7) Any person who contravenes any of the provisions of this section is guilty of an offence and is liable on conviction to a fine not exceeding twenty thousand ringgit or to imprisonment for a term not exceeding three years or to both.

Part V (Miscellaneous) [in force in Peninsular Malaysia and Sabah]

...

Section 35. Power of Minister to issue directives.

(1) The Board shall be responsible to the Minister and the Minister may, from time to time, issue directives on any aspect of the functions of the Board and any such directive shall be binding on the Board.

National Forestry Act 1984 (Act 313, Laws of Malaysia)

An Act to provide for the administration, management and conservation of forests and forestry development within the States of Malaysia and for connected purposes.

...

Section 68. Removal pass.

(1) No person shall have in his possession, custody or control any forest produce unless he is in possession of a removal pass for the removal of such forest produce.

...

Section 85. Removal pass required for inter-State movement of forest produce.

(1) No person shall bring into the State from any other State any forest produce unless he is in possession of a valid removal pass issued by an authorized officer of the other State.

(2) Any person who contravenes subsection (1) shall be guilty of an offence and shall on conviction be liable to a fine not exceeding fifty thousand ringgit or to imprisonment for a term not exceeding five years or to both such fine and imprisonment.

Wood-Based Industries (State Legislatures Competency) Act 1984

An Act to confer on State Legislatures authority to pass laws with respect to the establishment and operation of wood-based industries.

Forests Ordinance 1954 (Chapter 126, Laws of Sarawak)

An Ordinance to provide for the protection and management of the forests of Sarawak, and to regulate the taking of forest produce.

...

96 (1) The Director [of Forests], with the approval of the Minister, may by order in the [Sarawak Government] Gazette-

...

(b) regulate or prohibit the export of any specified kind, form, grade or quantity of timber or other forest produce: Provided that any order made under this paragraph shall not be inconsistent with any regulations made under the Customs Act 1967.

...

(2) Any such order may provide that the contravention of any of the provisions thereof shall

constitute an offence and may provide for the punishment of any such offence by penalties not exceeding imprisonment for a term of five years and a fine of twenty-five thousand ringgit.

Wild Life Protection Ordinance 1998 (Chapter 26, Laws of Sarawak)

31. Any person who imports into or exports out of the State ... any wild plant specified in Part III of the Second Schedule, except under and in accordance with the terms and conditions of a licence issued by the Controller, shall be guilty of an offence: Penalty, imprisonment for one year and a fine of two thousand ringgit or five times the value of ... any wild plant imported or exported, whichever is greater.

...

Second Schedule, Part III (Section 31), Plants which may be imported or exported under licence

All plants, other than totally protected plants.

Forest Enactment 1968 (Sabah No. 2 of 1968)

An Enactment to repeal and replace the law relating to the preservation of forests and the regulation and control of dealings in forest produce; and for matters connected therewith and incidental thereto.

...

42. Rules.

(1) The Minister may make rules

...

(b) relating to forest produce generally, and in particular-

...

(iii) regulating or prohibiting the export⁵² of any forest produce and prescribing any fees and payments payable in respect thereof;

⁵²NB. *Sarawak's Forests Ordinance 1954* s. 96 (1) (b) and *Sabah's Forest Enactment 1968* s. 42 (1) (b) (iii) both appear to be *ultra vires* Article 74 (2) of the 1957 *Federal Constitution*

ANNEX 7:

Relevant sections of legislation pertaining to CITES implementation for Ramin in Singapore

Endangered Species (Import and Export) Act 1989

(Chapter 92A, Laws of Singapore)

An Act to give effect to the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora by controlling the importation, exportation and introduction from the sea of certain animals and plants and parts of such animals and plants and for matters connected therewith.

...

4. -(1) No person shall import, export, re-export or introduce from the sea any scheduled species [see Third Schedule below] without a permit.

(2) No person shall have in his possession, under his control, sell, offer or expose for sale, or display to the public any scheduled species which has been imported or introduced from the sea in contravention of subsection (1).

(3) Any person who contravenes subsection (1) or (2) shall be guilty of an offence and shall be liable on conviction to a fine not exceeding \$5,000 [USD2900] or to imprisonment for a term not exceeding one year or to both and, in the case of a second or subsequent conviction, to a fine not exceeding \$10,000 [USD5800] or to imprisonment for a term not exceeding one year or to both.

...

Third Schedule, Part II (Species Listed in Appendix III Of Cites) (incorporating Amendment S 512/2001) reads as follows:

<i>First column</i>	<i>Second column</i>	<i>Third column</i> <i>(Common name for</i> <i>information only)</i>	<i>Fourth column</i> <i>(Country of origin of</i> <i>species)</i>
THYMELAEACEAE (Aquilariaceae)	Gonystylus spp. #1	Ramin	Indonesia

Part III (Interpretation of notations under the second column of this schedule) reads as follows:

The symbol (#) followed by a number placed against the name of a species or higher taxon included in this Schedule designates parts or derivatives as follows:

#1 = Designates all parts and derivatives, except:

(a) seeds, spores and pollen (including pollinia);

(b) seedling or tissue cultures obtained in vitro, in solid or liquid media, transported in sterile containers; and

(c) cut flowers of artificially propagated plants.

Customs Act 1960 (Chapter 70, Laws of Singapore)

PART IV (Importation and Exportation)

Power to prohibit imports and exports

38. -(1) The Minister may, by notification in the Gazette, prohibit, absolutely or conditionally, the importation into, or exportation from, Singapore of such dutiable goods as are specified in the notification.

ANNEX 8:

Harmonised System of Customs Classification (HS Codes) Making Specific Reference to "Ramin" Used by Singapore and Malaysia

Efforts are underway to harmonise the HS Codes among the ASEAN nations. These efforts are part of the ASEAN Free Trade Area (AFTA) initiative. Since its first signing in 1992 the AFTA tariff reduction agreement has been broadened and accelerated, and a host of 'AFTA Plus' activities initiated. These AFTA Plus activities include efforts to harmonize Customs nomenclature valuation and procedures as well as to eliminate non-tariff barriers. In particular, the 2002 ASEAN Harmonised Tariff Nomenclature (AHTN) harmonises 10 800 tariff lines from all ten ASEAN member countries at the eight-digit level. Singapore switched from its original 9-digit HS codes to the 8-digit HS Codes based on the AHTN codes effective from 1 January 2003. Indonesia and Malaysia are also making progress towards switching to the AHTN HS Codes. The relevant codes in use at the time of this study are listed below.

I. HS Codes used in Singapore

HS Code	Description
44034931	Pulpwood of Ramin in the Rough
44034932	Baulks of Ramin in the Rough
44034933	Sawlogs & Veneer Logs of Ramin in the Rough
44034934	Sawlogs & Veneer Logs of Ramin Roughly Squared
44034935	Pit-Props (Mine Timber) of Ramin in the Round
44034936	Poles Piles & Other Wood of Ramin in the Round
44034939	Other Ramin Wood in the Rough NES
44072951	Ramin Wood Sawn Sliced or Peeled Over 6mm Thick Planed
44072952	Ramin Wood Sawn Sliced or Peeled Over 6mm Thick Sanded or End-Jointed
44072959	Other Ramin Wood Sawn Sliced Or Peeled Over 6mm Thick NES
440729500	Ramin sawntimber (9-digit code used prior to 31 December 2002)

Source: www.tradenet.gov.sg

II. 9-Digit HS Codes used in Malaysia

HS Code	Description
440349310	Ramin: pulpwood
440349320	Ramin: baulks
440349331	Ramin: sawlogs and veneer logs: in the rough
440349332	Ramin: sawlogs and veneer logs: roughly squared
440349340	Ramin: round pit-props (mine timber)
440349350	Ramin: poles, piles and other round wood
440349390	Ramin: other wood in the rough, whether or not stripped of bark or sapwood, or roughly squared
440729120	Decks: of Ramin

Source: Malaysian Customs Tariff (Harmonized System) on Import/Export Duty (Incorporating all Amendments as at 1st January 1999)

III. 9-Digit HS Codes used in Indonesia

HS Code	Description
440310220	Wood in the rough, treated with paint, stains, of Ramin
440349400	Ramin logs
440729120	Sawn lengthwise but not planed, sanded or finger-jointed
440729220	Sliced or peeled but not planed of Ramin
440729320	Parquet flooring of Ramin
440729920	Other forms of Ramin
440920913	Ramin mouldings (S2S, S4S, E4E) and Ramin decorative timbers
440920923	Ramin dowels
440929993	Ramin moulding (profile) and Ramin finger-jointed timbers

Source: Indonesian National Bureau of Statistics (BPS) 2002

ANNEX 9: The "unofficial" Lee-Suharto 1976 trade-statistics agreement

In the second volume of his memoirs (Lee, 2000), Singaporean Senior Minister Lee gives an account of the 1976 agreement and the context in which it was reached:

"To support his diplomacy with the Afro-Asian world [Sukarno] had a sharp if opportunistic foreign minister in Dr Subandrio. During 1963 Subandrio often saw me in Singapore, whenever he was in transit. As the formation of Malaysia became imminent, he began talking in arrogant terms. Sitting beside me on a settee in my office at City Hall one morning, he tapped my knee and waved his hand at the window to say, "Look at all the tall buildings in Singapore. They are all built with Indonesian money, stolen from Indonesians through smuggling. But never mind, one day Indonesia will come here and look after this country and put this right." By "smuggling", Subandrio was referring to exports through Singapore by their own merchants who evaded Indonesian taxes and foreign exchange requirements." (p. 294-295)

"When Suharto visited Singapore, unofficially, on 29 November 1976 ... I agreed to provide him, unofficially, with our trade statistics to help them curtail "smuggling", but asked that they should not be made public. He wanted these trade figures to be published. I explained that as our statistical classifications were different from theirs, publication would cause more misunderstanding. Suharto was confident he could manage the Indonesian press. Finally he agreed to examine the long-term implications of publication before taking this step." (p. 304-305)

"By the mid-1980s ... Our economic relations had also improved. Indonesia had opened up all its ports to all ships and relaxed its rules for import and export. They no longer harboured suspicions of "smuggling" to Singapore. (Of course there were new complaints, that Indonesian traders were smuggling, from Singapore into Indonesia, electronic and other consumer durables to avoid paying high import duties. But this was an Indonesian customs problem for which we could not be blamed.) Also, Singapore's role as middleman for Indonesia's trade with China had ceased to be an issue because Indonesia had opened direct trade with China." (p.308)

ANNEX 10: Scheduled locations of Customs check points in Indonesia, Malaysia and Singapore

Malaysia

Malaysia's import/export procedures (Customs Rules 1977) specify that goods may be imported or exported via land, air or sea at the following scheduled locations:

International Airports (LTA)

- LTA Langkawi, Kedah
- LTA Bayan Lepas, Pulau Pinang
- LTA Kuala Lumpur, Sepang
- LTA Senai, Johor
- LTA Kota Kinabalu, Sabah
- LTA Labuan, Sabah
- LTA Kuching, Sarawak

Ports

- Kuah, Langkawi
- Teluk Ewa, Langkawi
- Pulau Pinang
- Butterworth
- Lumut, Perak
- Pelabuhan Kelang, Selangor
- Melaka
- Pasir Gudang, Johor
- Tg. Belungkor, Johor
- Kuantan, Pahang
- Tg. Gelang, Pahang
- Kemaman, Terengganu
- Pengkalan Kubor, Kelantan
- Kota Kinabalu, Sabah
- Labuan, Sabah
- Sandakan, Sabah
- Kuching, Sarawak
- Miri, Sarawak
- Sibu, Sarawak

Roads

- Padang Besar, Perlis
- Wang Kelian, Perlis
- Bukit Kayu Hitam, Kedah
- Pengkalan Hulu, Perak
- Johor Bahru, Johor
- Gelang Patah, Johor

Rantau Panjang, Kelantan
Sindumin, Sabah
Tebedu, Sarawak
Sungai Tujuh, Sarawak

Railway Stations

Padang Besar, Perlis
Johor Bahru, Johor
Tanjung Pagar, Singapura
Rantau Panjang, Kelantan

Indonesia

Indonesia lists the following locations:

International Airports

Polonia, Medan, North Sumatra
Tabing, Padang, West Sumatra
Simpang Tiga, Pekan Baru, Riau
Hang Nadim, Batam Island, Riau
Talang Betutu, Palembang, South Sumatra
Soekarno Hatta, Jakarta
Juanda, Surabaya, East Java
Adisoetjipto, Yogyakarta, Central Java
Adisoemarmo, Solo, Central Java
Husein Sastranegara, Bandung, W. Java
Sepinggan, Balikpapan, E. Kalimantan
Supadio, Pontianak, West Kalimantan
Hasanuddin, Ujung Pandang, S Sulawesi
Sam Ratulangi, Manado, North Sulawesi
Ngurah Rai, Denpasar, Bali
El Tari, Kupang, East Nusa Tenggara
Patimura, Ambon, Maluku
Frans Kaisiepo, Biak, Irian Jaya
Sentani, Merauke, Irian Jaya

Sea Ports

Port of Malahayati/Krueng Raya, Aceh
Port of Lhok Semaue, Aceh
Port of Sabang, Aceh
Port of Kuala Langsa, Aceh
Port of Meulaboh, Aceh
Port of Susoh, Aceh
Port of Blang Lancang, Aceh
Port of Lhok nga, Aceh

Port of Singkil, Aceh
Port of Belawan, North Sumatera
Port of Gunung Sitoli, North Sumatra
Port of Kuala Tanjung, Tanjung Balai Asahan, North Sumatra
Port of Sibolga, North Sumatra
Port of Pangkalan Susu, North Sumatra
Port of Pangkalan Brandan, North Sumatra
Port of Teluk Bayur, West Sumatra
Port of Muara Sabak, Jambi
Port of Dumai, Riau
Port of Pekan Baru, Riau
Port of Selat Kijang, Tanjung Pinang, Riau
Port of Batu Ampar, Kabil/Danau Nongsa, Sekupang, Batam Island, Riau
Port of Bagan Siapi-api, Riau
Port of Tanjung Balai Karimun, Riau
Port of Tembilahan, Riau
Port of Dabo Singkep, Riau
Port of Siak Sri Indrapura, Riau
Port of Kijang, Riau
Port of Kuala Enok, Riau
Port of Pasir Panjang, Riau
Port of Sungai Pakning, Riau
Port of Udang Natuna, Riau
Port of Sambu Belakang Padang, Riau
Port of Tanjung Uban, Riau
Port of Palembang, South Sumatra
Port of Pangkal Balam, South Sumatra
Port of Muntok, South Sumatra
Port of Taboali, South Sumatra
Port of Blinyu, South Sumatra
Port of Manggar, South Sumatra
Port of Plaju, South Sumatra
Port of Sungai Gerong, South Sumatra
Port of Tanjung Pandan, South Sumatra
Port of Pulau Baai, Bengkulu
Port of Panjang, Lampung
Port of Cirebon, West Java
Port of Balongan, West Java
Port of Cigading, West Java
Port of Merak, West Java
Port of Shinta Arjuna, West Java
Port of Tanjung Karang, West Java
Port of Tanjung Sakong, West Java
Port of Tanjung Priok, Jakarta
Port of Cilacap, Central Java

Port of Tanjung Emas, Central Java
Port of Pekalongan, Central Java
Port of Tegal, Central Java
Port of Meneng, East Java
Port of Tanjung Perak, East Java
Port of Panarukan, East Java
Port of Probolinggo, East Java
Port of Gresik, East Java
Port of Poleng, East Java
Port of Banjarmasin, South Kalimantan
Port of Samarinda, Central Kalimantan
Port of Bontang, East Kalimantan
Port of Balikpapan, East Kalimantan
Port of Bunyu, East Kalimantan
Port of Juata Terakan, East Kalimantan
Port of Tanjung Batu, East Kalimantan
Port of Tanjung Santan, East Kalimantan
Port of Tanjung Sangata, East Kalimantan
Port of Telok Sibuko, East Kalimantan
Port of Senipah, East Kalimantan
Port of Ujung Pandan, South Sulawesi
Port of Pare-Pare, South Sulawesi
Port of Balantang, Malili, South Sulawesi
Port of Pomalaa, South Sulawesi
Port of Kendari, South East Sulawesi
Port of Pantaloan, Central Sulawesi
Port of Bitung, North Sulawesi
Port of Benoa, Bali
Port of Celukan Bawang, Bali
Port of Lembar, West Nusa Tenggara
Port of Bima, West Nusa Tenggara
Port of Tenau, Kupang, East Nusa Tenggara
Port of Ambon, Maluku
Port of Ternate, Maluku
Port of Galala, Maluku
Port of Pulau Gebe, Maluku
Port of Waisarisa, Maluku
Port of Jayapura, Irian Jaya
Port of Sorong, Irian Jaya
Port of Amafure, Irian Jaya
Port of Teluk Kasih/Salawati, Irian Jaya
Port of Port of Dili, East Timor

Singapore

Singapore lists the following locations (excluding the Indonesian island of Batam through which Singapore carries out substantial trade):

Airports

Singapore Changi Airport

Seletar Airport

(Air consignments upon import into Singapore are deposited in the Changi Free Trade Zone. They are declared through Changi Air Cargo Customs checkpoint.)

Sea Ports

Keppel Free Trade Zone

Pasir Panjang Free Trade Zone

Jurong Free Trade Zone (Jurong is the location of the Barter Trade Jetty)

Sembawang Free Trade Zone.

Customs checkpoints are located immediately outside these FTZs.

Road

Woodlands Checkpoint

Tuas Checkpoint

Rail

Woodlands Train Checkpoint

ANNEX 11: Terminology and coding systems for timber products, with special reference to items containing Ramin and Ramin parts and derivatives

#	HS Code Chapters and 4-Digit Examples (1986)	FAO Code No.	ITTO
1	4403 : Wood in the rough or roughly squared	1861 : Roundwood	Logs
2	4407 : Wood sawn, chipped, sliced or peeled, >6mm thick	1872 : Sawnwood +Sleepers	Sawnwood
3	4408 : Veneer sheets & sheets for plywood, etc, ?6mm thick	1873 : Wood-based Panels	Veneer
4	4409 : Wood, continuously shaped along any edge or face	1872 : Sawnwood +Sleepers	SPWP
5	4412 : Plywood, veneered panels and similar laminated wood	1873 : Wood-based Panels	Plywood
6	4414 : Wooden frames ...	-	
7	4417 : Wooden tools ...	-	
8	4418 : Builders' joinery and carpentry	-	
9	4420 : Wood marquetry, inlaid wood; caskets of wood ...	-	
10	4421 : Other articles of wood	-	
11	47xx : Pulp of wood ...	1875 : Wood Pulp	
12	48xx : Paper or paperboard ...	1876 : Paper + Paperboard	
13	66xx : Umbrellas, walking-sticks, ... and parts thereof	-	
14	85xx : Electrical equipment ... accessories	-	SPWP
15	94xx : Furniture ... prefabricated buildings	-	(Secondary
16	95xx : Toys, games and sports requisites; parts & accessories	-	Processed
17	97xx : Works of art, collectors' pieces and antiques	-	Wood Products)

Source: Harmonized System of Custom Classification (HS Codes); Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO) Yearbook of Forest Products; International Tropical Timber Organization (ITTO).

Notes: CITES refers to "logs" (#1), "sawn timber" (#2) and "all recognizable parts and derivatives except sawn timber and logs" (#2-17 and perhaps others, referred to as "processed products" in this report).

ANNEX 12: Summary of Recommendations of the Tri-National Ramin Workshop, April 15-16 2004, Kuala Lumpur, Malaysia

Action	Agency	Timeline for Implementation
1. Improve existing mechanisms for rapid exchange of information on interdiction of infractions (and to encourage law enforcement) regarding trade in Ramin.	Customs agencies, CITES MAs (and SFC), police (Identify individual contact points, phone numbers, emails etc)	To Be Confirmed
2. Information on all national Ramin export and re-export requirements (legislation and procedures) from ID, MY and SG (all jurisdictions) to be disseminated to the three countries (and their importing partners) to ensure all relevant agencies are informed	PHKA as focal point for Govt of ID; MTIB (PMY and Sabah), SwFD and STIDC for Govt of MY; AVA for Govt of SG.	To Be Confirmed
3. Harmonised customs codes between ID, MY and SG on Ramin cargoes and products. (Supporting ASEAN recommendations on economic integration.)	PHKA (linking with Customs Department and MITI); Royal MY Customs Department; Customs and IE Singapore. MY Customs Department; Customs and IE Singapore.	To Be Confirmed
4. Clarification of statistical data discrepancies through consultation between CITES MAs and customs departments (to assist enforcement of Appendix III, and to demonstrate actions being taken at the national level).	PHKA (linking with Customs Department and MITI and BPS); MTIB, DoStats, Customs; SwFD and STIDC (MY); Customs, IE Singapore and AVA (Singapore)	To Be Confirmed
5. Creation of a tri-national taskforce on CITES Ramin trade law enforcement (<i>specific tasks/actions</i> : intelligence sharing and monitoring of CITES implementation) to help resolve illegal trade, and to frame long-term co-operative action.	Singapore: AVA (CITES MA) and ICA; Malaysia: MTIB and Sarawak Forest Department (CITES MAs) Sarawak Forestry Corporation (enforcement); Indonesia: DG of PHKA (CITES MA)	Workshop delegations from Indonesia, Malaysia and Singapore to discuss with higher authorities regarding approval.

Recommendations of Malaysian National Workshop

Action	Agency
1. Disseminate information on CITES procedures to industry and other government agencies	MTIB, SWFD
2. Clarify requirements and procedures for trading timber under the “barter trade”/border trade agreement with Indonesia in Peninsular Malaysia and Sabah	KPU
3. Identify mechanism to enforce CITES for imports of logs and sawn timber via coordination between Forestry Departments and MTIB in Peninsular Malaysia	KPU
4. Increase checks of illegal landing sites in Peninsular Malaysia	Marine Police
5. Determine procedure for disposal of confiscated cargoes of illegal ramin	KPU
6. Determine mechanism to ensure that Free Zones are not used for laundering illegal ramin	KPU
7. Determine mechanism to ensure that Malaysian CITES and equivalent certificates are only given for genuine Malaysian ramin	MTIB, State Forestry Departments, MTCC
8. Carry out a study to determine the status of ramin in Malaysia and to develop appropriate silvicultural guidelines for peat swamp forests in general and ramin in particular	Forest Departments, FRIM, MTCC

MTIB -Malaysian Timber Industry Board,

SWFD - Sarawak Forestry Department

KPU - Ministry of Primary Industries,

FRIM - Forest Research Institute Malaysia,

MTCC - Malaysian Timber Certification Council.

Summary of issues and action plan of trade and enforcement of Ramin arising from the Indonesia National Workshop

Issues	Proposed action to be taken	Proposed lead agent
Problems of enforcement on wild harvest and trade monitoring from within protected area	Improve the trade enforcement/monitoring system	DG of PHKA Provincial Forestry
	Re-register the national stockpile of Ramin and find the solution to use the stock	
Problems on Ramin identification	Disseminate information of Ramin to the relevant enforcement officers	DG of PHKA and DG of BPK
Practical solution to enhance the effective enforcement for both harvest and trade (domestic and international)	Improve enforcement and trade monitoring mechanism of trade in the species	DG of PHKA DG of Custom and Excise Provincial Forestry
	Issues of enforcing quota of Ramin	Provincial Forestry
How to harmonize the statistical records among the relevant agencies	Improve harvest monitoring mechanism in provincial (forestry) level	Provincial Forestry
	Delegate the authorities for trade monitoring to BKSDA (Provincial PHKA)	DG of PHKA
Identify the key issues on enforcement collaboration with the neighboring countries	Improve coordination among Ministry of Forestry, MITI, Custom and National Bureau of Statistics	DG of PHKA DG of BPK DG of Custom and Excise
	Proposed special agenda of trade in Ramin in the next ASEAN meeting	DG of PHKA Possibly ASEAN Secretariat (Forestry Section)
Solution to the existing counter/barter trade between Indonesia and the neighboring countries	Need to resolve the internal problems on barter trade issues among the relevant national agencies (Custom and MITI)	DG of Custom and Excise MITI
	Issues of policy of total ban	LIPI DG of PHKA DG of BPK FORDA
Terminology of illegal trade in Ramin	Need to improve the CITES info and regulations to the relevant authorities	MITI DG of Custom and Excise DG of PHKA

TRAFFIC, the wildlife trade monitoring network, works to ensure that trade in wild plants and animals is not a threat to the conservation of nature. It has offices covering most parts of the world and works in close co-operation with the Secretariat of the Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES)

For further information contact:

The Director
TRAFFIC Southeast Asia
Unit 9-3A, 3rd Floor
Jalan SS23/11, Taman SEA
Petaling Jaya, Selangor
Malaysia
Telephone: (603) 7880 3940
Fax: (603) 7882 0171
Email: tsea@po.jaring.my

The Executive Director
TRAFFIC International
219a Huntingdon Road
Cambridge CB3 0DL
United Kingdom
Telephone: (44) 1223 277427
Fax: (44) 1223 277237
Email: traffic@trafficint.org

TRAFFIC

is a joint programme of



IUCN
The World Conservation Union